

# 研究紀要

第2号

名古屋城調査研究センター研究紀要  
第2号

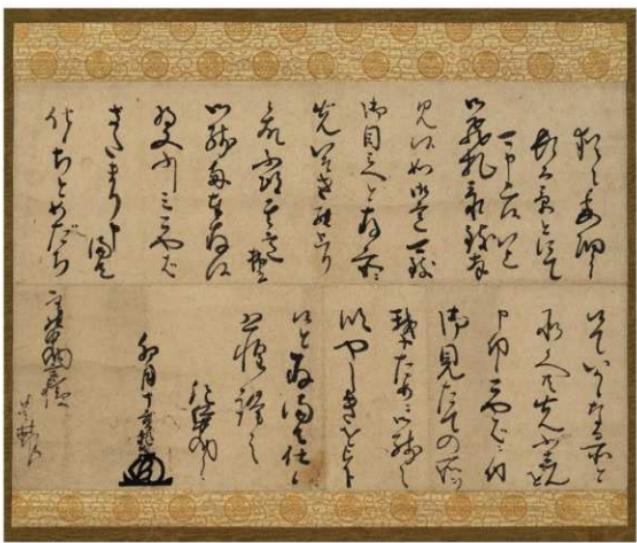
## BULLETIN of NAGOYA CASTLE RESEARCH CENTER Vol.2 MARCH 2021

桶狭間合戦考	9	服部 英雄
「紀伊中納言（徳川頼宣）書状 尾張中納言（徳川義直）宛 から読み解く徳川一門の公儀普請	37	原 史彦
「御小納戸日記」にみる名古屋城二之丸御庭の改造	51	木村 慎平
聞天閣の誕生、焼失、保存	71	小西 恒典
名古屋城本丸石垣考	93	木村 有作 服部 英雄
〈資料紹介〉名古屋城二之丸出土の「滴水瓦」について	138 (1)	高橋 圭也

Consideration of Okehazama-no-kassen battle	9	HATTORI Hideo
An Analysis of the system assigning various daimyo construction tasks without compensation by the Tokugawa clan on a Letter from Kii Tokugawa 1st Yorinobu to Owari Tokugawa 1st Yoshinao.	37	HARA Fumihiko
Remodel of Nagoya Castle Ninomaru Garden during the early nineteenth century, based on “Okonando-nikki”	51	KIMURA Shimpei
History and Preservation of Montenkaku	71	KONISHI Tsumenori
Consideration of Nagoya Castle Honmaru Ishigaki ; Why is Uchibori an empty moat where water does not collect?	93	HATTORI Hideo KIMURA Yusaku
Tekisui Roof Tile excavated from Nagoya Castle Ninomaru Garden (Present document)	138 (1)	TAKAHASHI Keiya

『名古屋城調査研究センター研究紀要』第2号 正誤表

頁	箇所	誤	正
18	本文上段 24 行目	上掲『寛政重修諸家譜』には…	上掲『寛政重修諸家譜』 <sup>6</sup> には … ※上掲は削除する
55	本文上段 23 行目	三之丸内の屋敷である。 <sup>13</sup>	三之丸内の屋敷である。 <sup>12</sup>
	本文下段 1 行目	空き家になっていた。 <sup>14</sup>	空き家になっていた。 <sup>13</sup>
	本文下段 16 行目	史料としても貴重である。 <sup>15</sup>	史料としても貴重である。 <sup>14</sup>
	本文下段 20 行目	御庭預本役となつた。 <sup>16</sup>	御庭預本役となつた。 <sup>15</sup>
56	本文上段 20 行目	帰国が四月二日 <sup>17</sup> に迫り…	帰国が四月二日 <sup>16</sup> に迫り…
	本文下段 16 行目	描かれている(図2)。 <sup>18</sup>	描かれている(図2)。 <sup>17</sup>
	本文下段 23 行目	此所御植溜と成」という。 <sup>19</sup>	此所御植溜と成」という。 <sup>18</sup>
59	註 18	<u>18</u> 『金城温古錄』(四) …	<u>19</u> 『金城温古錄』(四) …
	註 19	<u>19</u> 『金城温古錄』(三) …	<u>18</u> 『金城温古錄』(三) … ※註番号を入れ替える
94	本文上段 18 行目	(瓦を含む盛土)と考えた。 土層・層序は…	(瓦を含む盛土) と考えた。土層・層序は… ※上記のように改行する
128	本文上段 23 行目	石垣が完成させていた…	石垣を完成させていた…
136	本文左段 9 行目	3-3 ③滴水瓦が…	3-3 ②滴水瓦が…



図版1 紀伊中納言（徳川頼宣）書状 尾張中納言（徳川義直）宛 名古屋城総合事務所蔵



図版2 伏見町中繪圖 名古屋市蓬左文庫蔵

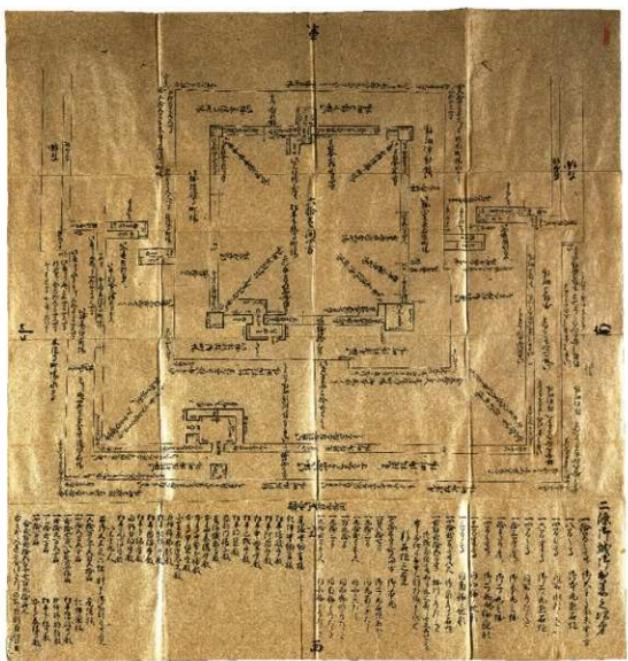


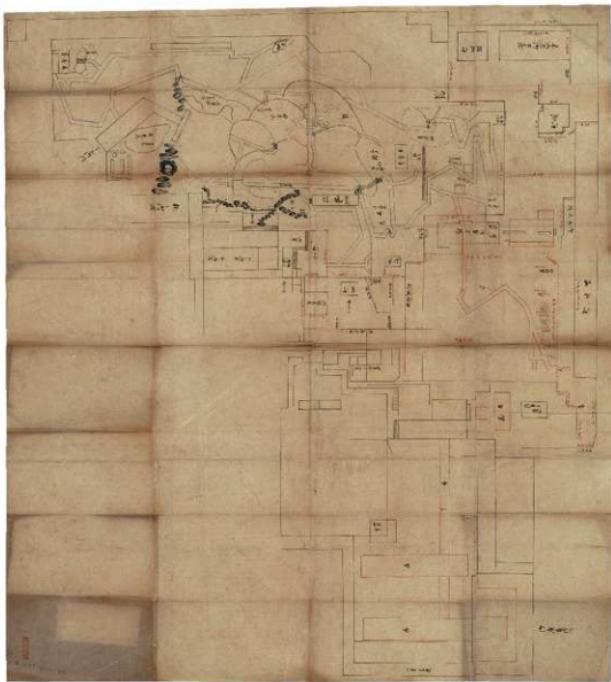
図3 二条御城繪図 名古屋市蓬左文庫蔵



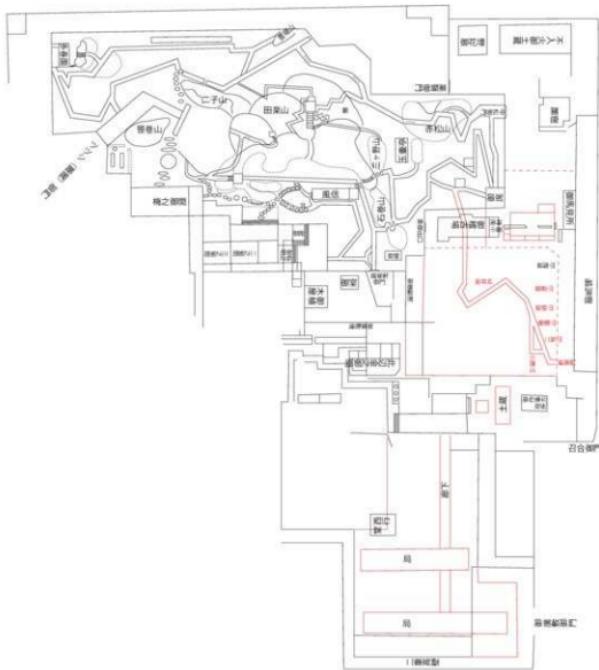
図版4 尾州知多郡大高古城図 名古屋市蓬左文庫蔵



図5 尾州知多郡大高之内鷺津丸根古城図（大高兵換入） 名古屋市蓬左文庫蔵



図版6 御城二之丸之図 名古屋市蓬左文庫蔵



口絵7 銀城二之丸之図（口絵6）トレース図



図絵8 天守台石垣 北西隅石下部（北面側から撮影）



図絵9 天守台石垣 北西隅石下部（西面側から撮影）

## 桶狭間合戦考

服部 英雄

### キーワード

海岸堡 降雹 水軍 桶狭間山 織田信長 今川義元 松平元康 (徳川家康) 大高城 鶴殿長照 熊野水軍 梶川平左衛門 鳴海城兵糧入 大野衆 小川 (緒川) 衆 信長公記 天理大学図書館本 三河物語

### 要旨

桶狭間合戦を桶狭間山での局地戦ではなく、伊勢湾北部の制海権に関わる総力戦としてとらえ直した。『信長公記』に大高城・鳴海城に関わる潮汐記述があるように、絵図に海、入江が描かれるように、両城は海の城（海岸堡 beachhead）である。今川方の大高城城主鶴殿長照の苗字の地「鶴殿」は三河ではなく、紀伊・熊野で、熊野川河口左岸にあった。熊野別当湛増を祖とする鶴殿は熊野系水軍で、今川義元は尾張侵攻の布石として、鶴殿長照を城将に配した。織田方・大野衆（佐道・緒川衆・水野）が加わった大高城をめぐる攻防は海戦で、兵糧入れに軍船が使用された可能性が高い。近世に尾張藩が作成した絵図も陸側ではなく、海側の視点から描いている。今川方鳴海城の軍船を制御したのは織田方・中島砦で、守つた梶川平左衛門は、同盟者緒川水野の臣下で、信長配下ではなかった。河川水軍として卓逸し、信長に懇望されて鳴海城至近からの鳴海津の軍船攻撃を担い、鳴海城の機能を喪失させた。

緒戦（朝合戦）の驚津・丸根の攻防は海戦に始まる。最終合戦（惣崩）

終了後、圧勝した織田方は大高城・鳴海城両城を無視し攻撃しなかった。ようで、動産である軍船の多くは、無傷だった。織田信長の勝因

は降雹を施設内（丹下砦・善照寺砦・中島砦）でしのいたことにある。野ざらしでの暴風雨と、著しい気温の低下で、今川方は体力および火器の機能を失い、対する信長方は自在に鉄砲を打ち込み、圧勝した。

### 目次

はじめに 本稿の基調

(一) 海からの視点

(二) 水雨・降雹

(三) 史料について

一 海からの視点

(一) 熱田・大高・大野の海上交通

(二) 海城（海岸堡）としての大高城・鳴海城

(三) 大高城将鶴殿長祐・長照は熊野水軍

(四) 中島砦・梶川平左衛門

(五) 大高城兵糧入は海路から

(六) 帆路について

## 二 降電

- (一) 後卷・今川義元の行動
- (二) 清州から宮へ・名古屋(那古野)城ほかに配備された兵と馬と
- (三) 宮から鳴海 下道と上道(東海道)
- (四) 胡合戦
- (五) 降電の直撃 桶狭間山本陣
- (六) 惣崩・鉄砲隊射撃

むすび 桶狭間合戦は海陸の戦い

### 図版目録

#### 図1 空中写真

口絵4・5蓬左文庫大高城図・大高鷺津丸根図  
図2 鳴海城 図3 斎掛城 図4 大野城

#### はじめに 本稿の基調

永禄三年(一五六〇)五月十九日、桶狭間合戦は織田信長のスタートで、天下を狙うことになる織田信長の第一歩である。織田信長は清洲城が居城だが、名古屋(那古野)城の主でもある。軍事的緊張が増し、名古屋城の機能も強化される。総力戦として管轄下の軍事施設・基地はフル動員される。

信長は少數の兵力で数倍の敵を撃ち破り、御大将・今川義元を戦場にて討ち取った。その首級は清洲に運ばれた。通常、大将は安全な後方に

陣を構え、二重三重に守られる。劣勢になれば、いち早く戦場を離れる。

大将の戦場での敗死はわずかな例しかない。劇的な勝利であった。いつたが起きていたのか。

事件を解明するあたり、本稿は以下の視点三つを提示する。

#### (一) 海からの視点

『信長公記』に「鳴海の城、南ハ黒木の川とて入海、塩の差引、城下迄在之(中略)今川義元、沓懸へ参陣、十八日夜に入、大高之城へ兵糧入、無助様に、十九日朝塩の満干を勘かへ、取出を可払旨必定と相聞候之由」とある(『愛知県史』資料編14・五六、五七頁)。海と塩についての記述が複数ある。なぜ潮流についての記述があるのか。二つの城は潮流の影響を大きく受けている。つまり海域(海岸堡 beachhead)である。十九日朝の潮汐は戦局に大きな影響を与えるものだ。『信長公記』のこの記述は、両城の本質が海の城であることを明白に語っている。大高城への兵糧入の文脈にて、潮を考慮し実行するとあつた。ならば海路が使われていた。

『信長公記』天理大学図書館本は、大野衆・緒川衆という水軍の動向にも触れている。すなわち織田方の配陣記事の末尾に「大高之南大野・小河衆被置」とある(『愛知県史』同上・五七頁)。大野・小河は知多半島西と東、それぞれの湊である。この記述は前段に善照寺、中島、鷺津丸根の各島とその守将の名を記している。改行してこの記述になるが、「替」の語がなく、城将の名前が書かれていなし。彼らが水軍であつたからで、替ではなく軍船で守り、戦い、衆として行動した。大高の南は地理的には丘陵であるが、今よりずっと海が近接していた。当時の人た

ちが南は海と理解していたことは、関連する絵図などにあきらかである。

織田方水軍・大野衆（佐治）・織川衆（水野）という西・東の水軍が、

大高城・鳴海城（根古屋城）、そして今川方に与同する飼浦服部水軍（木曾川河口）と、三角形・四角形で対峙した。また鳴海城を撃討した中島砦の守将、梶川平左衛門は織川水野の配下であって、信長からの指令を受ける立場ではなかつたが、水軍としての特殊技能により入城を要請された。

天理本の紹介は流布していた陽明文庫本よりも遅れた。この記事によつて、大野・織川を結んだベルト地帯を織田方が掌握していたことが明らかになつた。知多郡北半部はけつして空疎地帯ではない。尾張に入つた今川義元は、この敵対勢力を警戒しつつ、行動しなければならなかつた。桶狭間山から動けなかつた理由であろう。海と陸の動向が鍵となる。

「信長公記」の著者太田牛一の周辺には陸戦参加者が多かつたから、華々しくドラマチックだった陸戦の勝利を詳しく描寫した。海戦は別の部隊の行動だから、簡略にしか叙述されなかつた。これまでの桶狭間研究において、海の記事に着目し、分析し言及した研究はきわめて少なく、むろん主流ではない。

これまでの研究を読み限り、潮汐を利用したとする「信長公記」の記述は活かされなかつた。行動を阻害する与件として、海をみる見解が主流であつた。以下、本稿では大高城・鳴海城の機能を海から考へる。松平元康の大高城兵糧入については海路による可能性を追求する。むろん、これまでほそうした提案はない。本稿は等閑視されてきた海が持つ意味を、積極的に取り上げ、戦いを考え直す。桶狭間の合戦は桶狭間山周囲

の局地戦ではなく、伊勢湾での制海権争奪を含む、知多半島北部、陸・海の合戦ではないか。

## (二) 氷雨・降雹

桶狭間合戦があつた永禄三年五月十九日をユリウス暦に直せば、一五六〇年六月十二日となる。真夏といつてよい。その日、「信長公記」によれば、「急雨石冰を投打様」とあって、俄雨になり石のよう氷塊が降つた、という。降雹、冰雨である。陽明文庫本は急雨にムラサメと読み仮名をふる（天理本は「大雨」。ムラサメは「驟雨」）ことで激しくなつたり、弱くなつたりする二ワカ雨をいう。

二〇二〇年六月、筆者は雹を体験した。思いは桶狭間に及んだ。雹は積乱雲の急激な発達が原因である。場合によつては雷が鳴り、大雨が降る。「三河物語」は「車軸の雨」が降つた、と表現した。

「尾張名所図会」は雨中の決戦の様子を描いている。嵐をひいて、信長が義元本陣に突入したというイメージが定着していた。しかし「信長公記」には、雨中の戦いとは書かれていない。「身方（味方）後の方に離かる」、「空晴る」とある。信長方は雹を「後（あと）の方」にすることができる。

雨が勝敗の分かれ目になつたとは、だれしも考える。新田次郎に「梅雨將軍信長」という作品がある。天文所に務めた経歴のある平手左京亮という人物が、その日の豪雨が降ると予想したことを受け、信長が籠城策から野戦に切り替えたとしている。文学学者である以前に気象学者であつた新田次郎らしい想で、平手は新田次郎自身の投影である（ただし桶狭間は梅雨ではなく雹である）。

ところがアカデミズムの側での雨の影響を分析した論者は皆無に思われ、不思議に思うほどだ。小和田哲男『図説 織田信長』（二〇〇一・河出書房新社）では、「折から暴風となり、奇襲されることを全く予測していなかった今川勢は絶崩れとなつた」とするが、原因・結果の説明がない。小和田『軍師・参謀』（中公新書・一九九〇）では、「西から東、つまり信長に追い風となつた「風の吹き方」が信長勝利につながつたとするけれど（二一八頁）、説得力を感じない。

過去の歴史家は「石冰」も「車輪の雨」も体感できないまま、「信長公記」に記された軍事行動を追跡した。本稿は降雹・水雨こそが信長に直接的な勝機を与えたと考え、義元と信長、それとの位置と行動の関係を、時刻を追つて復原する。信長隊は營にて氷雨をやりすごし、晴れ間をみて桶狭間山・義元本陣に突入した。当然、鉄砲が駆使できた。野营地で昼食中、降雹に打たれた義元本陣はずぶ濡れになり、急激に低下した気温と強い風に混乱していた。軍事行動は大きく制約される。勝因は気象への対処の差にある。これが第二の視点・切口である。

### （三）一次史料と二次史料

合戦について記す史料は多くはないが、「信長公記」という望むべき最高の史料がある。これまでの桶狭間研究は、事實上「信長公記」研究であった。なくてはならない史料ではあるが、しかし「信長公記」には口承文芸的な要素もある。陽明本と天理本、相互の出入り・差異は、語り物として、文字化されなかつたことに由来するのではないか。語り物であれば、聽衆の歓心に迎合し、史実から離れ、作品化・物語化もされる。歴史学では一次史料である書状や感状など、ほぼ時間をおかずして、当事

者・関係者により作成された史料を、リアルタイム史料として重視する。本稿でも桶狭間に関わる一次史料を最優先する。数は少ないけれど、研究者が取り上げなかつた貴重な記述は案外にあって、「愛知県史」や「静岡県史」に収録されている。信長鉄砲隊の行動は「信長公記」に記述はないけれど、古文書に明記されている。

本稿は古文書を主とし、編纂叙述を從たる史料とする。「信長公記」は一定の留保を付して使用する。不自然な記述があれば、保留し、絶対的な信頼をおかない。

本稿が依拠した関係史料集は『甲陽軍鑑』を引用しない。『甲陽軍鑑』は他国（遠国）にいる当事者ではない人物による記述で、叙述は創作が多い（藤本正行『桶狭間の戦い』）。もし今川軍による「乱取り」があつたのなら、奪つた甲冑や人をそのあと、どう運ぶのか。勝利してさらに熱田や清洲侵攻となつた場合、どうしたのだろう。不自然にしか思われない。

図版  
図1 空中写真（大高城・鳴海城付近）



図2 香掛城跡 公園整備前、民有地の頃、堀跡は水田であった。  
卷頭口絵4 尾州知多郡大高古城図（蓬左文庫蔵・図225-1）

卷頭口絵5 尾州知多郡大高之内鷲津丸根古城図（大高兵糧人）  
(蓬左文庫蔵・図226-1)



図3

鳴海城跡  
服部英雄『昭和三十年代 濃尾平野周辺の中世城館』より



図4

大野城跡 青海台団地造成中、土木作業員が写っている。復原建  
物風展望施設はまだ建てられていない。  
服部英雄『昭和三十年代 濃尾平野周辺の中世城館』より



(一) 热田・大高・大野周辺の海上交通

最初に水禄期の知多半島北部、伊勢湾沿岸の交通形態を確認したい。永禄十年（一五六七）八月二十八日の奥書がある紹巴の『紹巴』富士見道記（『群書類從』第一八輯、『中世日記紀行文学全譯叢集成』第七巻、勉誠出版、二〇〇四）を読むと、七月十九日には刈谷城から緒川城、あふ坂を経て大野城に行つており、陸路である。七月二十七日には、大野より、まほし（馬走瀬・馬馳瀬、尾張横須賀）まで馬で行き、それより海路で熱田に到着している。また八月十八日は、「大高城より水野防州迎ひ船を、加藤庭に押し入れたり（中略）思ふ方の風吹きて、船端叩きて歌ひかはし、大高に入り了んぬ」とある。大高、熱田間は海路が頻繁に用いられている。ちなみに「まほし」（馬走瀬）まで陸路で行き、あとから海路を選択した日、つまり旧暦七月二十八日（＝月齋27）に相当する日、二〇二〇年ならば六月十九日になるが、名古屋港の満潮は4時12分で潮位82cm（T.P.）、干潮は10時50分、潮位マイナス95cm（T.P.）。朔日に近い日で大潮だった。午前は船による北上は11時近くまで逆潮流となつた。この時間帯、急ぐのなら陸路しかなかつた。陸と海を半々に選択した理由がよくわかる。熱田から大高へ向かった日、一二〇二〇年で旧暦八月十八日に相当する月齋17の日は七月八日で、13時59分が干潮だった（潮位マイナス103cm（T.P.）、満潮は7時10分、潮位94cm（T.P.）、以上は気象庁ホームページ・潮位表による）。朝から14時まで南流がある。風に恵まれ、「船端を叩いて喜んだ」とある。潮汐のみでは遅く感じられ、

順風を得て、やつと速度を感じた。

また常滑水野家の水野監物について、天正二年（一五七四）長島一向一揆との合戦のおり、「監物アタケ舟に乗り長崎に押寄る」という記事がある（『水野家譜』、鈴木泰山「常滑城主水野監物家の新史料について」、『曹洞宗の地域的展開』六一頁・所収）。水野監物（直盛）は織田信長黒印状を多数受け取っている（『織田信長文書の研究』下、二六五～二七〇）。伊勢湾北部をアタケ舟が往来していた。鈴木泰山は「知多郡史」中巻所収の「内海年代記」に「従勢州戸羽悪竹申者、内海浜へ船を着衆（舟）中、拾八人乗り、寺民家を悉く乱致し」とある記事から、アタケ（悪竹）を「軽快な軍船」としている。いわゆる安宅船だとすると十八人は小型に過ぎない。『宗長手記』には大永二年（一五二二）に、宗長が常滑水野三郎屋敷から伊勢大湊へ渡ったとある。

常滑ならびに緒川の水野、大野の佐治、いずれも多数の小早を従えている。水軍の存在を前提にしなければ、この地域の軍事情勢を読み解くことはできない。

(二) 海城としての大高城、鳴海城

海を越えて敵方を攻めるときの通例は、海岸に近い山を確保し、陣地化を図る。すなわち海城、イコール海岸堡 beachhead である。山上で高さを得れば、弓・鉄砲・投石などの武器の使用にて、山上・守城側は武器が使えず、武具（飛び道具）を有効に使用できた。山下・攻城側は武器が使えず、山上・守る側が圧倒的に有利である。海岸堡の典型は文禄・慶長の朝鮮半島・倭城であり、港と山を連結させている。

大高城、鳴海城の両城こそ海岸堡の典型である。鳴海湯つまり愛知湯

(年魚市湯)に注ぐ「てんばく」(天白)川支流の大高川および黒末川(扇川)、それぞれの津・大高津、鳴海津の背後に築かれた海城(海岸堡)であり、常に海の干満の影響を受けていた。『信長公記』は黒末川を「入海」と記述する。

蓬左文庫には大高城・桶狭間に関する絵図が多数ある。大高城は東照大権現・徳川家康の戦跡聖跡であったから、尾張藩では念入りに調査し、顕彰したのである。「尾州知多郡大高古城図」(図225-1)およびそれと一体の「尾州知多郡大高之内鷺津丸根古城図」(副題「大高兵糧入」)(図226-1)に、海と舟入れ川が詳しく描かれる(『大府町誌』に紹介、本紀要巻頭カラー参照)。舟入れは、東の天神森まで同じ幅員があつて、そこより流路が南に曲がつて、細くなる。深さも一定とある(「水の深さ大形いつも同じ 小舟出入り有」)。海からの干満がある限り、深さには変化があるはずなので、同じ深さがあるというのなら、引き潮にも水抜けないような工夫と、一定の深さに奥側にブール状の掘削があつたという意味だろうか。

「大高兵糧入」と副題のある図は二点、上記の鷺津・丸根図(図226-1)と蓬左文庫・桶狭間之図(図369-1、「愛知県史」通史編3所収)がある。両者いずれでも、兵糧入の具体的な様相の描写はなく、画面の八割から九割が平野ならびに海で、川と海の関係が図示されている。三河につながる陸路の描写、記述はない。大高城・鷺津砦、丸根砦が、知多の海と汐入川であるてんばく川・大高川、扇川を前提に機能した城砦であることが、絵図に明示されている。兵糧入を考えるばかり、海からの視点が重要であると、江戸時代の軍師・兵法家も考えていた。

参考本部編『日本戦史・桶狭間役』(明治四十三年)の挿図は二万枚一図から作成とある。海が広い。明治二十四年陸地測量部の地図では海上はこれほど広くはないので、江戸時代以前の地形を想定して江戸時代の新田など、自然状態で満潮時に海水が到来する地域を海として図化したようだ。

今川方の鳴海城(愛知郡)は北に丹下砦、東に善照寺砦、南東に中島砦と、それぞれ織田方の砦に包围されていた。それでも西に海につながる扇川があつたから、兵員、物資の搬入はできた。海路からの兵站で維持される海城である。中島砦は一見すると防御能力に乏しいかに見える低平地に置かれた。鳴海城下・鳴海津に出入りする軍船・商船の掣肘が目的だったからで、至近の扇川(黒末川)上流に築城した絶妙な配置であつた。鳴海城の行動は妨害され、鳴海津も廻塞し、機能不全に陥った。織田方の善照寺砦、中島砦、さらには大高城(今川方・知多郡)の東には鷺津・丸根砦も築かれ、完全に封鎖された。このような砦の構築を許したということは、桶狭間合戦以前、今川義元行軍以前の今川方が、陸上の軍事支配権(いわば制陸權)を知多郡北端と愛知郡南端にて喪失しつつあつたことを意味する。

織田信秀の死後、鳴海城の山口左馬助、同九郎二郎が今川方につく。今川方は、笠寺、(後)中村にも要害を築き、今川軍事支配域は北上した。しかし今川義元は山口父子を駿府に呼び寄せ、生害させた(『信長公記』)。この背信行為に離反が相次ぎ、これら地域は再び織田方になった。永禄初年、今川方は鳴海城・大高城という海に接する二つの「点」を確保するにすぎなかつた。南方には織田方の諸川(水野・大野・佐治)さらには阿久比・久松らがいた。太い反今川ベルトである。鳴海・大高両城の

連絡路、唯一の補給路は海からとなる。

松平元康が大高城兵糧入を行う必要があったのも、陸地が織田方に制圧され、包囲されていたからである。陸は安全地帯ではなかった。知多郡・愛知郡境での今川布石が機能しなくなつたことから、大将今川義元への出陣要請になつた。

（三）鶴殿長祐・長照は熊野水軍

A 桶狭間合戦時の大高城の城将について『信長公記』はなにもふれていません。しかし関連する今川方発給の文書が残されている。前年のA 永禄二年八月二十一日・朝比奈筑前守宛て今川義元判物写（泰能、土佐国齋簡集残編三、『静岡県史』資料編7中世三・二七〇五）、およびB 年欠（永禄三年）六月十二日・今川氏真感状写（鶴殿系図伝卷一所収、『静岡県史』資料編7中世三・二七八）の二通である。写とはいえ、ともに一次史料に準じて扱うことができる。

料（城郭維持経費）に下長尾（遠江国榛原郡下長尾か）を得ている。

B 去年十一月十九日、去五月十九日於尾州大高口、兩度合戦之時、太刀打被廻旋三ヶ所云々、無比鶴尤神妙候、弥可抽戦功者也、仍如件

鶴殿十郎三郎殿 六月十二日 氏真判

鶴殿十郎三郎は「鶴殿系図」（『愛知県史』資料編14、系団家譜二〇）に

某（藤太郎）——長持（藤太郎）——長持（三郎）——長照（藤太郎）  
長祐（十郎三郎）

とあり、長持の弟、長祐である（長助もある）。

永禄二年八月には今川家中の大身中の大身であった朝比奈泰能が城将であつたが、二ヶ月後、同年十月には十郎三郎鶴殿長祐が登場する。

今川義元はいつころ脅攻撃を決めたのか。有光友学『今川義元』（人物叢書・二〇〇八年）にあるように、義元自身が公表し、周辺も知るようになつたのは三月、四月での、「近日義元、向尾州境自進発候」「夏中可令進発候」とある。準備はその前から進められている。前年一年にも秋口に侵攻を開始する（何様、来秋必令參陣候）、と言明していた。

朝比奈筑前守殿  
八月廿一日 治部大輔（花押）

永禄二年八月には掛川城主でもあつた朝比奈泰能が城将であつた。城

に一連の動きである。

永禄三年段階で、大高城の城主が鶴殿一族であったことは、ほとんど史料が一致している。徳川方の記録「三河物語」では「大高にハ鶴殿長勿（長持）番手に居タリ」、また「松平記」は鶴殿長助とする。ほぼ同時代史料である「落照露言抄」（城兵庫・上巻天文二十一年（一五三三）・下巻天正元年（一五七三）、新日本古典籍総合データベースによる）では「永禄二年先屋形様、鶴殿長助・長宗をして尾州大高の城を守らせ給ふ」とある。長宗は藤太郎長照。「永禄二年」とあって、Bにあった「去年」に一致する。大高城は鶴殿長持の子である長照と長持の弟である十郎三郎長祐、叔父と甥が守っていた。

鶴殿一族が朝比奈泰能の配下として在城したのか、あるいは交代して入城したのか。これ以降、大高城と朝比奈の関わりを示す史料は見られないし、上記のような史料状況からすれば、交代であろう。

大高城を最概要視し、能力の高い人員を配置する。鶴殿一族が選ばれた。来るべき作戦行動を前提にした強化策、布石である。

長照の母、つまり長持妻は今川氏親女子であり、長照は今川義元の甥

になる。今川氏親は女子を鶴殿長持に嫁がせた。同盟者・家臣団中でも、鶴殿氏を最重視していた。なぜなのか。鶴殿一族にはどのような力があつたのか。

鶴殿氏は三河国宝飯郡西之郷の領主で上之郷城主（宝飯郡西之郷・蒲郡市神之郷町）であった。三河湾まで1.5kmの距離である。

鶴殿という地名は三河にはない。紀伊新宮鶴殿村が苗字の地である。

鶴殿村は熊野川河口左岸で、海（熊野灘）と川（熊野川）に面していた。

なお先に引用した史料B（十七頁）には「去年（永禄二年）十一月十九日」にも大高口で合戦があつたと記されている。同じ文中にある五月十九日は桶狭間合戦を指すから、この年欠文書は永禄三年である。大高口では二年間で二度、合戦が行われていて、いずれも鶴殿長祐が奮戦した。十一月十九日は正しくは十月十九日らしい。奥平監物（定勝）

鶴殿一族は熊野別当湛増を祖とするとしている。

かれらの根拠地、西ノ郡一带は三河国竹谷浦形両庄に属し、「吾妻鏡」元暦二年（一七八五）二月十九日条に「熊野山領參河国竹谷浦形両庄事」有其沙汰、当庄根本者開發領主散位俊成奉寄彼山之間、別当湛快令領掌之、讓附女子」とあり、藤原俊成による熊野山への寄進後、別当湛快の子孫に伝領されていた。湛快は湛増の父である。この関係があつて、熊野鶴殿村から、三河鶴殿一族の祖が下司（相当の）職として移住した。

鶴殿は熊野川の河口にあり、熊野水軍の最大根據地である。河口だから松・杉・榆の良材も得やすく造船適地である。かれらの移動の背景には熊野灘から伊勢湾・三河湾への水運把握があつた。永禄元年（一五五八）、「熊野新造」という三十艘の大船が伊豆水軍にあつた（北条家朱印状写・大川文書「静岡県史」資料編7中世三・二六六一）。熊野は造船でも操船でも卓越した技術を誇った。

三河鶴殿一族は三河海岸部（宝飯郡西部）を領地とし、熊野水軍・鶴殿村をルーツとし、鶴殿名字を名乗り、アイデンティティを共有する市民・水軍である。鶴殿長祐・長照には熊野水軍の卓越した技術が伝承されていた。彼らが最前線にある海岸堡の城将になつたことは、水軍機能強化、決戦への備えである。海岸堡・大高城こそ今川（鶴殿）水軍の前線根拠地といえる。大高には軍船が常時、碇泊していた。

菅沼久助宛ての年次十月廿三日義元感状が「通残つており、そこにも『去十九日、尾州大高城江人數・兵糧相籠之刻』とある。十月廿三日以前の『去十九日』の合戦だった。桶狭間合戦の夏ではなく、前年永禄二年十一月十九日に三河・鶴賀勢による人数と兵糧人が行われていた（松平奥田家古文書、浅羽本系図、『静岡県史』資料編7中世三二七一〇—二）。前者の「人數」は兵員であるから、そのときまでは大高城が織田方の支配地だったことも想定できる。

#### (四) 中島砦・梶川平左衛門

今川方鳴海城への物資運搬を担う鳴海津は、塩の溝干のある扇川にあって、潮汐限界内といふ地の利を生かした港である。織田方中島砦はその扇川（本流）と鎌研川（支流）の合流点にあった。鳴海城のわざか500m上流であって、川べり低平地に立地していた。挑発的なまでに敵の眼前に位置し、かつ上流だったから、有効で戦略的な妨害活動ができた。しかし攻撃もされやすかった。善照寺砦からの側面援護はあったんだろうが、緊張に満ちた最も危険な砦と考える。

その困難な任に当たった守将が梶川平左衛門である。のち『信長公記』卷一・永禄十一年十月二日摂津池田城攻めの記事に「水野金吾内に無隱勇士梶川平左衛門」と絶賛された人物である。金吾は衛門府の宿名であるから、「右衛門大夫」だった水野忠政を指す（寛永諸家系図伝）。忠政は信元の父で刈屋・小河・大高に拠った。尾三国境、海べりの城、潮河川境川（達妻川沿い）で、信元の名乗りは下野守であるが、この家を指す場合は「水野金吾」といつたものか。金吾「内」とあるのだから、信長の直臣ではなく同盟者の家臣であり、信長直接の命令を受ける立場

にはなかった。梶川五左衛門（寛永諸家系図伝）では平左衛門弟）は天正十一年（一五六三）九月七日、延命寺（大府市）への寄進状を残しており、尾三国境、海辺の支配が確認できる（延命寺文書、愛知県史資料編12・七七貞所収）。『尾張御行記』第六・大脇村（一八三頁）をみると「大脇城、府志古城条曰、在大脇村、梶川五左衛門居之、今為田圃、按梶川五左衛門者水野家人也」とあり、同様の記述は「尾張志」横根城主の項に「水野氏の臣梶川五左衛門」とあって、水野家中であったことはまちがいない。

鳴海津上流の中島へは、船での週上は時間に制約があり、逆に中島から鳴海津への船は下りだから、いつでも迅速に行動できる。作戦次第で優位を確保できただれど、至近にすぎた。最前線の危険な砦に、直臣ではなく友軍の臣を入れた。梶川は水野が管轄する刈屋・小河の海域、およびそれにつながる境川の支流域を基盤としていた。地形に応じた戰法に優れていたのだろう。そうした武士団は織田家中に手薄だった。梶川は水軍を率いる将で、大型軍船を操るよりも、河川を上下する小型船操作に優れていたようだ。水野配下ではあったが、信長の懇望を受け、この砦に入り、功績も挙げた。こうした経歴があつたからこそ、「隕れなき勇士」と評価されていた。いわば特務機関的な傭兵要素を持ついたと考える。

當日織田信長は鳴海城の至近を通過した。丹下砦から善照寺砦への信長軍通過に対し、東海道筋を掌握していたはずの鳴海城は、何ら行動も制止もできなかった。すでに軍事的な貢献が果たせないほど疲弊していしたものか。中島砦への梶川配備とそこからの波状攻撃は、鳴海城の機能を低下させ、さらに今川義元自らの出陣を招き、結果からいえば、桶狭

間勝利の遠因にもなった。<sup>10</sup>

この配置に尾三國境で苦渋を舐め続けている水野信元および梶川平左衛門の高揚感と決戦意欲、そして織田信長の凡庸ならざる才覚を読みた  
い。

水軍梶川の活躍は各地で確認できる。まずは熱田で加藤隼人佐に宛てた梶川五郎左衛門尉秀盛（平左衛門弟）の年次四月二十日書状が熱田・西加藤家文書に残されている（『愛知県史』資料編12「一六九五」。「わうせこの孫七方屋敷を上様の御弓衆である福熊助右衛門尉の口入（仲介）で引き得たところ、今度御陣で御留守中に加藤隼人佐の逆乱で、こぼされた（破却された）」。破却を問責し、理由を糾している。「わうせこ」は熱田大瀬子（浦）で魚市があり、「尾張名所図会」にそのにぎわいが描かれる（木之免町、大瀬子公園に旧町名の名残）。魚市場は海からの物流交易の場で富があった。そこに拠点を設けようとした新興勢力梶川は、加藤隼人佐と抗争になった。なお尾張国中々村の代官・福熊助右衛門の娘は『太閤素生記』の著者とされる土屋知貞の養母というから、上様は織田信長である。

船手奉行としての梶川は加藤清正配下に確認できる（『続撰清正記』（続清正記、熊本県立図書館・林田家文書・肥後文献叢書）、あるいは『宇土軍記』（熊本県立図書館）をみると、大坂におかれたる大木土佐守と船奉行の梶川才兵衛、「清正之舟奉行梶原助兵衛・身上五百石・有説には梶川才兵衛と云々」とある。前者『続撰清正記』の奥書に梶川才兵衛の祖父が梶原助兵衛最後で高麗陣の黎船奉行だとある。梶原助兵衛（景後）は播磨赤松の配下とされ、黒田如水宛の注文を残す（黒田家文書1

1067、福岡市博物館・イメージアーカイブに画像）。

『肥後加藤侯分限帳』によれば、この分限帳は森本儀太夫所持本を時習館本で朱筆校訂したもので、梶原才兵衛を朱筆で梶川才兵衛に訂正している（二七〇石）。

また梶原水軍といえば後北条水軍の「船大将の頭」といわれた紀伊出身梶原景宗が知られていて、苗字・通字が共通する（下山治久『後北条氏家臣団（人名辞典）』二〇〇六）。水軍ブランドとしての梶原は、東海から関東（尾三・伊豆・相模・潮戸内地域（播磨）において活躍した。梶川平左衛門・五左衛門の系統は尾張のつながりで加藤清正と主従関係ができたと推測する。水軍力を媒介にして、婚姻や養子を通じて梶原水軍に接近したとみたい。天正十二年六月十六日尾張蟹江台戦に連動して、大野城沖海戦が行われた際に、織田信雄が梶川五左衛門秀盛の船を派遣し、大野城山口重政を支援させている（『寛永諸家系図伝山口重政』）。ルーツは尾三国境、汽水地帯にあって、桶狭間以降は信長家臣団との強いつながらもできたが、梶川平左衛門は摂津戦死するまで水野の家臣とい立場を変えることはなかつた。

### （五）大高城兵糧入

『信長公記』に五月十九日朝の潮は今川方が軍事行動する上で、もつとも有利な時間帯であると、記されていた。あらためて読み直す。

今川義元、齊懸へ參陣、十八日夜に入、大高之城へ兵糧入、無助様に、十九日朝塙<sup>11</sup>の満干を勘かへ、取出を可私之旨必定と相聞候之由

年/月/日(曜日)	満潮			干潮				
	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位		
2020/06/10(水)	7:59	77	21:47	79	2:31	-15	14:55	-92

表1 名古屋港の潮汐(2020年6月10日)<sup>12</sup>

丸根・鷺津からの情報伝達の日時である。「無助様」(たすけなきよう)は「援助・支援がないよう」に「取出を可払」というのだから、「助け」は『信長公記』記者の側、織田方の軍事行動の意味となる。それを防ぐために丸根・鷺津を払う。その行動は十九日朝である。兵糧入に伴う軍事行動だから、兵糧入と取出(=砲)攻は並行して同時に行われた。

潮汐が大きく関係していた。西暦6月の月齢18の日(旧暦19日)は二〇二〇年であれば、6月10日が該当する(閏四月十九日)。名古屋港の潮汐を見ると、午前2時31分が干潮でマイナス15cm(T.P.)、朝7時59分が満潮で77cm(T.P.)、6時間で1m弱の水位差があった。夜明け(日の出は4時37分頃)から午前8時まで、鳴海・大高に接近する上で有利な流れがあった。この日より前では夜明けから静水となるまでの時間帯が短すぎたのである。このことは今川軍も織田軍も周知していた。立ち待ち月だから、月の出は23時以降、朝まで明月かりはあつた。

『信長公記』天理本のみに記述のあった「大高之南大野小河衆」の配置とは、大野城衆(佐治氏)を南・大野滌に配置し、小河(緒川城・水野氏)衆は、緒川に置いて義元本陣を牽制させたが、ないしはともに大野周辺に置いたと解釈する。大高城および伊勢湾東沿岸を監視し、攻撃しろる体制を取っていた。今川軍は午前2時30分以降、北に流れ始める潮を利用できた。織田方水軍も沖合に碇泊するか、または早朝に追撃し、潮を利用し大高へ向かう。

複雑な文章だが、「十八日夜に入」は「相聞候」にかかるて、丸根・鷺津からの情報伝達の日時である。「無助様」(たすけなきよう)は「援助・支援がないよう」に「取出を可払」というのだから、「助け」は『信長公記』記者の側、織田方の軍事行動の意味となる。それを防ぐために丸根・鷺津を払う。その行動は十九日朝である。兵糧入に伴う軍事行動だから、兵糧入と取出(=砲)攻は並行して同時に行われた。

彼ら水軍の規模だが、文亀元年(一五〇一)十月升日今川氏親書状によれば、今川水軍の根據地である興津郷では十艘の船(當時出動できる軍船)のうち、五艘の役のことが問題になっている。一船團に軍船(小早)は少なくみて十艘はいたようだ。二十挺船として一艘に水主が二十人、兵士が五十人とすれば、七百人ほどの軍團で、ほか端舟などが配されただろう(石井譲治執筆の『国史大辞典』「小早」の項では、櫓数はふつう二十挺前後から四十挺まで、六挺立までの小船をも含めることもあるとする)。大型船である閑船も何艘かは含まれたであろう。

今川の属将であった松平元康(徳川家康)が、大高城兵糧入を行なつて、成功した。兵糧入は織田方包囲網の隙をついて、大高城の食糧を確保するものであった。『信長公記』には「家康は朱武者にて先懸し、大高へ兵糧入、「鷺津丸手を碎き、御心労なさる」とある。詳細は書かれていません。「三河物語」はなぜか永禄元年戊午という別の時の事件を記している。『三河物語』からは何もわからない。

兵糧入とはどのようなもので、何駄だったのか。後世の『三河記摘要』(朝野旧聞叢書)二一七五頁)は大高城に三千俵を入れたとしているが、直ちに信じられるような数値ではない。長篠城の場合、『当代記』によれば天正三年三月、織田信長が徳川家康に進めた米二千俵を境目で城々に入れることになつて、うち三百俵(俵)が長篠に用意されたとある。この三百俵を兵糧入の数と仮定してみると、『愛知県史』資料編11、五七七頁、長篠城合戦はこの年五月からであるが、番城は去々年九月からであった。<sup>13</sup>

沖集結を計画したであろう。

彼ら水軍の規模だが、文亀元年(一五〇一)十月升日今川氏親書状によれば、今川水軍の根據地である興津郷では十艘の船(當時出動できる軍船)のうち、五艘の役のことが問題になっている。一船團に軍船(小早)は少なくみて十艘はいたようだ。二十挺船として一艘に水主が二十人、兵士が五十人とすれば、七百人ほどの軍團で、ほか端舟などが配されただろう(石井譲治執筆の『国史大辞典』「小早」の項では、櫓数はふつう二十挺前後から四十挺まで、六挺立までの小船をも含めることもあるとする)。大型船である閑船も何艘かは含まれたであろう。

今川の属将であった松平元康(徳川家康)が、大高城兵糧入を行なつて、成功した。兵糧入は織田方包囲網の隙をついて、大高城の食糧を確保するものであった。『信長公記』には「家康は朱武者にて先懸し、大高へ兵糧入、「鷺津丸手を碎き、御心労なさる」とある。詳細は書かれていません。「三河物語」はなぜか永禄元年戊午という別の時の事件を記している。『三河物語』からは何もわからない。

兵糧入とはどのようなもので、何駄だったのか。後世の『三河記摘要』(朝野旧聞叢書)二一七五頁)は大高城に三千俵を入れたとしているが、直ちに信じられるような数値ではない。長篠城の場合、『当代記』によれば天正三年三月、織田信長が徳川家康に進めた米二千俵を境目で城々に入れることになつて、うち三百俵(俵)が長篠に用意されたとある。この三百俵を兵糧入の数と仮定してみると、『愛知県史』資料編11、五七七頁、長篠城合戦はこの年五月からであるが、番城は去々年九月からであった。<sup>13</sup>

内陸河川を使用した事例がある。上杉謙信が武藏羽生城に、船三千艘で兵糧入を試みた例（天正二年）四月十三日上杉謙信書状・志賀楨太郎氏所藏文書、「群馬県史」資料編七中世三・二七六五）や、永禄十二年駿東郡吉原での兵糧入が船で行われた事例である。そのおり敵側は千人兵員を動員した（矢部文書「小田原市史」資料編中世三・七七三）。

船を使った兵糧入は決して珍しいものではなく、むしろ馬よりも利点が多い。もし周囲が海だったら、陸路をいくのか、海路を行くのか、どちらを選ぶだろう。

松平軍が海路を全く利用しないということはあり得なかつた。<sup>14</sup> 尾張藩作成の前掲蓬左文庫図が示したように、だれしも海路からの搬入を考える。それゆえに『信長公記』に潮の満干が記述された。

海路であれば、大野・小川の兩水軍の布陣を突破しなければならない。夜間の通行だつた。大野にいた軍船（小早）を上回る数が必要だが、大高城の兵船を加えれば、優位を確保できたと考える。もちろん海路とて容易ではなかつた。

## （六）帰路

桶狭間の敗戦で、大高城という不動産は失つても、そこについた軍船は資産であつて動産であるから、放置はしなかつたと考える。大高城は「自落」すなわち放棄した城で、包圍もされていないし、攻め落とされてもいい。圧勝した織田方は当面無視して、空城になるのを待つていた。鶴殿長照も松平元康も健在である。水軍は船で戻る。鶴殿長照の帰路は海路でなければおかしい。松平元康も丸根合戦以後、大高城にい

た。危険な織田制圧地の突破はせずに、鶴殿に同道し、三河湾より矢作川（矢作古川）河口を経て、直接岡崎城に入城した可能性が多分にある。

『三河物語』では水野信元家臣の案内を得たとするが、この後も一年ほど、水野とは合戦しているから、不自然である。

また、鳴海城も落城していない。

（略）今度於尾州一戰之際、大高・沓掛両城難相捨、鳴海堅固爾持詰段、甚以粉骨至也。雖然依無通用、得下知、城中人數無相違引取之案、忠功無比類。剣刈屋城以籌策、城主水野藤九郎其外隨分者、數多討捕、城内悉放火、粉骨所不準于他也。（略）守此旨、弥可抽奉公狀如件、

永禄三庚申年六月八日

岡部五郎兵衛尉殿<sup>15</sup>

氏真（花押）

「依無通用」と明記されている。陸路からの帰国は困難であった。鳴

海港にあった軍船に乗って、「城中人數を相違なく引取った上で帰国した」と考える。こうした状況で軍船の放棄は考えられない。織田方も逃げるものは追わなかつた。しかし岡部の場合は刈屋城にて水野藤九郎、そのほか「随分の者」を討ち取り放火した。これも海より逢妻川・境川河口に入り、海城・刈谷城を攻撃したよう考える。

年次八月一日の寛平十郎宛の松平元康感状写（『諸侯余録』後編卷十七、『愛知県史』資料編11・二四）や同日付でよく似た内容の坂部又十郎宛の文書（朝野旧聞叢書・『愛知県史』資料編11・二五）がある。

今度於石瀬、無比類仕候、弥忠節肝用候、尚以高名無是非候、恐々  
謹言

八月朔日

元康御在判

算平十郎とのへ

今度無比類矢を仕候、弥忠節専用候、恐々謹言

八月朔日

元康御判

坂部又十郎とのへ

## 二 降電

### (一) 後卷・今川義元の目的と行動

義元の行程は『三河物語』に記されている。以下はその行程である(km)  
は鉄道行程表による。

駿府↓(一日) 藤枝(20・1 km)、先手衆は島田、金屋、仁坂、懸河

藤枝↓(一日) 懸河(29 km)

懸河↓(一日) 引馬(27・8 km)

引馬↓(一日) 吉田(36・5 km)

吉田↓(一日) 岡崎(32・3 km)、先手衆は屋秋(矢作)、鶴等(宇頭)、

今村・牛田・八橋・池鰐鮎

岡崎↓(一日) 池鰐鮎(13・3 km)、岡崎から沓掛であれば18・3 km)

翌七日石ヶ瀬(大石ヶ瀬)にて合戦があつた」とし、合戦はこの一度きりとする。

永禄四年とする場合、水野との和平(＝永禄四年四月十一日か)後に、和平以前の二月合戦の感状を半年後に複数発給したことになる(『安城市史』通史編・六七五頁、『愛知県史』資料編11・六二・六四頁)。

ただし史料の通りの「石瀬」であれば、現在の常滑市、佐治氏の居城

大野城の東に地名がある(読みは「いしづ」・歴史地名大系)。もし永禄三年、ここで戦いとすれば、大野瀬から背後に回った大野城攻めの可能性もあつて、そうであれば桶狭間の連の合戦となる。この場合、ほとんど無傷だった鳴海城の岡部元信が刈谷城を攻撃したように、松平元康の部隊が海路での帰途に、佐治の本城である大野城を攻撃したことになる。まったく想定不可能ともいえないと考える。

泊したことになる。『夷曉記』「自京鎌倉マテノ宿次ノ次第」永禄元年閏六月二十四日写、での宿は沓掛・鳴海・熱田・菅津。実際にはそうはしていない。沓掛城では全軍の宿泊はできなかつただろ。義元軍は街道に溢れるほどの大軍ではなかつたかもしれない。

岡崎までは安全圏だから順調な行軍だが、それより三河境に差しかかるあたりから、進行速度は遅くなる。軍事警戒城に入つて、偵察し、兵を配し、安全策をとりながらの布陣だつた。三河刈谷・菊屋城主であつて、境川を挟んだ対岸、尾張猪川城も拠点とする水野信元や阿久比・久松がいたし、尾張知多郡には大野の佐治らもいた。この信長方武士団から、撃撃される恐れがあり、警戒の必要があつた。沓掛から大高はわずか8 kmほどで、岡崎からは26 kmだから、それまでの行軍のペースだつたら、朝に岡崎を出ればその日には大高に到着できる。しかし織田方の軍事支配域の通過だつたら慎重を期した。信長が出撃してくることは予測していくだらうし、どのような迎撃が有利なのかを計算して布陣する必要があつた。

前夜は池鯉鮒経由で沓掛城（『信長公記』）に宿泊した（『三河物語』は池鯉鮒宿泊のよう記している。知立・沓掛間は約4 km・池鯉鮒＝知立城がある）。沓掛は鎌倉街道が通る。沓掛・桶狭間は4・8 km、1時間半ほどの行程である。早朝に出たはずだが、曇前に桶狭間山に本陣を張り、停滯した。桶狭間山から大高城は4 km弱で1時間の行程にすぎなかつた。各部隊はいくつもに分かれ、沓掛から鎌倉街道を行つて、鳴海城の背後に向かうものもいたし、有松道に出てから桶狭間・大高道に入り、鷺津丸根の背後に回るものもいたであろう。

今川義元の目的は孤島状態にあつた鳴海城と大高城を救出して領域支

配の拠点にすることにあつた。すなはち『信長公記』に「後卷」とあるとおりで、藤本正行が「後詰」と解説している。「後卷」と「後詰」は同じ意味で、『日葡辞書』に「Yukizame」（ウシロヅメ）。または、ウシロマキ。ごめともいう。城を包囲している敵方を背後から攻撃して、包囲網をとき、周辺の陸上軍事支配権を確立する作戦である。

義元は塗輿を帯同していた。『瑞光院記』や『歴名土代』（静岡県史）資料編7中世三・二七四七・四八によれば、出陣直前の永禄三年（一五六〇）五月八日に治部大輔源義元を三河守に、從五位下源氏実（氏真）を治部大輔に補任するという宣旨が出された。三河は上國で守は從五位下、治部大輔は正五位下だから、位階としては治部大輔の方が三河守よりも上で、位相当では下位への任官である。

義元は前後して塗輿使用の認可も得たらしい。それを誇示するために塗輿を同行させた。輿は通常首にかけた紐で駕輿丁二人が吊る。行軍は馬に依拠したと思われ、義元も疾苦しい輿など使わず騎乗であろう。輿は馬よりもはるかに遅く、戦場向きではない。ただし毎日晴天とは限らない。道中、雨の日は輿に入り、兵は蓑笠で歩いた。

今川方は尾張国海西郡荷の上・鯛浦の服部左京亮を味方としていた。木曾川河口である。木曾川も庄内川も天白川（黒木川）も河筋はいすれも沖合・伊勢湾で一つになつてゐるから、服部左京亮にとつては潮汐を利用した大高・鳴海への往来は容易であった。

対する織田方は中島砦を配置した。低地の立地だから、防御性に甚だ劣るが、述べたように内陸河川用の軍船を置いて、鳴海津を出入りする船を上流から牽制した。

至近に中島砦、周辺知多半島に大野衆・織万衆、また膝下の精進川河

口の宮（熱田）・五条川（庄内川）河口の下之一色にも水軍を配置した。

下之一色は天正年間、前田領で、「張州府志」は下之一色城主を前田与十郎とする。

木曾川河口とその流域、および鳴海潟・愛知湯の制海権をめぐる戦いでもあった。勝利できれば、経済港・熱田の支配が可能になる。

『信長公記』に詳述はないが、必ず海での軍事行動はあった。今川義元はその情勢に応じて行動を展開し、信長軍を殲滅する必要があった。隊列は低地については危険だから、常に優位な高地にいるようにした。しかし全部隊が桶狭間山に布陣することはできないから、類似の山上をいくつか占地した。当時の山は牛馬の飼料をうる草山か、または薪山で、常に刈られているか、枝葉も切り取られているかして、見通しはよかつた。

桶狭間山にいた義元の旗本衆は「三百騎」とあるので馬が三百頭、騎馬武者が三百人、雜兵が六百人、計九百人のはずである。桶狭間山はそれほどに大きな山でもないから、混雑していたであろう。山頂には二つ引両・赤鳥の旗や馬印が翻っていた。<sup>17)</sup>

蓬左文庫桶狭間図（図602-1）では今川義元墓や古碑のある場所を田楽狹間、屋形狹間とする。<sup>18)</sup>「田楽が窪」は豊明市問米、二村山南にもあるし、桶狭間長福寺北に「田楽坪」と記入した地図もある。「窪」とよばれる地形、窪地に今川軍が本陣を張ることはなく、追われての逃げ込み地か。

「田楽が窪」は『東の道の記』に「山立どもが出る」場所としてみえ、紹巴「富士見ノ道ノ記」また春若舞にも登場し、知名度が高かった。天正十五年（一五六七）、雪舟三十三回図にあたって作成された枯香法語（臨濟寺所蔵）では「尾之田楽窪」とある（『静岡県史』資料編8中世四、

一九三三）。万を越す大軍で多数が死傷した。千人塚のように將兵が敗死した箇所は各地にあった。

今川軍は東海道部隊のみならず、鳴海灘に集結した鰐浦水軍<sup>19)</sup>と三河軍との連携を図つたのである。背後の緒川勢を警戒しつつ、水陸の連携を図るため、暫時東海道にほど近い桶狭間山に駐屯する必要があった。丸根・鷺津そして鳴海沖の戦況を確認し、信長の動向も把握した上で、迎撃の陣形に入る予定であった。各隊は相互連絡の必要上、次の指令が伝達されるまで、むやみには当初の約束地を移動しない。織田方の間諜（忍び）は馬印で義元本陣を識別できており、逐次信長に報告が行く。

## (1) 清洲から宮へ・名古屋（那古野）城ほかに配備された兵と馬と武

清洲籠城戦術をとるか否か、「甫庵信長記」は林佐渡守が籠城を提言したとし、「道家祖看記」（『愛知県史』資料編11・六五）では林・平手が同調したとしているが、天理本では家老衆が提言したとのみある。陽明本ではそうした記述がなにもない。境目の城において籠城する例は多い。長篠城、備中高松城、葦山城など。けれども最初から本城まで退いて籠城した例は、あまり聞かない。信長はすでに鷺津・丸根などに兵を配置している。

永禄三年、もし織田信長が最前線で戦う大高城包囲隊（鷺津・丸根隊）、鳴海城包囲隊（丹下・善照寺）や中島砦の友軍水野配下の梶川勢を見捨てて、清洲城から出なかつたとしたら、その時点で將士の心は信長から離れる。勝算は得られなかつた。信長には野戦以外の選択肢はない、信長以外の将であつても、そうした。

『信長公記』に、「人間五十年 下天のうちをくらぶれば」と戯い舞い、

ついで「蝶（かい）ふけ、具足よこせよ」と立ちながら朝飯を食べたとある。満ち溢れる緊迫の中に、余裕もみせた清洲城・信長出陣の様子は、

『信長公記』の名場面である。しかし天理図書館本では前夜にも酒宴と謡があつたと記している。『雨庵信長記』も前夜に舞ったとしており、

実際は前夜の方にリアルさがある。出陣前の夜、親しいものときさきやかな宴を張ることはありうるし、感極まつて舞うこともある。ドラマ「語り物」なら出陣直前がふさわしいが、前夜、就寝前の酒宴の方が、不自然さはない。さらに、清洲からすでに具足を着用したとある。信長については分からぬが、雑兵はこの段階ではまだ具足は付けなかつたのでないか。

清洲から熱田まで、清洲を出たときは主従六騎、熱田まで「三里一時にかけさせられ」、熱田・源太夫宮から鷺津、丸根落城の煙を見たとき、馬上六騎、雑兵二百ばかり、とある。三里は12km、「一時」は2時間だから時速6kmで、ふつうに歩く速度の1・5倍、速かつた。馬上の六騎には可能だが、徒歩の雑兵には困難に思われるし、もし具足を着用していれば不可能だった。

『道家祖看記』の表現だと、「(清洲)城のうちをば、御小姓七八(騎)にて出たまふ」、「大手の口にて森三左衛門・柴田權六(以下闇字)其外三百斗にてひかへたり」とあって、すでに清洲城の随所で兵士が待ち構えていた様子がわかる。清洲城大手門外、勢溜にての集結である。

清洲城から熱田方面へは鎌倉街道を南下する賀津道と名古屋(那古野)に向かう枇杷島道(近世の美濃路)があつたが、名古屋から熱田道につながり、管轄の城が複数ある後者を行つたと考える(『大日本五道中图

屏風』『描かれた名古屋城・写された名古屋城』所収・参照)。枇杷島川(小

田井川・庄内川)には橋がなかつたかもしれないが、瀬はあり、徒渡にて進んだ。

この枇杷島道・熱田道沿いには名古屋(那古野)城・古渡城がある。信長直轄の城・駐屯基地である。今川義元が駿河を出陣したとの報告を得た段階で、これらの城に兵を入れたことは確実である。法螺をふき、出陣を知らせる前に、狼煙(まだ暗ければ篝火か花火)を上げ、早馬を名古屋に走らせ、名古屋からは古渡・末盛に、織田が出た。同じようにして古渡からは熱田端城に、端城からは山崎城、桜中村城・笠寺砦・星崎城・丹下砦に伝達が行つた。『道家祖看記』では「ほしき面にひかれたる佐々下野守三百あまりにて」とあつて、星崎表で控えていた佐々政次が合流。前夜から星崎に宿泊していたと推測する。

清洲城の中を五条川が流れれる。この川も潮汐河川で、大潮の満潮時は水位が上がつた。引潮なら舟運が使える。清洲城の多くは前夜までに船で河口に下り、星崎周辺に集結していくただろう。小荷駄も馬ではなく、船を利用して予め運搬していたと考える。ただし当日の早朝は潮が逆で使えなかつた。

兵は前夜までに星崎か丹下周辺に集結すればよかつた。武具甲冑・弾薬も食料も最終集結地に配置されていたから、そこで配布・装着したと考える。

前夜、鷺津、丸根両砦からの急報があつたというが、潮の満干は前からわかっていたことである。星崎か丹下かに入城・待機していた兵の一部を朝日に、両砦支援に増強する旨の指示は出せた。信長も各砦を放置し、見殺しにしたわけではない(鷺津、丸根側も夜をついての信長自ら

の出陣までは要請していない)。

時系列にて整理する。午前4時に出たとして、熱田まで一時(2時間)、三里だから足軽は3時間、ここで他の兵の到着を待つから午前8時ころまでいた。『道家祖看記』では熱田にて千七八百とある。信長の兵について、『信長公記』は「二千に不足」、「二千に不可過」とし、『三河物語』は「三千ばかり」だから、それくらいの人数だった。熱田で大半が集結した。

馬は暑さに弱い。水を与え、また水をかけて冷やす必要がある。(近世名古屋城にも三之丸柳原往還脇の堀に馬冷場・清水があった)。真夏であるし、急いだ。汗をかいた馬に乗り続けるよりも、各城に着くごとに交換するのが合理的である。予め、乗替の馬を各城に用意させてあつた。騎馬武者の数だけるから相当数の乗替の馬が配置してあって、名古屋城にも古渡城にも、馬と人が充満していた。信長自身も各城で乗替の馬(交換馬)に替えた。

熱田から鳴海は7km。「もみにんじん」も足駒たちは2時間弱かかる。午前10時から11時は鳴海周囲の砦に滞陣していた。まもなく午の刻になると。

星崎で合流があつたよう、予め兵を配置、武器弾薬、甲冑、食料も入れてある。信長主従がわざか六騎で出発しても、途中に待ち受けていた兵と合流していくから何ら支障はなかった。雜兵は甲冑を着ずにただ走つて、前線基地・丹下砦が善照寺砦を武装した。信長に従う武将も各城にて、できる限り新しい馬(乗替馬)に替えた。信長も最終の基地で、一番の駿馬・愛馬に乗り替えた。

猛暑のなかでの行軍であった。清洲から重装備で疲弊していくは、最

上のコンディションで戦えない。戦場についた段階で疲労困憊というわけにはいかなかつた。決戦を迎えるために必要な条件が、軽装での進軍である。体力温存を優先し、決戦に備えた。

### (三) 窮から鳴海 下道と上道(東海道)

熱田からは潮が満ちていたため、上の道を行つたとある。

『春のみやまち』(飛鳥井雅有)、『海道記』、『東関紀行』など中世の紀行文によれば、多くの旅人が熱田以南は年魚市(愛知)渴・鳴海湯を通る「下の道」つまり干渴の中の道を行つた。當時の通行は不可能、通行時間に制限のある道である。ただし紀行文筆者らは一刻を争う旅人ではなかつた。古来、歌に読まれた名勝・年魚市(愛知)渴・鳴海湯で引き潮時の景色を見、田鶴や浜千鳥を見ながら、歌を詠むことが目的であつた。潮が引いていく様はなかなかに壮观なものであつたと、彼らは一樣に書き記している。飛鳥井雅有の場合は酒を三百杯ほども酌み交わして待機した。三百杯とは和漢朗詠集の三百盃をふまえた比喩である(『中世日記紀行文学全評訳集成』三巻)。景色、和歌を詠む情景体験を優先させていた。雅有によると「五十町といへども、道よく駒もはやければ、程なく鳴海の宿に着きぬ」とある。しかし鳴海まで五十町(5km強)全てが海浜だつたわけではなく、3kmほど行つて、その先は笠寺にあがらなけれども、鳴海には到達しない。

星崎表で佐々政次が信長を出迎えた。星崎城は笠寺・鳴海道から奥まつて、『是ヨリ往還三百九十間』とあって、さほど遠いわけではなかつた(一間六尺ならば522m)。佐々政次は街道筋「ほしさき面」で信長を迎えたのである。

海の中の道が本道とは思われない。馬は軟弱な干潟の浜を行った場合、足を取られやすいし、人も歩きやすくはない。馬にものにも不適な道である。熱田・鳴海を結ぶ上道は東海道（鎌倉街道）・京街道の本道で整備されていた。熱田と笠寺を結ぶ山崎、戸部を経由する道は直線に干潮時の海浜を通過する道よりはわずかに遠いという程度で、さほどの大回りではない。下道が格段に早道であったわけではない。

かくして信長勢は笠寺・星崎表まで、つぎつぎに兵力を集結し、最前线、おそらく丹下砦に到着し、初めて武装を整えた。丹下砦・善照寺砦、中島砦は鳴海城を完全に包囲していたから、鳴海城攻撃という選択もあらえた。が、枝葉と見た信長はそのような下知はしなかつたし、鳴海城も城から出られなかつた。織田方は包囲警戒の兵のみを残す。『信長公記』の記述では脇が深田であった中島までのやりとりが詳述され、山際にて急雨に遭遇したよう書かれるが、急雨は「敵の輔（つら）に打ち付け、身方は後の方に降りかかる」とある。信長は急雨を避け得たのだから、砦の建物の中にいたか、民家があるところにいたかのいずれかであるが、若と考える。

丹下砦・善照寺砦・中島砦の三砦、おそらく高地にある前二者に分れ信長隊は大休止、昼食を取つた。腹が減つては戦はできぬ。

#### （四）朝合戦

丸根にいた佐久間大学は「打モラサて落て行」（逃げた）と『三河物語』にある。鷲津山にいた飯尾近江守父子のうち、父定宗は戦死した。その子穂岐守（天理本、『寛政重修諸家譜』8—166によれば信宗）は生存している（飯尾は織田一族で、『三河物語』によれば定宗は信長従弟、存している（飯尾は織田一族で、『三河物語』によれば定宗は信長従弟、

『寛政重修諸家譜』では筋違從兄）。織田文蕃秀敏（定宗叔父、織田信長大叔父）についての生死は不明（『同上』167）。かれら生存グループはいずれかの時点で信長本隊に合流したか、いずれかの砦で休息しただろが、その仔細はわからない。

丸根では攻める側も松平善四郎・高力新九郎、寛又藏が戦死しており（『三河物語』『松平記』）、激戦であった。織田方の前又左衛門は朝合戦で頭一つをあげている（『信長公記』）。落城はしたが、玉碎・全滅ではない。均衡は保つて、兵力を決定的に損なうまでの敗戦ではなかつた。ほどほど防戦で逃げた。

#### （五）降雹直撃 桶狭間山本陣

雹が降つた。述べたように雹は夏に降る。急激な上昇気流（入道雲・積乱雲）があつて、上空の氷点下の冷却気層にまで達していた（『甲陽軍鑑』は「夏なれどひやう（雹）ふり」としているが、雹の基礎知識が欠けている）。

今川義元もまた桶狭間山にいた。そこで雹に遭つた。『三河物語』に「義元ハ（略）ベントウヲツカハセ給ひテ、ユクヘトシテ御給ひシ処ニ、車軸ノ雨ガ降リ懸ル」と見えている（『明月記』元久二（一二〇五年正月五日条に「此間雨脚如車軸」とある。車軸ノ雨、で車軸のように太い雨、大雨だった。弁当をつかつてユクヘ（ゆつたり）としていたところの土砂降りという。『水野勝成覚書』（『愛知県史』資料編14・軍記史書六）に「尾州なるみ・おけはさまにてひる弁当上り被申所を」とある。『松平記』では「昼時分大雨しきりに降る」とある）。

今川義元は「おけはさま山（桶狭間山）に人馬の休息」とある通り、

馬とともに山に上がったて布陣していた。暑い日で朝からはずと晴天であった。駐屯の段階ではないから、仮の陣である。休息なら甲冑は脱いでいた。

『関ヶ原合戦屏風』(津軽屏風)を見ると、東軍では岡山陣所、松平下野守陣所など、西軍では鳴津陣所、小西・猪津守・石田治部少輔など、茅葺の簡易な建物が描かれている(『戦国合戦繪屏風集成』3、西軍建物はいずれも炎上中)。今川方も簡易な建物を仮設したかもしないし、あるいは帳舎(テント)の用意があつたかも知れない。しかし万を越すとされる兵士全員を収容できる建物などない。朝から行動していたから、11時頃に昼食になつたのではないか。大半は露天で弁当を食べ、馬は倒れたまま食事を与えられている最中だった。昼食中に大雨となつたことは強く鮮明に記憶されており、各書の記述が一致する。同じ時間、信長は善照寺か丹下の砦において、雨になつた。

降雹は積乱雲の急発達によるから雷雨も伴う。空気が急上昇するから、急な風も吹く。『信長公記』のいう沓掛峰の松が東に根から倒れたといふ記述は、事実であるなら、積乱雲が東に抜けた後の話であろう。雹を含む雨は氷雨である。氷雨に濡れ、強風のなかにいれば大きな負担がかかつた。

二〇二〇年八月二十二日の長野県上田市の雹の光景をYouTubeで見ることができた。土砂降りで、「車輪の雨」とはこういうものかと思われる。これを気象庁の過去気象データ検索(10分ごとの値)で見てみると、降雹1時間前にそれまでの好天が暴りだし、15時30分には10分間に8.5mmの降水となつて(1時間雨量48.5mmに相当)、34度もあつた気温が20度まで、と一気に14度も下がっている。風速毎秒1mで体感温度は1

度下がるとされる。風速は15mあつたから風力は7の強風で15度下がつたとする、あわせて29度下がつた可能性がある。雨量は傘も役立たない「激しい雨」であり、蓑笠ではあまりに過酷だった。

雷に気づいてまもなく、大雨になる。馬は木々に繋いであり、放置して逃げるわけにはいかない。雨では火薬の保護が最優先されよう。どのようにしても兵士が激しい雨に濡れることは避けえなかつた。今川義元だけは奥の中に入ることができた。

降雨は氷を含んでいた。大きな塊が当たると怪我や、脳震盪を起こす。

直径5cmの雹塊だと終端速度は秒速33mになる。蓑笠の下の着物はまるで濡れた雑巾になる。着衣泳に似た状態になつて、運動能力は激減し、体温調節が下がり続けた。かなりの人数が低体温症になる。

対する織田信長軍は城砦を辿りつつ東海道筋を來ていている。いずれかの

時分	雨量 (mm)	風向・風速 (m/s)			日最高 気温 (℃)
		平野	風向	高大鋼橋	
11:00	0	23.3	1.4	東北東	39
11:10	0	24.5	1.0	西南西	37
11:20	0	24.5	1.1	西	36
11:30	0	23.2	1.3	西	35
11:40	0	22.1	1.4	東北東	34
11:50	0	24.4	1.4	南	33
12:00	0	26.0	2.1	西南西	32
12:10	0	27.2	1.8	東北東	32
12:20	0.5	23.0	7.6	北東北	34.5
12:30	8.5	21.1	9.7	北北東	34
12:40	8.5	21.4	4.9	北北東	33.5
12:50	2.5	26.2	5.1	北	32
13:00	1.0	26.9	3.7	北東	31
13:10	0.0	26.9	1.8	北	31
13:20	0.0	26.6	0.4	西南西	30
13:30	0.0	26.2	0.5	西	30
13:40	0.0	26.7	0.4	北北東	30
13:50	0	21.1	1.9	北	29

表2 2020年8月22日  
長野県上田市の気象データ  
(14時から16時50分まで)≈

城砦にて、この電雨を避けることができた。昼であり決戦前である。今川義元たちが食事をとろうとして氷雨に打たれた時間帯と同じ時間帯に、織田軍は決戦前の昼食を取った。路上ではなく、善照寺砦か、丹下砦か、中島砦か、そのすべてか、屋根があり、井戸もあるところで食事とをとった。突然電の粒が降ってきた。雷鳴そして大雨になつたけれど、建物に入つて雨宿りができた。

信長は歓喜した。軍師・軍配師から電を作りだす積乱雲が30分以上持続することはないと助言を得る。彼らは陰陽道のみならず、天文道を知り、氣象予報士でもあった。予告のとおり、やがて晴れた。

天は信長に味方した。『信長公記』に「急雨石水を」投打様に、敵の輔に打付る、「身方ハ後の方に降かゝる」とあるのは、降雹回遊の比喩的表現である。今川方は鳴海城からの狼煙も雨で薪が濡れて使えなかつたものか。信長の動きを本陣に急報できなかつた。これほどの豪雨の中に30分もいたら、大半の鉄砲火薬は使用不可能だつた。

(六) 惣崩・鉄砲隊射撃  
「空晴るゝを御覧じて」とある。信長はしばらく豪雨が止むのを待つていた。信長は本陣だから、先頭に立つことはない。一部は大高城および鳴海城の備えに数百人を残し、鳴海湯に到着した大野・諸川衆を支援した。彼ら鳴海包囲隊と丹下砦・善照寺砦そして水軍中島砦は、今川軍船と大高・鳴海両城を強く牽制していく。拮抗状態を維持し、義元が安易に大高に入れない状態を作り出した。足止めしたと推定できる。

海道筋を行く本隊は、複数の道を並行して行軍した。敵からの攻撃を一切排除すべく、而的に制圧していく行軍が理想だが、急行を要する。

道の一本は鎌倉街道(二村山)で、もう一本は桶狹間道(東海道筋)を騎馬隊が走つた。いくつかの山に分散している今川軍の右備え、左備え、それぞれを突く。

「信長御観して中嶋へ御移候ハんと被仰候」とある。扇川に架かる東海道の橋が中島橋である。信長は東海道を進んだ。奇襲の反対概念は正面戦である。正面戦であれば、今川陣が前面に鉄砲隊、弓矢隊、ついで槍衾を備える陣容で待機し、そこに信長隊が突入したことになる。それはなかつた。すなわち互いの正面戦ではなく、待機していない兵を側面から衝く奇襲である。信長隊の陣容は整つており、前面に鉄砲を配し、ついで弓、槍の布陣だつた。

「信長、鎗をおつ取て大音声を上げて、すはかかれー」と仰られ、黒煙立てゝ懸るを見て、鉄砲隊が火蓋を切つた。「黒煙」をたてながら、襲いかつた。今川重臣、朝比奈一族・丹波守親徳が鉄砲に中つている。すなわち合戦三ヶ月後の永禄三年八月十六日朝比奈親徳書状(写、安房妙本寺文書、『愛知県史』資料編II・二六)に「仍不慮之仕合義元討死無是非次第、不可過御推察候、拙者儀最前鉄砲二当、不相其仕場候、雖然至于只今存命失面目候」とある。鉄砲が的中するということは50m程度の至近からの射撃を意味する(それ以上距離があると命中はむづかしく、威力のみになる)。信長鉄砲隊は敵の部将の眼前に迫っていた。朝比奈親徳は急所が外れたのか、狙撃死は免れた。義元の死の場にいなかつたようで、別陣にいたと推定できる。

『信長公記』は合戦が一度あつたと把握している。一度は「朝合戦」、

一度は「惣崩」（天理本は大崩）である。前田又左衛門は前者で頭を一つ、後者で頭二つをとった。桶狭間の戦いは「惣崩」を指す。

水をまくるかことく、後ろへ、くはつと崩れたり、弓・鎧・鉄炮<sup>(一)</sup>のぼり、さし物、算を乱すに異ならず

今川方は、鉄砲ほかが使えず（「算を乱す」）、惣崩・大崩、完全崩壊になった。「未の刻（午後1時から3時）、精銳部隊が孤立した本陣に突入。雨に濡れても、二つ引き両ならびに赤鳥の紋の旗、馬駿が林立し、本陣の位置は明瞭である。

「塗奥を捨て、くつれ逃げけり」、「旗本は是也、是へ懸れと御下知在」。義元の旗本も最初は三百騎、それが次第に五十騎とあり、輪になつて、いた。探さずともわかる。雨でずぶ濡れの今川軍は、着衣は絡みがちで、なかに甲冑を着ける時間がないものもいた。気温の低下と強い風に、なす術はなかった。

「御馬廻、御小姓衆、歴々、手負死人不知（其）員」と悲惨な場面が続出した。

「敵の御大将、討ち取つたり」、程なく大音声が、なり響く。

本稿は桶狭間の合戦は大高城と桶狭間の間の局地的な合戦ではなく、伊勢湾上の水軍を含めた陸海の合戦である、と考えた。『信長公記』天理本は、織田方の大野衆、緒方衆の存在を記述している。敵方、今川水軍については、飼浦の服部左京進についても記述していた。そして大高城には

熊野水軍たる鶴殿水軍がいて、中島砦には緒川衆の一員たる鶴川水軍がいた。かれら水軍の行動記録の詳細は書き残されなかつた。だが必ず彼らは五月十九日に軍事行動を起こした。水軍として連動した軍事行動をとつている。

早朝に三河水軍が松平元康指揮のもと、おそらくは海からの大高城兵糧

に入成功し、あわせて船に乗っていた兵員が鷺津・丸根を襲撃した、と推定した。大野衆、緒方衆は松平元康軍への妨害、反撃を必ず行う。鳴海潟で潮の干満に連動した海戦があつた。

大高兵糧入の軍船からの兵が鳴海城も支援していた。今川義元は派遣軍との連携作戦を考えていた。わずか一時間で入城できる距離にまで到達していくにもかかわらず、安全地帯たるはずの大高城を目指して、即座に入城するという行動を取らなかつた。義元は出陣してくる信長完全殲滅のための海陸連携を模索しており、信長の動向、鳴海潟の敵味方の優劣、後方にいる知多郡北部の信長勢力などの情報を集約した上で、最も有効な布陣を模索し、桶狭間山で停滞していく、降雹という天災に見舞われる。それが命取りになつた。

天佑を得た織田信長と共に見捨てられた今川義元、桶狭間ではそのちによる海戦の展開があつて、大高城は大野・小川（緒川）の反撃で、けつして磐石ではなかつた。鳴海城は緒川水軍・鶴川により戦闘機能を失つて、義元は大高入城ではなく、野戦での信長迎撃を選択した。気候・天候からの偶然要素は大きかつたが、それのみではない。桶狭間合戦の真相、信長の勝因は水軍を含めての緊張した軍事情勢を作り出し、鳴海城を機能させず、義元を桶狭間山から前進させなかつたこと、それらにある。

## むすび 桶狭間は海陸の合戦

0 藤本正行「桶狭間の戦い」二〇一〇・洋泉社は、「鍋湖で織田軍が来援していく時間帯だった」とのみ記載している(『桶狭間・信長・豊臣争乱』は切った)。二〇〇八年、吳社は異題同本。

これが誤説で海は阻むものあって、逆の、海を利用する觀点はない。高田徹「戦場を歩く」(『戦国期研究』9、二〇〇七)は、海に言及はするが、やはり否定的である。いっぽう大

理本を著した鶴野作人(『織田信長 戦国最強の軍事カリスマ』新人物文庫社、二〇一一年)

のち新人物文庫・二〇一四には海からの視点をいくぶんあるし、桶狭間日月『新説桶狭間

合戦』(学研新書、二〇〇八)はより積極的に海を論じていて、海と季節風の制約に注目す

る。しかしながら海からの合戦全体はいままで書かれていない。

1 関係史料叢集に、『愛知県史』資料編I、14、「静岡県史」資料編I、中世三～8中世四。「豊明

町話補遺録」など。『信長公記』首巻と角川文庫(陽明文庫本)、『清洲町史』。本稿では藤

明文庫本と天理大学図書館本と对比する上記『愛知県史』資料編Iが使用した。天理本は

松江城址跡に伝來した(金子祐蔵『信長記』と信長・秀吉の時代』三九頁)。『愛知県史』

資料編I(解題)。

2 poeschebeは橋頭堡とされることもあるが、橋頭堡bridgeheadは川の対岸、橋を渡った

側の基地(逸点)をいう。近世の諸藩の多くも海岸、河口に城し、船着・船引を認めた。

3 大高の水町水準点は2.8m、新平田はマイナス3m。名古屋港潮汐上昇レベル標高+1.

1m強伊勢湾台風で長期浸水した区域は中世以前には海だった。大高辺では東海道線よ

り西の大高川以南地域は三十日以上浸水した。

中部災害データベース(<http://www.cck.chubu-u.ac.jp/kimenti/sup01/10500026.htm>)。

なお富田信経団も参考にな。

4 上佐国嘉集残編については森田香司「上佐国嘉集残編の史料的性質」(『静岡県史研究』1号)。嘉集策を取扱した「高知県史」には歴史史料として未収録。

5 三月二十一日氏綱書状「古文書集」(『静岡県史』資料編8中世四・補遺編二三五、四月十二日

水野十郎左衛門・宍戸今義允筆狀、別本土林證文、『静岡県史』資料編7中世三・二七四〇)。

大高寺守朝、朝比奈參朝書狀、大樹寺文書、『静岡県史』資料編7中世三・二六二八)。

6 「水戸諸家譜」、鶴殿泰氏、卷十八・六三、武辺喧聞書(延宝八年・六八〇編纂)にも「義元妹婿鶴殿氏持」。

7 「菅原富士見紀行」に尾張龜崎(半田市)の二里ほど南に、「桶野山とて、三熊野に向かへ

る洲崎」があると記されている。永禄三年(1560年)六月二十七日、今川大義は桶野那智社安樂院

に足利不應に関する状に返書している(『愛知県史』資料編II一八)。東海海域は開港地

域とは交通・軍事の上で密接な関係があった。

8 今川から離れられなかつた鶴殿家は剥落したが、織田方についた鶴殿氏の後裔は榮え

た。桶狭間合戦以降の鶴殿氏、あるいはは鶴野の鶴殿氏については『愛知県史』資料編II一

〇八・同上』一九八、「扇屋書状」二五〇二一七、美濃守右衛門要吉、鶴殿十郎・西・同

上」資料編I・八ほか。鶴殿照の女妹に西ノ郷の局があり、兵持第長忠(子)、徳川家

康の側室となつて、督撫を生んだ。督撫は北条氏直の娘で嫁ぎ、その死後は池田輝政に再嫁した。

その子孫は鳥取藩主となつたから、藩内外の家として鳥取藩で存続した。

9 「鶴殿家史」、蒲郡郷土研究会、一九八二。

「蒲郡市史」、本文編I、原始古編・中世編、蒲郡市史編さん事業実行委員会編、二〇〇六年。

10 「鶴殿村史」通史編「中世の鶴殿」、執筆猪俣良記、三重県鶴殿村、一九九四・史料編

一九九一。天正九年二月二十九日に織田信長から朱印状を授けた鶴殿新宮神主・別当・領内

新次郎は同族で(『織田信長文書の研究』下、下記版本考)、元禄二年(1689年)二月七日編内

女子が鶴殿孫十郎に贈りている。

菊池地図「徳川家臣団の系図」角川新書、二〇一〇。

11 「鳥取藩史」第一卷、蓬上列伝、鳥取藩編、鳥取藩立鳥取図書刊、一九六九。

平野千也「十八世紀における家史編纂、鳥取藩家老鶴殿登春と『鶴殿家史』」『地方史研究』

阪本敏行・藤井寿一「備野新宮境内一族にかかる江戸時代前割の新出史料の紹介と解説」

『和歌山地方史研究』第七五号、(二〇一八)

9 「本地 鳴海古城跡之図（蓬左文庫蔵228-1）によれば、鳴海の町は北から丹下町、

三日町・根小屋町・広町・相原町」と続き、「扇川を渡って中島町になった。三斎市地名である（二日町や城下地名である根小屋町は瀬波の河原点を活かした地名であつて、大瀬瀬瀬湖には勞セヤして船が上つてくる。中島町は、小川の合流地ではあるが、おそらく瀬波利

用には約があり、そこを基地とする以上、瀬波を逆手に取った戰闘技術でカバーする必要があった。

10 「補筑間之図」（蓬左文庫蔵602-1）では、合流点から下瀬を黒木川としている。

602番図は黒川源を中島村民家に記し、「此所中島ノ吾跡と云。」としながら、別位置に

中島翁跡としている。これは「尾張徇行記」ほどの通説とは異なる。町名は602番図の方では中島町・横町・花井町・根小屋町・本町・相原町。

11 「寛永浮家系図伝」では奥村高秀（平左衛門尉）子が一秀（七郎右衛門尉）で、中島城を守り伊丹で戦死した人物などとしている。「信長公記」の記述には合わない。高秀弟秀政は高

麗陽城で戦死したものである。

12 気象庁ウェブサイト「潮位表より作成」  
<http://www.data.jma.go.jp/kaiyoudu/tidesusim/>

13 仮に大高城に八百人の兵士がいて、一人一日精米四合を食べたとする。一日に必要な米は三石一百石で、四半俵なら精米八俵、粗つきの穀米なら二倍の土俵になる。五半俵であれば精米六俵強で穀米なら三斗俵弱となる。三百俵は穀米・四斗俵なら八百人の兵士の二十日分の分、五斗俵なら二十五日分である。

馬頭で三俵（左右振り分けに鞍上）を積むとして三百俵には百頭（百駄）、二俵を積んだとすれば百五十頭（百五駄）が必要である。小荷駆隊による兵糧輸入では、馬は道を一列縱隊で一頭ずつ進み、両側を矢や鉄砲を持った兵が警護しただろう。長い隊列になる。

敵地である。両側に山が迫り、低地を行くような地形では襲われやすい。いかにも苦難である。

久保健一郎「戦国人の兵糧事情」（吉川弘文館歴史文化ライブラリー、二〇一五）があげる兵駕人では百四十俵から六百俵であり、平均して三百五十俵弱である。ほかに（天正九年）五月十九日吉川経良書状（吉川文書）では因幡毛籠に「但馬兵駕卅」を入れたとあり、出雲新山から高瀬川に兵糧を入れた例があるが、關城時に少分の兵糧を籠めると、却つて城が弱ると諱言されている。三十は三十俵であろう。この程度など得るものより、失うものが多かった。三十俵は馬十頭だから、通常これよりは長かった。

14 後の史書では松平元康の行軍は陸路が大坂堤で、松平記では「元康四郎左衛門・石川十郎左衛門による物見や、山上の敵の記事があり、『三河記大全』では「元康千余騎を率して」、『松平記』では「陸路の間を通りて」などと記している（朝野日聞叢書、二一七四一七五頁）。これを読みば、陸路であると思うかもしれない。しかし「朝野日聞叢書」はこの兵糧入れを水陸二年として編纂した。記述は錯綜しており、杉山博「國名大名」は、大高兵駕入れは永禄元年、二年、三年説があつて確定できないが、自身の職場である東大史料編纂所が刊行している「史料叢覧」が二年説を採用しているから仮にそれに従うこととする。定説はないとする（史料叢覧所の「史料叢覧」は複数説を紹介している）。永禄四年に大高口で合戦はあつたことは、次史料に明瞭である（前掲、本稿も参考）。史書が補足間と廻坪合戦を併記する例が多いが（伊東法師物語）同上、二一七六頁、「邊防要聞」同上、「二一七九頁」、廻坪合戦は以前にあつたし、補足後の大高元年五月十四日にも四年四月にも、くらかえられている（静岡県史）資料編7中世三二九五六六、愛知県史・資料編II、一〇三）。寺部・廻坪は補足間から過誤が効くような場所ではない。家忠曰記（家忠曾孫忠範著）になると、永禄五年五月十七日に東康が阿久比にて生母お大谷萬勇弟に会つたことになっているが、合戦直前に難田方阿久比という敵對勢力のもとに入ら生母や弟に会うなど、ありえようか。後世の書き足しが多く、混亂を極める。

15 「信長公記」に、銅浦の服部左助助の武者船が千艘計、海上を蜘蛛の子を散らすが如きであった、と記しているが、「二千艘の小早として一艘であれば水主が三万人、兵士が五十万乗るとして五万人で、合計七万人」。信長の兵力が「千に足らず」と記している。千艘といふ数を信じることはできない。

16 「戦国遺文」今川氏編1-5-4-4・静枝市郷土博物館所蔵同部文書ほか『土佐国藏簡集残編』三など、「戦国遺文」今川氏編1-5-7-3-1-5-4-7も同様。

17 合戰場所について、永禄3年12月1日今川氏真判物等『土佐国藏簡集残編』『同裏史』

資料編(中世三・八六〇)は「天沢寺御前村於鳴海原一戰」としている。尾州なるみ、おけはせさ」という表現は、安堵の「水野勝生覚書」にもある(二八頁)。鳴海から桶狭間へかけての広範囲が戦場であった。うち義元本陣は「信長公記」にあるように「桶狭間山」つまり「桶狭間村」に所在していた山である。桶狭間村の北方、これまでにも研究者が指摘

した標高64・9mの山を中心とした標高50m以上のいくつかの高地に比定できるだらう。現在の地形では南面の位置に相当し、宅地開発により山の形は存在せず、かつて存在した三ヶ所点(測量基準点)さえも失われている。仮に義元勢が一人入ったのなら、桶狭間山九百人と同程度の山が二ヶ所必要だった。つまり今川陣は桶狭間山以外に十以上あった。

桶狭間山周辺の高地である。  
 18 この蓮なご廟「桶狭間図」(図6-0-2-1)、「愛知県史稿名勝天然紀念物調査報告書」第四・補題間古戦、大正十五年杉山泰三郎執筆、名古屋市教育委員会「桶狭間古戦跡調査報告書」付属地図(同じじか)では桶狭間村長福寺北東、二つ池から東方に桶狭間山、その北に松井常信家・馬立松・義元騎・松・討死ノ跡を記し、星形戦闘を「合戦前田家桶狭間」と記す。  
 従来の出典が複数を義元戦死後「桶狭間」と呼んで、との意である。桶狭間山は有松から桶狭間山に向かう道(通り狭間)沿い、長福寺から北東になる。

天保十一年(一八四二)桶狭間村図面(尾張郡桶狭間町村割図、名古屋市城編、『大府市誌』近世村落図集)には、生山(ハエ山)、武路(タケシ)山、高根山など山の名前が記されて

いる。これらの山に今川勢が布陣した。明治の小字を記す「愛知県地名集録」桶狭間村には、田寄がついた小字名はないが、巻山、幕山が見える。延享二年(一七四五)桶狭間郡駿大膳村(国会図書館蔵・前掲報告)には石原山が見える。

19 桶狭間山・星崎城図は二種あって、「愛知郡星崎村占城之図」(図2-0-9-1)に見える星崎城は、西は海、東は田と南の村への道筋、南は池と廻、中心に本丸、二丸、三丸を配する。別の「愛知郡星崎村古城之図」(図2-2-9-1-5-6)でも、本丸から三之丸、さくに周間に外郭がある。本地村星の宮の北側に城跡を記す。西は山に面する。大きな要害であった。「日本戦史」付属地図(二万分の一図)には、北から西に水堀の跡と掘切を挟んだ二つの曲輪、そして13・9mの水準点を記している。星崎城の跡である現在の笠寺小学校の標高は6mであるから、8mも削除され低くなっている。

20 運左左庫「本地・鳴海古跡踏之圖」(図2-2-8-1)によれば、丹下若は東海道(鳴海道)を押さええる位置にあって、主要な曲輪が三つある。天白川を超えた東海道がほぼ90度に曲がった先、街道のすぐ脇に西曲輪が二十五間二十七間、その東が三十五間二十八間あつて、さらに六十三間三十五間、三十三間四十三間など、広い曲輪があつて、その周囲にも小さな二つの曲輪があつた。規模は鳴海城と同等だった。信長時代はこのまま東海道(鳴海道)を削進すれば、街道の真上にあった鳴海城から襲撃されるから、善照寺への別道(裏道)を設置した。

21 <https://www.youtube.com/watch?v=xHZCZ5B9o>  
 22 気象庁ウェブサイト長野県上田市の気象データより表を作成  
[https://www.dlita.jma.go.jp/obd/stats/etm/view/10min\\_a1.php?prec\\_no=48&block\\_no=0402&year=2020&month=8&day=22&view=2](https://www.dlita.jma.go.jp/obd/stats/etm/view/10min_a1.php?prec_no=48&block_no=0402&year=2020&month=8&day=22&view=2)

状（有松町史）<sup>25</sup>だが、新町はできたかもしれないが、もともとの町もあったはず。鳴海宿から解説有松村・落合村をいは桶狭間村の事がなかつたということはあり得ない。近世東海道は、道として合理的な地理的条件を選択しており、その条件は永禄段階でもそれ以前でも変わらない。

その由来は「難太平記」である。

### 《Title》

Consideration of Okehazama-no-kassen battle

### 《Keyword》

Beachhead, hail storm, navy, Okehazama-Yama, Oda Nobunaga, Imagawa Yoshimoto, Matsudaira Motoyasu (Tokugawa Ieyasu) , Oodaka jyo Castle, Udono Nagateru, Kumano navy, Kajikawa Heizaemon, Narumi jyo Castle, Hyourouire;Entering the provisions food and soldiers, Onosyu, Ogawasyu, Shincho-kouki (Tenri University Library Collection), Mikawa-monogatari



## 「紀伊中納言（徳川頼宣）書状 尾張中納言（徳川義直）宛」から読み解く徳川一門の公儀普請

原 史彦

### キーワード

紀伊徳川家初代頼宣 尾張徳川家初代義直 紀伊徳川家伏見屋敷 公儀普請 後水尾天皇二条行幸 「台徳院殿御實紀」「大歎院殿御實紀」「源敬様御代御記録」「南紀徳川史」「孝亮宿禰記」「義演准后日記」「幸家公記」 伏見城普請 淀城普請 二条城普請 江戸城普請

### はじめに

令和二年度の名古屋城新規収蔵品として図1「紀伊中納言（徳川頼宣）書状 尾張中納言（徳川義直）宛」一幅（以下、「本史料」と略称する。）の購入を行った。本史料は、株式会社思文閣出版古書部発行の『思文閣古書資料目録』第二百六十五号（令和二年六月）に掲載された史料で、伝来経緯は未詳である。

現状は掛幅装となつており、本紙縦三・四厘、本紙横四七・三厘、表具縦一二七〇厘、表具横四九・七厘、軸長五五・一厘。元は折紙だったのを縦中央で裁断し、掛幅装にする際に表裏の文字が正体するよう張り直されている。表面紙（上）と裏面紙（下）の縫は左右で異なるが、表面紙の右側縫が「一五・六厘」裏面紙の縫が「一五・八厘」に対し、左側縫が上下とも「一五・七厘」で左右窓寸は一致するため、各紙の左右寸法の違いは上下の際のゆがみによつて生じた誤差である。よつて、表具の際に縫寸の切り詰めは無かつたと思われる。

横寸の場合は、中央の折線が上下で一致せず、約〇・五厘強ずれて表具されている。他の折線は判別しづらいため、元の折れは復元できないが、中央の折れからの左右寸法は上下ともに約〇・五厘強異なることがら、少なくとも上下ともに約〇・五厘強は切り詰められている。これは下の裏面紙を正体させた際、上の表面紙との文字配列の均衡を取るため紙のすらしを行つたことで生じたと思われるが、折り込んだ際に外側となる部分の形状からみて、元の外寸はそれほど大きく損なわれていな印象はある。

表具は一文字・風帯が白地葵紋散唐草金襴、中廻しが萌葱地唐花文綾子、上下が白茶地平綾で、軸は黒漆塗型である。箱は印籠造蓋杉本地箱で、蓋表に墨書で「紀州黄門南龍公消息尾州黄門教公宛」と記すが、表具、箱は江戸時代後期以降に下る新しい仕立てで、付属品も無いため、形状、付属品から伝来経緯をたどることはできない。

文書内容は、後述するところ、伏見城下における屋敷拝領と小屋場設定に拘わる内容で、徳川家康十男の紀伊徳川家初代義直（一六〇一～七二）から、同じく家康九男の尾張徳川家初代義直（一六〇〇～五〇）へ送られた礼状である。屋敷拝領や「ござば」とする設備の設置にかかるやりとりが判ると同時に、徳川一門による公儀普請への拘りが読み取れる情報を含んでいる。よつて、以下に本史料の概略を紹介すると併せて、本史料が製作された背景を、関連する史料との照合を含めて検証する。

### 一 本史料の記述内容と製作年代比定

本史料は本文十七行（表書九行・裏書八行）、表書冒頭の追而書三行の文章形態で、「卯月十六日」の発給だが発行年は無く、差出人は「紀伊中納言頼宣」で押を据え、宛先は「尾張中納言様貴報」とする。

### （本文）

御飛札悉致拝  
見候如御意可致

御目ミヒと存候所ニ  
先いそき罷上り

候故不得其意拙者  
御残多奉存候

將又ふしミニやば  
さたまり申満足

仕候ちとめだち

申付候こやばニ付  
御見たての所ヲ  
我等ためニ御残之  
明やしきを被下

候と存満足仕候  
恐惶謹言

紀伊中納言

卯月十六日 頼宣（花押）

尾張中納言様 貴報

### （追而書）

猶々委細書  
頓南京とにて

可申上候以上

### （意謂）

お手紙、かたじけなく拝見いたしました。（義直が）お目にかかりたいということで、（私も）お目にかかりたいとは思っていますが、まず急ぎ上洛をしなければならなかつたため、ご意思に沿えず（会うことができず）心残りです。さて、伏見の小屋場が決まって満足です。少々目立つ所で、このようなところで良いのかとは思いますが、まずは普請作業を命じました。小屋場は、先に物色していた空き屋敷を我々のために残していただき、それを（上様は私に）下されたと思われますので満足です。  
なお、細かな事はやがて（義直が上洛した際に）京都で申し上げます。

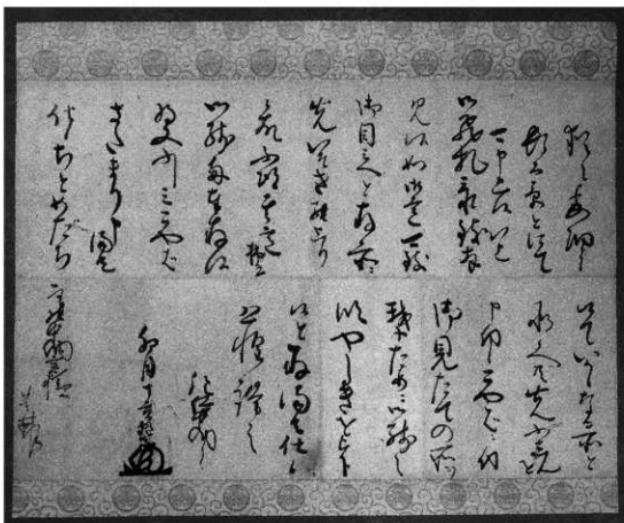


図1「紀伊中納言（徳川頼宣）書状 尾張中納言（徳川義直）宛」 縦31.4 横47.3 桁 名古屋城総合事務所蔵

本史料は年未詳のため、年代比定が必要となる。まず、義直・頼宣が共に「中納言」であることから、二人が権中納言に任命された元和三年（二六一七）七月十九日以降、従二位・権大納言に昇叙・転任する寛永三年（二六二八）八月十九日の間であることは明らかである。さらに頼宣が「紀伊中納言」を名乗っているため、頼宣が紀伊国和歌山へ転封となつた元和五年七月十九日以降の書状となる。日付が「卯月十六日」、すなわち四月十六日のため、文書が製作された時期としては元和六年から寛永三年までの七年間に絞られる。

次に内容から時代を判断する材料として、一つは追而書に「頼而京とにて／可申上候」とあるように、書状を出した時点で義直・頼宣は会う機会を得られなかつたが、近々京都で会う機会があること、「先いそき罷上り」とあるように、四月の時点で頼宣が上方にいること、そして「ふしみこやば」すなわち伏見小屋場がどこかの「明やしき」に定まつたこと、の三点が挙げられる。

尾張徳川家・紀伊徳川家とともに慶長から元和・寛永年間に至るまでの記録は少なく、尾張徳川家は『源數様御代御記録』、紀伊徳川家は『南紀徳川史』に總覽されている以上のまとまつた情報を見出すのは難しい。ただし、大坂夏の陣の後、義直・頼宣が共に上洛した機会は「台徳院殿御寶紀」「大猷院殿御寶紀」との参照も含めてこの四文献で抽出すると、①元和三年、義直・頼宣の権中納言任官時、②元和五年、二代將軍秀忠上洛時、③元和九年、徳川家光將軍宣下時、④寛永三年、後水尾天皇二条城行幸時、⑤寛永十一年、三代將軍家光上洛時の五回に限られることは判明している。この内、先の年代比定時に合致するのは、③元和九年か④寛永三年の

みである。元和九年は將軍宣下、寛永三年は後水尾天皇の二条城行幸と  
いう尾張・紀伊両当主の上洛を必然とする機会であり、両年共に「頼宣  
京」として「可申上候」と義直も上洛することを確定的に言える状況であ  
る。本書状の製作時期はこの二時期に絞って良いと考える。

ただし、元和九年である可能性は、下記の理由により無いと言わざる  
を得ない。まず、「南紀徳川史」第一巻の元和九年条で頼宣は「六月台  
徳院殿下ニ從テ上洛秋歸國」とあるものの、これはあくまでも頼宣が京  
都に入った時期を示しているだけで、どこから京都へ赴いたのかは記さ  
れておらず、「台徳院殿御實紀」でも八月六日に行われた参内以前の頼  
宣の行動は記されていない。しかし、「南紀徳川史」第一巻の元和八年  
九月条で、頼宣は「紀府」で「御病氣」となった記事がある。「甚シク  
危篤ニヲヨバセ玉ヒシニ」と記されているように、この病気はかなり  
深刻な状態だったようだが、「正月、公病愈」、すなわち翌年正月に回復  
したとある。「台徳院殿御實紀」でも一年前の元和八年正月条に義直・  
頼宣とも元和八年は「在封」と記されており、頼宣は和歌山滞在中に病  
気となつて年を越したことは確かである。病後の療養経緯があるため、  
正月から四月までの間に、江戸へ一度出向いてからすぐに上方へ取つて  
返したとは思われず、将軍上洛時まで和歌山から移動することは無かつ  
たと考えるのが自然である。

このことにつき及川氏より、関白・九条宰家（関白当時は「忠榮」、  
一五六〇—一六六五）の日記「幸家公記」の六月三日条に「今日、  
紀国中納言殿京着也云々、竹田也、但、いまた不例之間、人に面謁成問  
敷由泉州物語也、内々御理也云々」と、六月五日条に「今日紀国中納  
言殿竹田御着云々」とあることを教示賜つた。「泉州」すなわち、藤

堂高虎からの情報として、頼宣が竹田から上洛したこと、まだ体調が思  
わしくなかつたことが記されている。  
また、同様に左大史・壬生孝光（一五七五—一六五二）の日記「孝亮宿  
禪記」の七月二日条に、「七月小二日、辛卯、雨下、忠利參紀伊中納言殿、  
(持參刀折紙三百足) 依御所勞無御對面云々」と、頼宣の体調が七  
月まで思わしくなかつた記事があることも及川亘氏よりご教示賜つた。  
これらの記事より頼宣は七月まで回復していなかつたことが判る。その  
間に江戸へ向かうという無理は出来なかつたはずである。また、及川亘  
氏は、竹田経由の行程であることは、和歌山から大阪もしくは南都経由  
だつたことの傍証になるとし、元和九年の頼宣の上洛は、和歌山からで  
あることを後押しする。

江戸から上方への移動行為がなければ、本史料冒頭での「御目ミヘと  
存候所ニ先いそき罷上り」候故、不得其意拙者「御残多奉存候」とい  
う文言は成り立たない。この文言は、義直に会う機会があつたのに、急  
いでいたため会えなくて残念という意味である。お互いがそれぞれ名古  
屋と和歌山にて、二人が交錯する機会が無かつたのに、「先いそき罷  
上り」する必要があつたため会えなかつたと言い訳する必要は生じない  
からである。

なお、余談だが「台徳院殿御實紀」の元和九年六月廿五日条に秀忠が  
参内し、後水尾天皇に面接した際、隨從して対面した一人に「尾張大納  
言義直卿」、もしくは「中納言義直卿」の名が見える。「源敏様御代御記錄」  
では、まず上洛する秀忠を六月三日に熱田で「御饗應」し、つづいて家  
光を七月七日に熱田で「御饗應」したとの記事があるため、六月二十五  
日時点で参内することはできないとして、この記事は誤記と考えたが、

及川亘氏より六月二十五日に義直が参内していることは事実との指摘を賜つた。

まず「義演准后日記」の五月二十八日条に、「廿八日、(中略)尾州中納言、昨日上洛、蒸筈遣之」・「廿九日、大雨、從尾州中納言使者、銀子一枚賜之、昨日礼云々」と五月二十七日に上洛し、種々の贈答を行つてゐる記事があること、「幸家公記」の六月朔日条より六月四日条まで、「張中納言」ないしは「尾州中納言」名が散見されること、六月二十五日の参内記事でも、「尾張中納言」が参内して、「長橋御房」で「休息」した記事によつて明らかとする。

「幸家公記」の六月朔日条では、「尾張中納言殿」の「旅宿」へ九条幸家の他、太閤・鷹司信房や二条康道・大覚寺門主尊性法親王・鷹司教平、九条忠象らと益事となり、「乱酒」になつたこと、翌六月二日条では昨日の礼として「尾州中納言殿」へ使者を遣わせたこと、六月三日条では九条幸家が「隨院主」すなわち、幸家弟の随心院増孝に「尾州中納言殿」への馬代である「馬代銀子壹枚」を貸したこと、六月四日条では随心院増孝と「中納言」が「御対面」し、「中酒時」に「中納言」が「手ヲ取、座敷罷出候也云々」ということを、随心院増孝が幸家に報告してゐること等は、義直本人がいなければ成り立たない記事である。

『台徳院殿御實紀』の出典は、「野日記」「舞舊記」「國師日記」だが、「幸家公記」の記事を加味すれば、六月上旬に義直が滞京していたことは間違ひなく、六月三日時点を無田において秀忠を「御養應」するのは、無理とみなければならぬ。六月二十五日に義直のみが参内していることは、先述したとおり頼宣の体調はまだ回復していないため、頼宣が参内を欠礼したとすれば説明がつく。

しかし、「源敬様御代御記録」にはある七月七日に家光を「御養應」して、翌八日に「御上洛二付、今日名古屋御發駕」とする記事を、これまで義直が家光を「御養應」してから「御上洛」したと解釈してきたが、この「御上洛」は家光のことで、義直自身は既に五月二十七日に上洛しており、秀忠・家光の尾張國通過時に、義直は国許にいなかつたと修正する必要がある。ちなみに、「源敬様御代御記録」では五月二十四日から五月晦日までを「記事無之」とするため、五月二十七日の上洛記事は尾張徳川家側には遺されていないことが、従前の誤解を生じた一因であるため、ここに修正を行う。

次に寛永三年の場合の検討に移る。「南紀徳川史」第一巻の寛永三年条では、「二月歸國、五月京都二到是月、台徳殿下上洛、御書付」とするものの、編者の注釈が付記されており、「按、三月七日、將軍御成ノ事漢文譜界ニモ掲ヶ前説ト符合ス然ル、二月御歸國ハ疑ナキ能ハスト雖トモ御書付ノ事ユヒ其儘ヲ載ス」として、二月の和歌山帰國を否定している。同年二月二十七日には大御所秀忠が、三月七日には將軍家光が江戸の紀伊徳川家竹橋邸に御成を行つてゐるため、編者の指摘通り、二月に帰國することはあり得ず、頼宣が江戸から移動できるのは、早くても三月中旬以降でなければならない。「大徳院殿御實紀」の六月十一日条で頼宣が「先達て上洛せらる」とあるので、頼宣が江戸から上方に移動したのは、三月中旬から六月十一日の間である。四月時点で頼宣が伏見に滞在することは、時間的にみて充分に可能である。

ただし、この時義直は前年の寛永二年五月十日から、この時義直は、先述したとおり頼宣の体調はまだ回復していないため、頼宣が参内することは可能だつたはずである。それなのに、会えなかつたという状況が

なぜ起きたのかの検証が必要となる。このことについては、あくまで傍証だが、「源敬様御代御記録」の寛永三年三月条の記事が注目される。

この記事によれば、義直は三月三日より二十七日まで「御泊鹿狩」として、池田江被爲成」という状態であったことが判る。(つまり、義直は三月に二十日間も名古屋を不在にして、名古屋より約三十キロメートル離れた現在の岐阜県多治見市池田町近辺で鹿狩りを行っていたのである。)

義直が名古屋不在のこの時期に、頼宣が名古屋に到着し、義直の名古屋帰城を待たずに先へ進んだとしたら、本史料の詮びの文言は成り立つ。ただし、中山道を経由して地理的に名古屋に寄れなかつた可能性もあるため、このことは状況証拠として付記するに留める。

以上のように義直と頼宣の行動で検討を行った場合、四月時点に頼宣が上方に滞在できる可能性があるのは寛永三年のみのため、検証材料の物量的制約はあるものの、本史料の製作時期は寛永三年と比定する。

## 二 「ふしみこやば」の意味

本史料の主旨は、「ふしみこやば」が定まり、「ちとめだち／候いか、なる所」と思うが、まず「ふしんを申付」けたこと、「御見たての所」を紀伊徳川家のために残してくれて、「こやば」となる「明やしき」を押領したことで「満足」である、とする頼宣の謝辞である。「ふしみこやば」は「伏見小屋場」であり、何らかの作業場が紀伊徳川家に与えられたことを意味する。

『南紀徳川史』第十七巻には「寛永二年月日不知」として、伏見の「豊後橋」に「城州伏見邸」を「御拜領」した記事がある。豊後橋とは伏見城下南端にある橋で、宇治川対岸の伏見城の出城・向島城があつた向島

へ通する橋として架橋された。現在の觀音橋の前身にあたる大橋である。紀伊藩の伏見敷は江戸時代後期に至るまでその存在を確認できるが、場所は城下西方の惣堀に架けられた毛利橋南東部、現在の月桂冠昭和蔵一帯の場所であるため、豊後橋の地とは異なる。ただし、一般には、毛利橋の屋敷が寛永二年に押領した屋敷とされており、「南紀徳川史」の「豊後橋」は誤記の可能性がある。

ちなみに、十七世紀にさかのぼる伏見図において、豊後橋近辺にみられる相応の屋敷は、後に伏見奉行所となる屋敷が見られるだけである。

その屋敷は名古屋市蓬左文庫蔵の図2「伏見町中繪図」では、「水野石見守御屋敷」とされている屋敷である。水野石見守とは、正保四年(一六四七)三月三日より寛文九年(一六六九)四月晦日まで伏見奉行を勤めた旗本・水野忠貞(一五九八～一六七〇)のこと、この図の製作時期も水野の伏見奉行在職時前後とみてよい。伏見奉行は元和六年(一六一〇)に旗本・山口直友(一五四六～一六三三)が伏見城定番兼伏見町奉行になったのを嚆矢とする。おそらく山口の屋敷も、水野の屋敷と同様に後の伏見奉行所となる場所だつたと考えられることから、水野が屋敷を構える以前に同所に紀伊徳川家の屋敷が置かれるることはなかったはずである。そのため、寛永二年押領の「明やしき」は、家の格からいつても毛利橋南東部の元毛利家屋敷と推定される屋敷とする蓋然性は高い。

本史料でいう「明やしき」が毛利橋南東部の屋敷ならば、屋敷南部は旧伏見城の「大手すじ」(伏見町中繪図の表記による)に接し、西の惣堀に面して物流の便にも適した一等地であるため、頼宣が「ちとめだち」たる場所と形容するには相応しい場所といえようか。いずれにせ

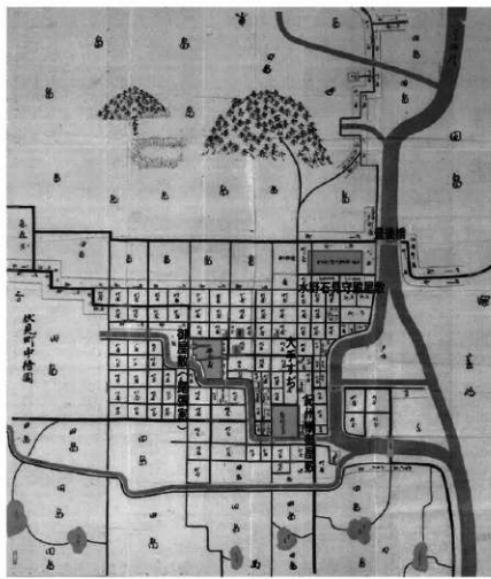


図2 伏見町中絵図 名古屋市蓬左文庫蔵 縦147.0 横126.7 桁 (図中文字、筆者加筆)

この言葉は、何らかの作業を行いう場所を意味しており、頼宣自身もその作業状況の視察を兼ねての上洛を匂わせている。「こやば」を上洛に随従する臣僚たちの臨時宿泊施設のこととする解釈も成り立つが、わざわざ「御見たての所」の「こやば」と表記しているため、これは作業に都合の良い場所を見立てたと解釈すべきと考える。

もとより頼宣の上洛は、来る九月六日から予定される後水尾天皇の二条城行幸に備えることは言うまでもない。同年四月は、行幸を見据えて拡張した二条城の新規殿舎の作事が進められている渦中であり、後述するよう淀城の作事も行われていたと考えられる時期である。

伏見城自体は、「台徳院殿御實紀」の元和五年八月条に「今度伏見城を廢し。伏見在番輩直に大坂へまかり勤番すべしと命ぜられ。松平石見守輝澄。松平豊前守勝政大坂に赴く。伏見の城内吉野の間を城代内藤記伊守正信に賜ふ。水野隼人正忠清。松平左近將監成重。伏見大坂へ轉換の事を奉行せしむ。伏見の地は山口駿河守直之奉行たらしめらる。」とあるように、元和五年で一旦廢城となつて、殿舎の一部解体も行われた上、当地的支配機能は大坂城へ移された。伏見城代だった内藤信正（一五六八～一六二六）が大坂城代に転任しているため、一応の廢城措置があつたことは間違いない。

この後、伏見城の解体は順次行われたようで、「伏見町中絵図」に屋敷の存在が確認できる水野勝成（一五六四～一六五一）の「寛政重修諸家譜」での来歴には、「(元和)八年八月二十八日功なり、地名を福山と用いた意味を考える必要がある。

あらため、西國の鎮衛とす。このとき伏見城の御殿をよび三階櫓、月見櫓、大手門、鉄門等をたまぶ。」とある。伏見城の三年後には、水野が備後福山城を居城とするにあたって、伏見城の建物が福山城へ移設されたことも確認できる。

しかし、この福山城移設記事からも判るように、元和五年時点で完全な廃城になつたわけではない。「台徳院殿御實紀」の元和八年九月廿七日条には伏見城番兼町奉行山口駿河守直友入道應輪卒す。その子勘兵衛直堅家つぎ。父の原職をつがしむ。」とあり、先の「台徳院殿御實紀」元和五年八月条の記事にあるように伏見奉行を勤めた山口直友が廃城後も「伏見城番」を兼ねていたこと、直友歿後も子の直堅に対し奉行職に加えて城番職も引き継がれたことが判るため、廢城後も何らかの管理すべき物件が伏見城にあつたことを物語っている。このことは、「台徳院殿御實紀」の元和九年五月条でも「大納言殿には今度伏見城をもて御座とせらるゝにより、城中殿閣構造の事を。五味金右衛門豊直に奉行せしめらる。」同年七月十三日条に「伏見城先年破壊殘りの殿閣に、今度いさゝか修飾して御座とす。五味金右衛門豊直奉行せり」とあることでも明白である。

ただ、伏見城の公式利用はこの時、すなわち元和九年七月二十七日の家光將軍宣下の舞台となつたことが最後となる。後水尾天皇が二条城へ行幸した寛永三年時では、将軍である家光は二条城を宿所とし、大御所の秀忠は、家光より先行して上洛したので一旦二条城に入るものの、家光の上洛に合わせて自分の宿所を淀城とした。伏見城は元和九年時と異なり宿所とされることはなかつた。ちなみに上洛した秀忠は六月二十日に二条城に入り、七月二十五日から二十九日まで大坂へ出向いた後、一

度二条城へ戻るも、八月一日に家光が上洛して二条城で対面してから、自身は淀城へ移つている。

元和から寛永初年にかけては、江戸城はもとより上方における公儀の普請・作事が頻出した時期である。二条城は、慶長八年（一六〇三）に家康が築いた時点で單郭だった構造を、寛永三年の行幸に合わせて西側へ拡張し、開郭構造の二重濠平面にすると共に、慶長年間に竣工した第一次天守に代えて、伏見城から天守が移設されたとされる。「大徳院殿御實紀」の元和九年閏八月廿日条に「松平越中守定綱を召れ。伏見城先年既に廢すべきに定められし事なり。伏見をのぞきては帝都を守護せむ地淀にまさるはなし。汝今より淀に城築くべし。伏見の殿閣天守給はるべしと面命ありて。所領三萬五千石になさる。」とあり、天守を含む伏見城の殿閣が、淀城の築城を任せられた一門大名の松平定綱（一五九一～一六五二）へ下渡された記事があるものの、宮上茂隆氏らの研究により、伏見城の天守が二条城へ、二条城の第一次天守が淀城へ移設されたとされ、現在の元離宮二条城事務所もこの見解を踏襲している。

この是非はともかく、元和九年まで残っていた伏見城の建造物は、寛永三年の行幸を見据えた二条城改築・淀城築城時ほぼ全て解体・移設されたと考えられる。「大徳院殿御實紀」の寛永二年は年の条に「伏見城殿閣を淀に移さるゝにより。城番兼町奉行山口勘兵衛直堅は、江戸に歸り寄合となる」とあり、伏見城番は寛永二年で廃止されているため、この時点で伏見城内の管理すべき物件が消滅したことを確認できる。

しかし、寛永三年に秀忠が淀城に入った際の「大徳院殿御實紀」六年の後に続く記述には、「此程、大御所淀の城に至らせ給ひ。城郭殿閣

の經營速成し、かつ構造の様悉く思召にかなはせ給ひたり。將軍御入洛あらば。此城をもて御座に定むべしと仰出され。松平越中守定綱に御刀。雑子。黄金を給ふ。定綱よりも刀井に綱を獻じ奉る」とあり、秀忠が入城した時点では淀城の殿舎は「速成」されたことから、急いで作事が行わたことが判る。實際は家光ではなく秀忠の御座所となつてゐるため、この記事の発言は八月二日に秀忠が淀城に入る以前でなければならぬが、いずれにせよ、淀城の作事完了の最終期限を六月二十日の秀忠上洛に合わせていたならば、同年四月時点では、淀城の作事はまだ進行中だった可能性が高い。

元和十年（寛永元年）二月二十五日に発令された二条城改築の命は、使番の中川半左衛門忠勝・野々村四郎右衛門・柳原左衛門佐直・水野河内守信を奉行として、石垣助役に尾張徳川家・紀伊徳川家の他、松平定勝・井伊直孝・本多忠政・松平忠明・本多忠刻・小笠原忠真・松平定行・水野勝成・本多政朝・松平（奥平）忠隆・松平忠国・松平忠良・松平康重・岡部長盛・松平家信・松平成重・菅沼定芳の徳川一門・譜代大名に下されたことに特徴がある。（寛永元年甲子五月吉日）の年紀がある「二条城拡張普請図面の図3『二条御城絵図』」にも、「紀伊中納言様」の「町場」として、本丸戌亥櫓台・堀や外郭北西部廻など、「屋張中納言様」と並んで相当空間の普請箇所を詠け持つたことが判明しており、徳川一門衆といえども大規模に公儀普請を担つてゐることが判る。

先述のとおり、本史料が作成されたであろう寛永三年四月時点では、淀城の作事はまだ進行中の予定であり、その淀城が当初は将軍家の光の御座所に設定されたことを鑑みれば、伏見に「やば

が設定されたことは、紀伊徳川家が伏見城解体を含む淀城の作事、ない

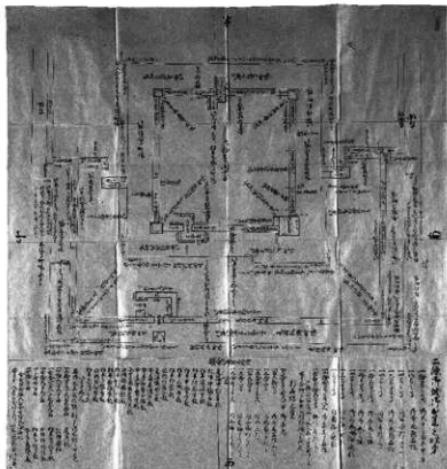


図3 二条御城絵図 名古屋市蓬左文庫蔵 縦110.0 横104.5 程

しは同時に進行中の二条城の作事に側面的に関与した可能性も考えられる。伏見での小屋場設定を前提とする何らかの工務が城郭普請・作事に関するところと確定的には言えないものの、行幸が行われる五ヶ月も前、秀忠が上陸する一ヶ月も前に、頼宣自らが途中で兄・義直に会う機会を作らず急いで上方に赴く理由としては、公か私事かは別にして、これら

の公儀普請・作事に関わる案件だった可能性は指摘できよう。

#### 四 德川一門による公儀普請

前章において推測した紀伊徳川家による公儀普請・作事への関与は、幕府の公式記録には記されていない。そのため、単なる憶測と切り捨てされることも可能だが、紀伊徳川家と同格である尾張徳川家の場合は、幕府の公式記録には記されない夫役負担・用材提供の記事が『源敬様御代御記録』に散見される。

古くは元和七年（一六二一）十月に三河国の吉田橋修復のために木曾山の材木を「伐出」することを「公儀」から命じられた記事で、翌八年十一月二十九日には、修復なった吉田橋がこの年の秋に流失したため、改めて木曾山からの「伐出」を「公儀」から命じられていることが記されている。木曾山からの用材確保の記事は、元和九年八月にも見られ、「江戸御作事御用材」として提供することが「仰付」けられている。これらの記事は『大猷院殿御實紀』には見られない。

二条城改築のための石垣普請の発令と、『大猷院殿御實紀』で確認できるのは元和十年二月だが、尾張徳川家にはそれ以前より情報がもたらされていたことが『源敬様御代御記録』で判明する。同書の元和九年八月十七日の条には、「二條 御城御普請二付、手代五人御指登」、同年閏八月五日には「二、二條 御城御普請二付、御足輕三百拾人御差登有之」、同年八月十六日には「二條御普請爲御用、御側同心頭・御國奉行兼藤田民部・原田右衛門并手代四人爲御差登有之」、同年九月十四日には「二條御普請二付、井上孫右衛門・山本只助其外同心十人御差登」とあり、正式発令の七ヶ月以上前から動き始めていることが判る。なお、『大猷院殿御實紀』では判らない普請発令日も、『源敬様御代御記録』で二月

二十五日と判明する。

この時の石垣普請は、同書の寛永元年六月晦日の条に「二條 御城御普請二付、御名代竹腰山城守・惣奉行瀧川豊前守・渡辺半藏其外御内人等、先達而爲御差登之處、此節御普請出來二付、大御所様ち御内書被進之、（以下略）」とあるように、二月二十五日の発令日からわずか四ヶ月で完了している。このことは、『御奉書并諸侯方書状寫共四』に「二條御城御普請出來付御内書事／今度二條普請之儀、入念依而被申付早々／出来欣入候、殊炎氣之時節、下々苦勞之／程察覧候謹言、寛永元六月卅日、御判尾張中納言殿」とあるように、秀忠より義直に対しての感状が寛永元年六月出されているので、文中にあるように「早々」に完了したことは間違いない。しかし、この期間はあくまで現地での石積み作業のみの期間であつて、用材確保はそれ以前から動く必要があることは言うまでもなく、實際には発令の七ヶ月以上前からの行動が確認できる。

なお、寛永六年（一六二九）七月に竣工した江戸城碧構の石垣普請については、事前の発令時期が『大猷院殿御實紀』には記されている。「大猷院殿御實紀」によれば、この時の普請は、總坪数四万四千五百三十三坪二合八夕三才に及び、尾張・紀伊・水戸・駿河の徳川一門家はもとより、仙台伊達家・久保田佐竹家・米沢上杉家・盛岡南部家などの大大名、中の諸代・外様大名が動員される大規模な公儀普請で、寛永五年十一月十八日に関係する諸大名に通達されたことが記される。その後、同書では寛永六年四月の条に「去年命ぜられし諸大名。この月より人夫を出し、江戸城碧石垣等をきづく事七月に至る。」とあるように、現場での石積み作業等は寛永六年四月に開始されて同年七月に完了したと記される。現

場での作業はわずか三ヶ月ほどだが、その準備には五ヶ月を要したこと  
が判る。

『源敬御代御記録』には、この時の事前準備である用材確保の動き  
が具体的に記されている。その主な動きをたどると、まず寛永五年十一  
月十八日に、「来年」に「石垣御普請」があるとの老中奉書が附家老の  
成瀬正虎・竹脇正信に対して下され、「於伊豆石を割御差上被成候様被  
仰出候旨」が指示された。そのため尾張徳川家では、十一月二十二日に  
親類の「淺野但馬守」・広島浅野家三代長晟へ灌川忠征を通じて「石船」  
の借用を申し入れた他、名古屋城築城の際にも使用した三河湾篠島産の  
石材を江戸へ送る指示が出されている。

十一月晦日には翌年に普請奉行となる星野又八を伊豆へ派遣すること  
とし、星野は十一月に江戸普請奉行に任命されていた安倍勘兵衛と共に、  
十二月十三日に江戸を出立して同月十七日に伊豆国岩村（現・神奈川県  
真鶴町岩村）に着き、紀伊徳川家・駿河徳川家の役人との立会の下で、「石  
場」を受け取る。その間の十二月九日には付家老・成瀬は、大坂御船奉行  
の小濱民部少輔に大坂で石を購入すること、船を借用すること、江戸へ  
輸送することを命じている。また、十二月三日には江戸へ派遣する足輕  
を差配する者五名を選考した他、年内に役人の他「下役・醫師等」を「伊  
豆石場」へ順次派遣している。

年が改まった寛永六年正月十四日には、江戸における石の荷上場であ  
る「石揚場」を指揮し、その奉行に倉人八左衛門・添役として井上孫右  
衛門を任命する。また、同月中に同じく江戸普請を命じられた水戸徳  
川家から、「こなた御屋敷外長屋」の借用を依頼されたため、その便直  
を図る。三月二十五日に付家老・成瀬は江戸からの暇を賜ったが、成瀬

は四月上旬に伊豆へ出向き、石の船積みが終わるまで現地に滞在すること  
を願い出て認可された。なお、同年三月中旬に「輸物千本・板子二千・砂  
利五百俵」が尾張徳川家より献上されているが、この献上は尾張徳川家  
から自発的に行われたようで、四月一日に大御所・秀忠より尾張徳川家  
に対して御内書が下されている。また、同月には尾張藩が管理する木曾  
山に脇坂安元・仙石政俊・戸田康長・保科正光・調訪頼水ら作事を担つ  
たと思われる諸大名の「袖人足」を入れて材木の「元伐」を認める便宜  
も図っている。

江戸城での現場普請まで、少なくとも事前作業として前記のように、  
石切場・石揚場・輸送船・現場責任者及び人足の確保等を必須とし、併  
せて同一作業に従事する諸大名との連携、自発的な協力要請など、多岐  
にわたる下作業があつたことが判明する。これは江戸城普請での事例だ  
が、他の公儀普請においても同様の手間を履行したであろうこと、公儀  
側の記録には残されない種種難多な役割を諸大名側で遂行したであろう  
ことは想像に難くない。江戸城普請では命じられていない材木献上を尾  
張藩が行つたように、徳川一門家といえども安穏とはせず、むしろ徳川  
一門家ゆえの過大な忠節を尽くしていたとも考えられる。これは先行す  
る二条城改築普請でも同様と考えられ、並行して行われた淀城築城普請  
や伏見城解体普請でも何らかの自発的差配があつた可能性を指摘するこ  
とはできよう。

なお、本史料で「御見たての所ヲ/我等ためニ御残之/明やしきを被  
下候」とする文言も徳川一門家が関わる公儀普請時の、記録には表れ  
ない具体的行為の一例である。屋敷の下賜は名目的には將軍家よりなさ  
れるが、義直が「我等ため」、すなわち頼宣のために残しておいてくれ

た空き屋敷を都合つけたと解釈できる文言で、「御見たて」を行つたのが、

義直か頼宣かは判然としないが、少なくとも頼宣の希望する立地が、紀伊徳川家にもたらされたことは確かである。屋敷地が首尾良く頼宣の希望に添えるよう、義直が大御所・秀忠、もしくは將軍家光に掛け合つた行為を見て取ることができる。

先述したように、江戸城普請の石切場選定において、「源敬様御代御記録」寛永五年十二月十七日の条の「紀州様・駿河様御役人共立合」、今日迄今石場請取之、「翌寛永六年正月の条の「一、此月、水戸様御普請築方被仰付候付、こなた御屋敷外長屋御借用有之、御貸被進」のように、徳川一門家としての連携事例がみられるため、互いに何らかの便宜を図るといった行為は、どの普請であっても行っていたのだろう。本史料は、幕府側の記録には表れない公儀普請の実例が判る上でも興味深い史料である。

#### おわりに

以上、本史料を読み解いた結果、本史料の製作時期は後水尾天皇の一 条城行幸が行われた寛永三年四月に比定されること、来る六月以降に予 定される大御所・秀忠及び将軍・家光の上洛、九月に予定される行幸に 先だち、紀伊徳川家が何らかの作業を行うために、伏見に空き屋敷を拝 領して小屋場を設定したことを読み取ることができた。その作業とは、 普請・作事が進行中の淀城か二条城、あるいは伏見城解体に関わること である可能性を指摘し、屋敷拝領には兄である尾張徳川家初代義直の口 利きがあった、といった幕府側の記録には見られない公儀普請時の実例 も読み取ることができた。多分に状況説明からの推測だが、これまで記

録には表れない紀伊徳川家の動きを知る上で有効な史料と考える。

頼宣が兄・義直との会合を後回ししても「先いそき罷上り」しなけ ればならなかつた理由は判らない。当主自らが出向かなければならぬ 事態が発生したということだが、これもまた普請現場の実態を生々しく 伝えている。普請現場では不慮の事態も生じやすく、寛永六年の江戸城 石垣普請では、尾張藩の作事差配を担つた同心頭兼国奉行の原田右衛門 による、名古屋城下の材木屋惣兵衛との齎着不正が露見して、詔議の上、 寛永六年二月八日に原田と原田の六人の子どもは切腹、材木屋惣兵衛は 木曾で隕という不祥事が出来た。

原田は関ヶ原合戦後での最初の尾張國主・松平忠吉の家臣で、義直 が兄・忠吉歿後に尾張に入府した際、執政として赴任した平岩親吉と 連携して、忠吉の家老だった小笠原吉次ら重臣層を失脚させた人物で ある。<sup>19</sup> 行政的手腕を買われ、以後、国奉行として尾張藩草創期を支え たが、慢心があつたのか、己の不祥事で自滅することとなつた。

この不正事件は、義直自筆の書状で幕府へ報告されたよう、寛永六年正月十五日付の書状で土井利勝が付家老・竹腰正信に對して、原田の 处分は義直の「御心次第」との家光の言葉を取り次いでいる。原田を 処斷した直後の三月に尾張藩は「榆物千本・板子二千・砂利五百俵」を 幕府に申し出しており、想像をたくましくするならば、公儀普請での不始 末のけじめを、部材献上という形で取つたとも考えられなくもない。 これを紀伊徳川家の場合に当てはめることはできないが、國家的な大 事業では利権が動き想定外の事態も起こりやすいのは現代でも同様であ る。寛永三年六月以前の頼宣の動きが公儀側の記録に見えないため「先 いそき罷上り」しなければならない事態が何であったのか判らない。あ

くまでも想像の範疇として、公儀普請・作事に関する不祥事や不慮の事故・不測の事態といった類も選択肢の一つであろうか。この答えを導き出すことは不可能だが、本史料の行間からはこういった些事も類推できるため、興味深い史料といえよう。

註

- 1 (公財) 徳川黎明会 徳川歴史研究所編『源政重修代朝記録』第一～第四  
出版部 二〇一五年～二〇一九年。
- 2 脇内信輔『南紀徳川史』第一巻～第十七巻・総目録(復刻版) 名著出版  
昭和四十五年、  
昭和四十七年。
- 3 関連記事所収されるのは、黒塚勝美編『新訂増補國史体系 徳川實記』第二編 古川弘文  
館 昭和五年。
- 4 堀内信輔『南紀徳川史』第一巻(復刻版) 名著出版  
昭和四十五年。
- 5 元和六年 寛永元年の自賛日次記は宮内省書類部蔵、  
元和九年六月分では『図書寮蔵古  
九条家文書記録』第四卷収録。(注釈及び引用は、及川直・元和九年六月父子上洛関係記録  
記事抄) 〔東京大学史料編纂所研究報告書二〇一〇一二「源氏父子上洛と母舅宣下の政治  
社会的考察」二〇〇七〕 二〇一〇年度 科学研究費補助金基盤研究(C) 研究成果報告書  
山口和大(研究代表・東京大学史料編纂所編集、発行 二〇一一年)より引用)
- 6 王生は「宮内書院御殿」(注釈及び引用は、前掲注(5) 参照)。
- 7 自筆本 麗廟寺蔵。(注釈及び引用は、前掲注(2) 参照)
- 8 前掲注(1)における注釈では、元和九年七月八日の「御發駕」を「義直上洛につき名古屋發駕」とする。
- 9 和歌山市立博物館・和歌山市立博物館編『徳川家入国400周年記念特別展 徳川頼宣と紀伊  
徳川家の名宝』 和歌山県立博物館・和歌山市立博物館 一〇一九年。
- 10 名古屋市蓬左文庫蔵 図四二六。
- 11 内藤嘉伊守正(通)は「信正」、山口聖河守直之(通)は「直友」の譜記である。  
12 貢政重修諸家譜 卷三百二十八 〔新訂貢政重修諸家譜〕第六 総群書類從完成会 昭和  
三十九年。
- 13 「台徳院殿慶寶記」で「慶寶」とする直友の入道号は、「貢政重修諸家譜」では「東輔」とし、  
「台徳院殿慶寶記」で元和五年八月条にみられる伏見城番衆伏見町奉行への就任は「貢政重  
修諸家譜」では元和六年とするなど、両書の記載に若干の相違が見られる。
- 14 宮上正隆・中井一氏の名城の系譜から探る「度移築された慶長天守」(歴史群像・名城  
シリーズ⑩) 二条城、学習研究社、一九九六年。
- 15 東京都江戸東京博物館・元慶宮二条城事務所・読売新聞社・博報堂DYメディアパークナード  
ズ編『江戸東京博物館20周年記念二条城展』(京都市・読売新聞社・博報堂DYメディア  
パークナード 二〇一二年)。
- 16 名古屋市蓬左文庫蔵 図三二。
- 17 国立文書館蔵内閣文庫蔵。この史料は藤井清治氏より「教示賜った。文中の「」は改行  
を表す。筆者加筆。
- 18 新修名古屋市史編纂委員会編『新修名古屋市史』第三巻 名古屋市 平成十一年。
- 19 徳川美術館所蔵『寛永六年正月、原田右衛門の死につき土井利勝よし竹屋正信哭書状  
所取』(愛知県史編さん委員会編『愛知県史』資料編21 近世7 領主1 愛知県 平成二十六年)

追記

本稿執筆にあたり、名古屋城調査研究センター一同様の木村慎平・種田祐司・堀内亮介各氏及び、徳川政史研究所研究員の藤田英昭氏(ご助言賜り、東京大学史料編纂所准教授)の及川亘氏、石川県立博物館館長(京都大学名誉教授)の藤井謙氏氏より、史料の提供及びご教示賜ったこと、厚く御礼申し上げる次第である。

《Title》

An Analysis of the system assigning various daimyo construction tasks without compensation, by the Tokugawa clan on a Letter from Kii Tokugawa 1st Yorinobu to Owari Tokugawa 1st Yoshinao.

《Keyword》

Kii Tokugawa 1st Yorinobu, Owari Tokugawa 1st Yoshinao, Fushimi residence of Kii Tokugawa clan, The system assigning various daimyo construction tasks without compensation, The 108th Emperor Gomizunoo visited Nijo Castle, Records of 2nd Shogun Hidetada, Records of 3rd Shogun Iemitsu, Records of Owari Tokugawa 1st Yoshinao, Records of Kii Tokugawa clan, Diaries of Mibu Takasuke, Diaries of Gien Jugou, Diaries of Kujo Yukie, Construction of Fushimi Castle, Construction of Yodo Castle, Construction of Nijo Castle, Construction of Edo Castle

## 「御小納戸日記」にみる名古屋城二之丸御庭の改造

木村 慎平

### キーワード

名古屋城二之丸庭園

御小納戸日記

徳川斉朝

御庭の改造が、この御庭の歴史における大きな画期となつたことは疑いない。

この斉朝による御庭の改造については、名勝名古屋城二之丸庭園の整備に関連して、近年「御城御庭絵図」をはじめとする絵図の調査と比較検討が進められ、二之丸御庭に関連する絵図類の所在はほぼ明らかになつた。また、御庭改造後の利用実態についても、白根孝胤氏によつて検討が進められている。

しかししながら、斉朝による御庭の改造がいつ、どのように行われたのかは、後年の編纂物である『金城温古録』の記述をもとに推定するのみで、必ずしも明確にはなつていない。各絵図の位置づけをより明確にするためにも、御庭改造のプロセスを、年代の明確な史料に基づいて明らかにする必要があるといえる。以上の課題に応えるため、本稿では「御小納戸日記」に記された二之丸御庭改造に関する記事を紹介し、そこから読みとれる御庭改造のプロセスについて検討する。あわせて御庭改造や維持管理の担い手、御庭の利用実態についても若干の検討を試みたい。

なお、「御小納戸日記」から抜粋した史料については番号を付して「史料編」として翻刻を掲載したので、適宜参照されたい。

### (一) 課題

名古屋城二之丸御殿は尾張徳川家初代義直が元和六年（一六二〇）に本丸御殿から移徙して以後、幕末に至るまで尾張徳川家当主の居館として利用された。その北側に隣接する広大な御庭も、義直の時代に設けられたとされる。義直の時代の御庭は、儒教聖人を祀る「御祠堂」を中心とする中国風の庭園であった。

だが、この御庭は尾張徳川家十代斉朝の時代（藩主在任・寛政十二年（一八〇〇）～文政十年（一八二七））に大きく手を加えられた。斉朝による改造を経た御庭の姿を描いたとされるのが、「御城御庭絵図」（名古屋市蓬左文庫蔵）と「尾二ノ丸御庭之図」（徳川美術館蔵）である。そこには築山や池の間を縫うように園路があり、四季折々の樹木や草花に彩られ、随所に茶屋が設けられた泡泉回遊式の広大な和風庭園が描かれている。義直の時代と斉朝の時代には百五十年以上の開きがあり、その間の変遷については史料が乏しく不明確な点が多いものの、斉朝による

### (二) 史料

本稿で用いる「御小納戸日記」とは、藩主の側に仕えて雑務を司った尾張藩の御小納戸が、日々の職務を記録した日記である。正確には、

藩主在中の日記を「尾州御小納戸日記」、在府中の国許での日記を「尾州御留守日記」、在府中の江戸での日記を「江戸御小納戸日記」と称したが、本稿では便宜的に「御小納戸日記」と総称する。

現存するなかでは元文四年（一七三九）正月十三日から始まる「江戸御小納戸日記」が最古である。「尾州御小納戸日記」も元文四年五月四日から始まる冊が現存最古である。一方、現存する最も新しい「御小納戸日記」は、慶応四年（一八六八）の「尾州御小納戸日記」である。この間、一部欠落はあるものの、「御小納戸日記」は途切ることなく書き継がれており、通時の分析が可能である。また、奥向きの諸事を司る御小納戸は二之丸御殿の奥に位置する御庭の管理にも関与しており、御庭の改造や利用に関する記事の存在も期待される。

### （三）対象とする年代

もつとも、「御小納戸日記」は膨大な量の記録であるため、本稿では「御小納戸日記」のうち文政元年前後の時期に限定して検討したい。齊朝は文化八年（一八一）に尾張に初めて入国し、文政四年には改造後の御庭で菊花御覽を実施するなど、御庭の整備がかなりの程度進んでいたことが判明しているからである。

また、以下にみるように「金城温古錄」の記述からも、齐朝による御

年代の表記はないが、茶屋等のない簡素な造りであり、齐朝による御庭改造以前の姿を描いたと考えられる。一方、②は、御庭の境界を隔てて東側にある「御花畠御構」を描いた図である。年代は「文政以前」とされ、やはり御庭改造以前の姿を描いたと考えられる。これをみると、御花畠御構には御稽古場・御矢場・御厩・御馬場といった武芸稽古のための施設が並んでいる。この区域は「御城御庭絵図」では御庭の一部となつており、齐朝による御庭改造によって御庭に組み込まれたと考えられる。

さらに②には、「御花畠御構」の南側に「元二ノ丸長局之所／文政以後御築山／南御泉水ト称」と記されている。同じ時期の二之丸御殿を描いた③を見ると、御花畠御構の南側に、東西に伸びる長局が二棟ならんでおり、この長局が文政の初めに南へ移され、跡地が「御泉水御庭」となった旨が記されている。

### 一 齊朝入国時の記事にみる御庭の変遷

まず、御庭の変遷を「御小納戸日記」から大まかに検証するため、齐朝入国時における熨斗艤や床飾りに関する記事を見ていく。藩主入国時には御庭内の茶屋を含む二之丸御殿各所に熨斗艤等の床飾りが設けられた。このため「御小納戸日記」にはその計画が詳しく記されており、

①は、「金城温古錄」第四十四冊に掲載された御庭の概略図である。

まず、史料①は文化十年に齊朝が入国する際の床飾りや熨斗鮑に関する記事である。ここには「二之丸御庭の茶屋の名はみえない」。一方、史料

③は文化十四年四月の齊朝入国直前の記事である。ここには史料①にはない「新御席」「多春園」「玉壺亭」「風信」という茶屋の名前がみえる。また、史料②によれば、この直前に江戸から送られてきた八重櫻と庭桜を「元御稽古場之跡」および「風信御茶屋前」に場所を見立てて植栽す

るよう江戸表から伝えてきている。さらに齊朝入城後の文化十四年四月十日、年寄衆が齐朝の案内で二之丸御庭を拝見した（史料④）。このとき年寄衆は新御席・御植木屋・玉壺亭・風信等を拝見したのち、多春園の二階で酒食をふるまわれた。これらの史料は、文化十年から十四年の

あいだに一連の茶屋が設けられるとともに、御花畠御構にあった御稽古場が撤去（移転）されることを示唆している。

史料③④にみえる多春園・風信・御植木屋は、「御城御庭絵図」にも描かれているが、玉壺亭と新御席は同絵図にはみえない。一方、同絵図にみえる茶屋のうち権現山下御席・霜傑・余芳の名前は、史料③④にはみえない。したがって文化十四年四月には、一部御庭の改造が進められていたものの、「御城御庭絵図」に描かれた状態には至っていないかったと考えられる。

さらに史料②は文政四年に齊朝が入国した際の記事である。ここには、「御庭御敷寄屋」「権現山下新御敷寄屋」「霜傑御茶屋」の名前がみえる。一方、「御城御庭絵図」にみえる余芳の名前はみえないが、同絵図にはない玉壺亭の名は引き続記されている。とはいえ、他は「御城御庭絵図」に描かれた茶屋とは一致しており、少なくとも茶屋に関しては、同絵図に近い構成となっていたと考えられ

る。

以上の概観から、まず史料①（文化十年）と史料③（文化十四年）のあいだに、御庭の改造が一定程度進められたことが予想できる（第一段階）。そして史料③から史料②（文政四年）のあいだに、さらなる御庭の改造が進められ、「御城御庭絵図」の姿に近い御庭となつたと考えられる（第二段階）。これを踏まえて、他の絵図や「御小納戸日記」の記事から、御庭改造のプロセスをより詳細に検討していきたい。

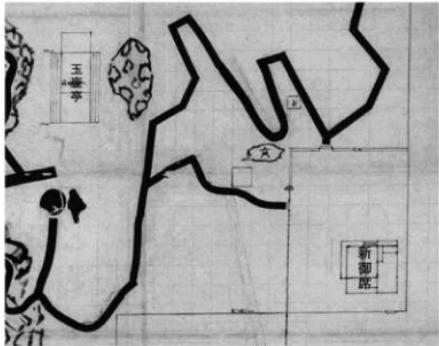


図1 二之丸御庭道及踏石図（部分）名古屋市蓬左文庫蔵  
左上に「玉壺亭」、右下に「新御席」

## 二 御庭改造の計画と絵図

まず、第一段階の御庭改造について考える手掛かりとなるのが、名古屋市蓬左文庫が所蔵する「御城二之丸之図」(口絵ら7)と「二之丸御

庭道及踏石図」である。

「御城二之丸之図」は、御庭全体と御花畠御構、そしてその南側に位置する御殿の一部が描かれている。線は墨と朱で描き分けられており、墨線が現況を、朱線が計画を示していると考えられる。またいくつかの築山は破線で示されており、これらも計画を示している可能性がある。一方、「二之丸御庭道及踏石図」は、御庭内の道と踏石を黒い貼紙で示している。両図を比較すると描かれた範囲に違いがあり、園路等にも差異があるものの、建物の位置と名称はおおよそ一致する。

そこでまずは両図における御庭の範囲をみると、先にみた「北御庭古図」や「御花畠御構大体」と比較して、御庭が東側に大きく突出している。そして突出部の東南隅に、「御城二之丸之図」では「御席」(巻頭図版)、「二之丸御庭道及踏石図」では「新御席」が記されている(図1)。また、両絵図に共通して西南隅に多春園、中央南側に風信、そのやや北東に玉壺亭が記されている。これらの茶屋は、史料③④の記述と一致している。玉壺亭の位置は「御城御庭絵図」における余芳の位置と重なる。次に、「御城二之丸之図」の朱線部分をみると、御庭の南側にあった長局を御殿南側の空間に移し、長局の跡地に御庭を広げる計画がみてとれる。また、「御城二之丸之図」には、いくつか「尾二ノ丸御庭之図」と同じ名称の築山が記されており、両絵図の関連をうかがわせる。しかしながら、「御城二之丸之図」と「御城御庭絵図」(「尾二ノ丸御庭之図」)には大きな違いも存在する。まず「御城二之丸之図」では長

局の跡地に園路のみが描かれているが、「御城御庭絵図」では同じ場所に池が描かれている(口絵6・7、図2)。また「御城御庭絵図」ではこの池の周間に築山が描かれるが、「御城二之丸之図」では築山の名前が列記されるのみである。次に、「御城御庭絵図」では北東方面にも御庭を広げて「霜傑」が設けられているが、「御城二之丸之図」には北東方面に御庭を広げる計画はみえず、霜傑も描かれていない。西側に目を向けると、「御城御庭絵図」にある榮螺山が、「御城二之丸之図」には描かれていない。



図2 御城御庭絵図(部分) 名古屋市蓬左文庫蔵  
御庭の東側。南に池、北東に「霜傑」が見える。

以上を踏まえると、「御城二之丸之図」と「二之丸御庭道及踏石図」は、文化十四年以降における御庭拡張と築山整備の初期段階における計画图といえる。

記した絵図だと考えられる。

### 三 文政元年の長局移転と御庭の拡大

ここまで検討によつて、御殿長局の移転をともなう御庭の改造が文化十四年三月以降に進められたことが明らかとなつた。この作事が行われた時期を具体的に裏付ける記事が史料⑪である。この記事は文政元年（一八一八）七月十七日に、側用人の小瀬新右衛門が御小納戸に申し渡した事項を記したものである。

この史料から、二之丸御殿（御城）の広敷長局を大奥対面所南の御庭広場へ引き移し、その跡を御庭とする旨が、江戸表から命じられ、早速作事に取り掛かるところとすることがわかる。当時斎朝は江戸におり、「江戸表」からの指示は斎朝の指示を意味するとしてよいだろう。

ここにみえる「御廣敷長局」は、先にみたとおり御花畠御構の南隣に建っていた。史料⑪で長局の移築先とされる「大奥御對面所南御庭廣場」は、史料⑫では「金之御間前御庭」と呼ばれている。「御城二之丸之図」（口絵6-7）をみるとわかるように、金之御間の南側は開けた空間になつており、ここに長局を移して、長局跡を御庭にしようとしたのである。この記述は「御城二之丸之図」の朱書きとも符合しており、「御城二之丸之図」はこのときには作成された計画図と考えられる。

これと前後して、五月二十九日には、御小納戸が「御庭御手入御用二付御屋形内土為堀取候等」である旨を作事奉行にかけあつている（史料⑬）。御屋形とは、二之丸東大手を出ですぐにある三之丸内の屋敷である。ここには尾張徳川家九代宗睦の養子・治行の正室である聖聰院が文化元年七月に亡くなるまで居住していたが、以後は空き家になつて

いた。<sup>14</sup> このため御庭手入れに必要な土砂をここから掘り出したのであろう。さらに六月十一日・二十七日（史料⑨⑩）にも御屋形から御庭への土砂搬入に関する記事がみえ、長局移転を命じられる以前から、築山の造成などが進められていた可能性が高い。

### 四 作事の担い手への褒賞と手入れの多忙化

このうち御庭の作事に関する記事は途切れるが、文政元年正月に「局跡新御庭御用御築山御用等引請骨折相勤候」という名目で、御庭預の谷次郎助に金壱分が下賜されたことは注目される（史料⑫）。「局跡新御庭」とは長局を移転した跡地に新たに設けられた御庭を指すと考えられ「御築山御用」も二之丸御庭における築山の造成を指していると思われる。要するに、谷次郎助は文政元年に行われた二之丸御庭の改造における功績を認められて褒賞を受けたのである。とすれば、この時までには御庭の作事がかなりの程度進展していたとを考えられる。

また、この記事は御庭改造の担い手を具体的に記した史料としても貴重である。<sup>15</sup> 谷次郎助は文政元年四月に江戸から尾張へ、配下の者二名を引き連れて到着している（史料⑥⑦）。時期的にみて、おそらく二之丸御庭の改造を見据えた異動であろう。

谷次郎助は文化六年十二月二十八日、御庭預並として召し抱えられ、同九年十二月朔日には御庭預本役となつた。次郎助の父覚兵衛も安永十年（一七八一）四月に御庭之者頭並として切米七石を与えられ、寶政八年（一七九六）二月には御庭預となつてゐる。さらに覚兵衛の父（次郎助の祖父）文右衛門（のち覚兵衛）も、宝曆四年（一七五四）二月に御庭足軽から御庭之者頭となつてゐる。つまり、谷家は早くとも次郎助の

祖父文右衛門の代から、尾張藩において代々御庭に関わる役目を果たしてきた家系である。

また先にみたように、谷次郎助が江戸詰めを経験していた点も注目される。尾張藩では上屋敷である市谷邸に楽々園、下屋敷である戸山邸に戸山荘という広大な御庭を整備しており、将軍や諸大名との饗宴の場としても用いられた。谷が江戸でどのような役目を与えられていたのかは今のところ不明だが、尾張藩邸における御庭の管理を行っていたとすれば、その経験が二之丸御庭の作庭にも活かされた可能性がある。

史料<sup>13</sup>に戻ると、文政二年正月には、谷だけではなく御庭の手入れに関する人々が広く褒賞を受けている。具体的には「御庭預支配之者」のうち組頭三人が「御庭御用常ニ骨折」を理由に、「御庭御掃除之者」のうち「御植木懸」三人が「御植木御鉢物御手人等骨折」を理由に、さらに「御庭御掃除之者」十六人が「人少ニ候處 御慰御用井御掃除等骨折」を理由に褒賞金を下賜されている。前年中に行われた御庭の改造を担った人々に対し広く褒賞が行われたと考えられる。

そして「御庭御掃除之者」の褒賞理由に「人少ニ候處」とあることからもわかるように、手入れの人員には不足が生じていた。史料<sup>14</sup>によれば文政二年三月朔日、御小納戸は御用人に対して御庭を手入れする中間の増員を要求した。齐朝の留守中には中間五人で掃除等を行っていたが、齐朝の帰国が四月二日に迫り、その「待詔御用」のため人数が不足し、在国中と同じ十人体制とするよう要望したのである。

だが、それでも御庭の手入れは追いつかなかつたようで、御小納戸は

第一に、去年以来御庭が広げられ築山や植え込みが多くなり、掃除に手

間取っていることが指摘されている。そして第二に、「御庭向御手入方」について江戸表から頻繁に指示がくるため、その対応にかかりきりになり、掃除に手が回らなくなっていることが指摘されている。江戸にいる間も齐朝が二之丸御庭について頻繁に指示を出していた様子がうかがえる。こうした状況は、齐朝入国後も継続していた。史料<sup>15</sup>によれば、文政四年七月、御小納戸は、「近年御庭向御物好等」により御庭御掃除之者が多忙になつてゐるため、御用人に対して中間六人の受け取りを要望した。齐朝の「御庭向御物好」によって御庭の手入れが多忙化したことにはつきりと指摘されている点は興味深い。

## 五 馬場の移転

御庭を御花畠御構の方面に拡大したことにより、もともとここにあつた稽古場・矢場・馬場も撤去（移転）されたと考えられる。このうち稽古場と矢場については「御城御庭絵図」をみると東側の外縁土居際に描かれている（図2）。『御小納戸日記』には、先にみた史料<sup>11</sup>の後段に、「御稽古場場所替」について江戸表から申し伝えてくるはずである旨が記されているが、その後の動向に関する記事はみつかなかつた。一方、馬場については『金城温古録』および『御小納戸日記』に関連する記述が多く残されている。

『金城温古録』「二之丸編四 御花畠御構部」によれば、馬場は文政三年に「下御深井松山の西」へ移され、跡地は「此頃、此辺に御築山御庭作の御事あるに因て此所御植溜と成」という。<sup>16</sup>たしかに「御城御庭絵図」では、もともと馬場のあった場所は東側外縁部分の通路となつており、

土居際に北側から順に植栽のある築山・稽古場・矢場が描かれている。

同時期の「御小納戸日記」をみると、文政三年六月二十四日には、すでに馬場は撤去されて馬場御殿（「御立間」「馬見所」）も解体され、下御深井御庭下御庭への移築に向けた準備が進められていた（史料16）。

同年七月二十三日には普請奉行と作事奉行による移転先の見分が行われた（史料17）。そして同年十一月三日から馬場の移転に取り掛かることとなり、移転先は「桜花壇之内」とされた（史料18）。同月五日には馬場の普請に用いる砂や芝の運搬に関する記事がみえ、予定通り移転が進められたことがわかる（史料19）。

『金城温古錄』「御深井御庭編」にも、この馬場についての記述があり、<sup>19</sup> 移転先を「桜花壇」としている。同書の挿図「御深井御庭大体」によれば、<sup>20</sup> 桜花壇の場所は蓮池の北西辺りである。以上のように、馬場は文政三年中頃までに撤去され、同年中には下御深井御庭に移転されたと考えられる。

なお、『金城温古錄』「御深井御庭編」は、この馬場は齊朝没後、すなわち嘉永三年（一八五〇）に廢止されて元の場所に復旧したとする。だが、同じ『金城温古錄』「二之丸編四　御花畠御構部」には「天保十四年卯春、松山西を止められて又爰に御築築仰付らると聞えし」とあり、下御深井御庭に移転した馬場（松山西）は天保十四年（一八四三）に廢止されて、二之丸に再建されたとある。<sup>21</sup> 『金城温古錄』の記述は矛盾しているが、天保十四年の「尾州御守日記」には、「向御屋敷御廻御取建召合御門内御馬場御築立等一巻」が含まれており、「召合御門内御馬場」の再建について詳述している。したがって天保十四年に馬場が二之丸御庭東側に再建されたことは確実であろう。

## 六 二之丸御庭の利用

最後に、齊朝による二之丸御庭の利用に関する史料をみていただきたい。この点についてはすでに白根孝胤氏の研究が存在するが、ここでは新たに発見した御庭改造前後の時期の事例を中心に紹介したい。

先にみたように文化十一年四月十日には、年寄衆が齊朝の御前へ召され、梅之間から御庭に入つて新御席・御植木屋・玉壺亭・風信等を拝見し、多春園二階で酒食の饗応を受けた（史料4）。翌文政元年二月には御用衆もこれに準じて同様の饗応を受けた（史料5）。ただし雨天につき御庭拝見は延期となつた。

白根孝胤氏によれば、文政四年十月には奥向きの家臣や年寄衆を招いて菊花御覽が催され、菊花壇を眺望できる御保御茶屋において饗宴が催された。さらに文政六年には同様に桜の花見が行われ、多春園で饗宴が催された。これらの機会には家臣へ植木の下賜も行われたという。

上記の饗宴は箱檜と多春園で行われたが、史料20は權現山下御席（「權現山下新御敷寄屋」）を利用しての茶事に関する記事である。これによれば、文政四年七月、權現山下御席において茶事を催すため準備するよう御小納戸から奥坊主頭頭などへ申し伝えている。「如例申談」とあるので、茶事は頻繁に行われていた可能性もある。

一方、こうした催しの機会以外でも、齊朝が日常的に御庭を回遊していく様子がうかがえるのが史料21である。これによれば、夕刻に齊朝が御庭を廻る時間と、日雇の者が引き上げる時間が重なるため、齊朝が権現山裏や赤松山から見下したとき目障りになるので、そのようなことが無いよう日雇共へ申し聞かせるようにと、御小納戸から日雇頭と黒鉄頭に申し伝えたという。これは齊朝が毎夕のように御庭を回遊していた

からこそ生じた問題であったといえる。

「御小納戸日記」には下御深井御庭への御成についてはたびたび記される一方、二之丸御庭への御成の様子は、家臣や女中を招くような儀式を除き、ほとんど記されていない。下御深井御庭への御成は、埋門を通して石垣を下り、水堀を舟で渡る必要があり、しばしば鷹狩りも行われるため、水主や鷹匠の手配など種々の下準備を要したと考えられる。これに対して、二之丸御庭へは御殿からすぐに足を運べるため、日常的な御庭の回遊は日記に記されることもなかつたであろう。その意味で、史料<sup>24</sup>は齊朝が頻繁に御庭へ足を運んでいた様子をうかがわせる貴重な史料であるといえる。

おわりに  
本稿の検討により、齊朝による御庭改造のプロセスはかなりの程度明確になつたと考える。まず、文化十年から十四年のあいだに第一段階の改造が行われ、御庭が北東方面にやや拡張されるとともに、多春園・玉蓮亭・新御席・風信・御植木屋などが設けられた。さらに文政元年から第二段階の改造が進められ、長局を移転して跡地を含む東側に御庭が拡張され、「御城御庭絵図」の姿に近い御庭となつたと考えられる。特に史料<sup>11</sup>によつて、文政元年七月に長局の移転と御庭造成が、江戸表（在府中の齊朝）から命じられたことが明確になり、「御城二之丸之図」はこのときには作成された計画図であることが推定できる。

一方で、文政四年の段階でも余芳が存在せず、いまだ玉蓮亭が存在しており、「御城御庭絵図」のとおりの姿にはなつていなかつたことも認めできた。馬場の移転が確認できるのも文政二年であり、部分的には御

庭の改造は、文政元年以降の数年にわたつて行われ続いたと思われる。

今後は文政四年以降の状況についても検討を進めめる必要がある。<sup>25</sup>

加えて、本稿では御庭の改造や手入れの実態についても検討した。これによつて御庭改造の担い手として御庭預谷次郎助の存在が明らかになつた。また、御庭の拡張とともに手入れの負担が増加し、御小納戸が中間の増員などの対応に追われる様子も明らかとなつた。御庭預をはじめとする作庭や御庭管理に関する人々についてはこれまでほとんど検討されておらず、本稿でも端緒となる情報を得たに過ぎない。この点は今後の課題としたい。

また、御庭の手入れが多忙化したのは、単に御庭の面積が広がつたた

めではなく、齊朝の「御庭向御物好」によるものであつた。齊朝は毎日のように御庭を廻つており、日雇が築山からの眺望の妨げになることが問題になるなど、「二之丸御庭に強いこだわりをもつていたことを確認された。齊朝の園芸や本草学に対する嗜好はすでに指摘されているが、本稿でもこの点を御庭の手入れに関する史料から裏付けることができたといえる。

齊朝は文政十年に隠居したのち下御深井御庭西側に新御殿を設けて嘉永三年に歿するまで名古屋に居り、その間の藩主は江戸在府の期間が長かった。このため名古屋城における御庭の変遷を明らかにするには、隠居後の時期まで含め、下御深井御庭をも視野に入れて、齊朝と御庭との関わりをさらに検討する必要があるだろう。

## 註

1 「之丸御庭の起源について」は井上光夫「中御門二ノ北御庭整縫考」名古屋城二之丸御庭

における御庭の変遷」（名古屋市教育委員会、二〇一三年）を参照。

2 「中御門之間北御庭整縫」名古屋市蓮左文庫蔵は、義直の時代の御庭を描いたとされる（井上商衡著）。

3 この庭は、現在「名古屋城二之丸御庭」として国の名勝に指定されているが、指定範囲には時代の作庭部分を含ため、「之丸御庭」の呼称を江戸期の庭園として用いるとする説解を招きもある。一方、江戸期の史料では「北御庭」「御城御庭」「上御庭」などの呼称がみられる。それぞれ「御殿（あるいは二之丸）の北御庭」「御城（二之丸御殿）の御庭」「下御庭（下御室御庭に対する上御庭）」という意味用いられたと思われる。それぞれにこの御庭の歴史的位置づけを反映した呼称ではあるが、その間隔を抜きにしてそのまま用いるやや分かりにくく、そこで本稿で便宜的に、江戸期の庭を「二之丸御庭」あるいは文部省明らかな場合简单に「御庭」と呼称する。

4 その成果は「名勝名古屋城二之丸御庭保存管理計画書」（名古屋市市民経済局文化観光部、名古屋城総合事務所、二〇一三年）、「巨大城郭 名古屋城」（名古屋城特別展開催委員会、二〇一二年）などに反映されている。

5 白根聖胤「近世後期にさかねる尾張家の植栽空間と大名庭園」（鶴川林政史研究所『研究紀要』第四回、二〇一〇年）、名古屋城御庭の植栽空間と徳川家（鶴川林政史研究所『研究紀要』第四号、二〇一四年）。

6 「名古屋市史 政治編」（名古屋市役所、一九五五年）一五頁、御小戸署は約七十名、御小戸署統括する御小戸署取は寛延元年（一七八四）十二月に設置され、總員十名で役高は三石であったとされる。

7 なお、藩主在園中の江戸での日記は存在しない。また、藩主在園中にもかかわらず標題が「尾州御園日記」となっている場合もある。

8 井上光夫氏は「齊朝が御庭の大改造に着手するのは、早くとも香朝が成人する文化五年」（井上商衡著、九四頁）としているが、齊朝が御庭を実際に見る以前に改造に着手したとは考えにくいため、齊朝が初々入城した文化五年以降と推測した。

9 「金城温古錄」（三）二七六頁（名古屋市教育委員会。以下、「金城温古錄」）を引用・参照す。

る場合は、名古屋叢書叢編の第十三巻（第十六巻として、一九六五年から六七年にかけて、名古屋市教育委員会が刊行された活版本の巻次（一四）と頁数を示す）。

10 「金城温古錄」（三）六八頁。

11 「金城温古錄」（三）三六一頁。

12 「金城温古錄」（四）二三五頁、三一六～三一七頁。

13 「金城温古錄」（四）二三五頁、聖廟についてには名古屋叢書叢編 第一巻 尾張徳川家系譜（名古屋市教育委員会、一九六八年）一四九～五〇頁。

14 このほか「御城二之丸之回」には、篠山の茶亭に「人名」持、というような注記がされており、おそらく担当した職人を記したものと思われる。

15 藩士名寄（名古屋市守左文庫・徳川文史研究所蔵）。

16 同上（名古屋叢書叢編 第十四巻「金明解」（名古屋市教育委員会、一九六六年）三九四頁）。

17 これは四年七月十八日には、召台御門内御庭外縁を区画する御門にできた三ヶ所窓につけた、外縁を藩主が通する際や構場の御成の際に意匠にをするよう御庭預に御小戸署取が命じており（「史料袋」）この今までには二之丸御庭の東外縁に新たに構古場が設けられていたと考えられる。

18 「金城温古錄」（四）三五八～三七頁。

19 「金城温古錄」（三）七頁。

20 「金城温古錄」（四）六一七頁。

21 「金城温古錄」（三）七頁。

22 再整縫された馬場の様子は「御城園面（二之丸御庭）」（名古屋市蓮左文庫蔵）に描かれている。

この絵は御殿長局の位と形状から天保十一年以降の成立と推察されるが、「二之丸御庭」の東御外縁部分を見る所と、貼紙で南北に長い馬場の姿が描かれ、その中央西側に「御警所」が設けられている。

23 白根前掲「名古屋城園の植栽空間と徳川齊朝」。

24 「金城温古錄」（三）二八四頁（二八五頁）には御庭にあった「聖堂」を文政六年に撤去・移転したことが記されている。「御城御庭絵図」には「聖堂」が描かれていないことを踏まえ

ると、文政六年時点でいまだ「御城御庭絵図」のとおりの姿にはなっていなかつた可能性がある。この点の検討も今後の課題としたい。

## 史料編

### 凡例

- 「尾州御小納戸日記」「尾州御留守日記」（徳川林政史研究所蔵）のうち、文化十年（文政四年）（請求番号・尾二・五四・五八）の間における名古屋城二之丸御庭に関連する記事を抜粋し、翻刻した。
- 各記事の冒頭に、通番と記事の年月日を付した。
- 用字、行送りは原則原本の表記にしたがつた。
- 頭注は該当箇所の後ろに（頭注）と記して「」内に記した。
- 人物のうち当時の役職がわかる者はルビで（）内に注記した。

① 「尾州御小納戸日記」 文化十四年四月十三日条  
一 左之通御賄方江申談候

中御座之間

御熨斗鮑

式飾

但

御着座之上指上候御のし壱飾  
御手熨斗七手添壱飾

御坐之間

御熨斗鮑

式飾

但御手のし手添壱飾外ニ

指上候御のし無之

桜之御間

御床飾

梅之御間

同断

御湯殿

御船

御熨斗鮑

四飾

御坐之間

御熨斗鮑

式筋壱飾

メ八飾相廻候事

② 「尾州御留守日記」 文化十四年三月六日条  
一 左之通江戸表方申来候  
八重櫻 一鉢

庭接 二本

一 (3) 「尾州御留守日記」文化十四年三月二十八日条

左之通御賄頭江申談置候處今朝  
相廻候

御熨斗鮑  
二飾

但

御着座之上指上候御熨斗一飾

御手熨斗五手添壹飾

御縫合

御熨斗鮑  
一飾

但  
御手熨斗三手添

桜之御間  
御床飾

但  
梅之御間

新御席  
同断

多春園  
同断

玉壇亭  
同断

風信

右者元御稽古場之跡風信

御茶屋前御場所見立為植

候様松御小松山源六郎御番右申來候

但此外ニも相廻候御植木之儀ハ

江戸表御庭預カ此表同役へ

委細申越候苦

但 御熨斗二筋結ひ御硯蓋ニ載  
桜之御間ニ南御庭御腰懸

但 同断

御船  
但 御瓶子一對添

御植木屋  
但 御熨斗二筋結ひ御硯蓋ニ載御床江上置

御湯殿  
但 御硯蓋ハ役所カ出ス

一御間ミと御飾之儀ハ左之御間計

役所カ御懸物取扱候  
一飾

×拾三飾

一御間ミと御飾之儀ハ左之御間計

役所カ御懸物取扱候

桜之御間御床表

新御席  
御植木屋

御縫合

ペ三ヶ所

御縫合

一 (4) 「尾州御留守日記」文化十四年四月十日条

九半時過御年寄衆一統

御前カ被為

召御庭拝見いたし候様

御意ニ直ニ御次カ植木之御間ニ懸り

御庭江案内新御席御植木屋

玉壇亭風信等拝見夫カ多春園カへ

被相越御二階ニ御酒被下西人・茶人

櫻御門夫・茶人相濟御座夫・茶人

之間江上られ竹之間西人・茶人右同様之

御礼被申上及言上候

吸物三 瓢蓋七種

鉢肴一 同手り身

蒸菓子 薄茶

已上

井一

⑤ 「尾州御留守日記」文政元年一月十五日条

一 去丑年九月御年寄案御庭

拝見被仰付御茶屋尔而御酒等

被下置候處御側大寄合

仰付候付今日一統拝見被

御用人之儀未拝見不被

仰付候付今日ハ御茶屋二面

御酒可被下置二付御事

其段申通し早後多春園

御二階上案内左之通被下置候

吸物二 瓢蓋七種

鉢肴一 井物二

蒸菓子 杉綠高二人

右相濟而夫・茶人御礼申上有之及言上候

⑥ 「尾州御留守日記」文政元年三月十八日条

一 去ル十一日出之定日飛脚今日延着之處左之通申渡候旨江戸

同役占申越候

谷次郎助著冠第一

當四月詰滿之上川鯨九兵衛与

代合可罷登旨

三月

⑦ 「尾州御留守日記」文政元年四月十七日条

一 御庭預谷次郎助井右配下之者

二人去ル八日発足木曾路十日振

旅行今日致上着候旨御庭預

申達候付諸達為取候

⑧ 「尾州御留守日記」文政元年五月二十九日条

一 御庭御手入御用二付御屋形内土

為傭取候苦御作事奉行五

懸合候事

⑨ 尾州御留守日記 文政元年六月十一日条

御庭御手入御用二付御星形

内より土御取寄相成候處右土

車日と東鉄御門より召合御門

内江為曳込候苦二付東鉄御門

右車出入之儀

御在國之通札三通用不指支

様致度旨御目付五相達合札

一枚差出候處今一枚指出候様申來候

且幾日か幾日迄等申境申達候様

申越候付其段相達候附御屋形

内口と車通用之儀及御作事

奉行五懸合候事

⑩ 尾州御留守日記 文政元年六月二十七日条

一 東鉄御門車通行方之儀御門

御用小瀬新右衛門方五先達而

演説二面申達候處今日左之通

申越候

追々及示談候東鉄御門車

通行之儀御目付五申談

候處右車通行中立番

同心附置等候旨右役相達

候付通行指支無之候仍為

御承知申入候以上  
六月廿七日

⑪ 尾州御留守日記 文政元年七月十七日条

一 左之通小瀬新右衛門より申越候

御城御廣敷長局之儀大奥御對

面所南御庭廣場江御引移

右跡御庭相成候旨江戸

表より申来候付長局早速

取拂御場所各五可引渡旨

御作事奉行五申談之義其筋江

相達候間猶更右奉行五御引合

御請取可有之候

一 御稽古場御場所替之儀

江戸表御同役方各五申来

管之旨彼地方申越候間右

申来候ハ、御申聞可有之候

⑫ 尾州御留守日記 文政元年八月二十五日条

一 御廣敷長局武棟共金之御間前

御庭内五御引建之苦候處右御庭

手扱二付表御臺所前東の方五附

四間程御庭内五附ひ込相成候付

御臺所脇御風呂屋口并筋違口共

御締明候様致度旨且右口と御作事  
方立請取切相成同所北之方一枚  
開尔て御より附候様致度旨御作事  
奉行方申越候付同心組頭<sup>レ</sup>申談候

⑬ 「尾州御留守日記」文政二年二月六日条

一 左之通今日申渡候

金壺分  
伊藤弥平

右者老人<sup>ニ</sup>久々致日勤

格別骨折相勤候付被下之

正月

金壺分

谷次郎助  
前田重一

右者局跡新御庭御用御築山

御用等引請骨折相勤候付

被下之

正月

御庭預支配之者

銀壺尚宛

組頭三人

右者御庭御用常々骨折

相勤候付被下之

正月

御庭預支配之者  
御植木應

金武朱ツ、

三人

右者御植木御鉢物御手入  
方等骨折相勤候付被下之  
右者人少<sup>ニ</sup>候処  
御慰御用并御掃除等骨折  
相勤候付被下之

正月

御庭預支配之者

銀三匁六歩ツ、拾六人

一 「尾州御留守日記」文政二年三月朔日条

左之通御用人<sup>レ</sup>申候

去々丑年

御在國中御庭御掃除

人數少<sup>ニ</sup>付出入御中間

拾人請取申候付<sup>ハ</sup>去寅年

御發萬境不殘引揚候苦

之處御留守中御庭御掃除

人數少<sup>ニ</sup>相成候ハ不行届

候付右之内五人引揚残五人ハ

御留守中引続受取所也

為御間合申候然處此節御待詣

御用御庭御掃除為取懸

申候付<sup>ハ</sup>人數少<sup>ニ</sup>八右

御掃除難御間合候間去寅年

御發築引揚候出人

御中間五人此節カタマリ當

御在國中引続受取申度候

仍之申達候

三月 御小納戸頭取

⑯「尾州御留守日記」文政二年三月十三日条

一 左之通御用人口申達候

頃日出入御中間五人申達

請取御庭御掃除御用向專

繩合為相勸申候然處去年

以來御庭御開込出来御築山

御植込等多御掃除殊之外

手間取甚以手後相成其上

御庭向手入方等之儀二付

追々江戸表カタマリ被

仰付之儀も相増右御用向

此節時シテ相成申候全軸

頃日請取申候出入御中間

並縫合為相勸申候カタマリ也御庭

御掃除之者勤向手張候處其上

前顯之通手後之場所并

御待請御用御掃除方難御間合

相見申候付カタマリ八明後十五日方

御着城御當日迄之内猶又

御中間出入三十人請取申度候

仍之申達候

三月十三日 御小納戸頭取

⑯「尾州御留守日記」文政三年六月二十四日条

一 左之書付御側大寄立差出候

袖書署

上御庭御馬場先達而御取殿相成

御馬場御殿疊カタマリ相成居申候右八

下御庭之内江御引建カタマリ相成苦カツ付

右御場所等御普請方并御作事方

見分之上取計有之候様致度

仍之根之義申達候

六月 御小納戸頭取

⑰「尾州御留守日記」文政三年七月二十三日条

一 上御庭御馬場一般下御庭之内カタマリ正

御引建相成候付右御場所見分

として今日御普請奉行御作事

奉行道并御普請方之輩も

相越候付御門カタマリ出入之斷昨日御普請奉行

相達候付夫々申談候

⑯ 「尾州御留守日記」文政三年十月二十九日条

一 下御庭之内御馬場御取立付御入用

調御普請奉行方御側大寄合江達

濟之由二月三日より御馬場所為

取懸櫻花壇之内御馬場地面二

抱候樹木伐採候上二面仕立方為

取計候積委細之儀者配下向立為

引合候旨申越候付承知之趣及返

報候

但御普請中御普請奉行初配

下等御門二出入之儀申達候付

其段同心組頭正為申談候

一御小納戸詰役懸正も本文之趣申

談候

其段御庭預申談候

⑰ 「尾州御留守日記」文政四年四月一日条

一 御熨斗鮑之儀兼御賄頭江

申談置候處左之通朝相

廻候仍御間向を初御茶屋二

其外とも廻し方之儀等筆役二面

為取扱候

六万紙敷

中御座之間

御熨斗鮑一飾

御着座之上差上候御熨斗之飾

但

六万紙敷

御手熨斗七手添

一飾

〔頭注〕

本文御手熨斗之儀

六万紙敷

兩家御年寄衆初其

節二御居合候人數

吟味之上御賄頭前廣為進給候事二候處猶又御當日朝二至り

御賄頭手前於いて取引シ御出勤候人數丈ヶ相廻候事

但右御庭内通行三付車曳刻等

但右御庭内通行三付車曳刻等

出来候ハ、入念為取給候旨申越

御燒火之間

御熨斗鮑一飾

六万紙敷

御手熨斗五手添

御手熨斗五手添

〈頭注〉

「本文御焼火之間」

御熨斗鮑之儀

追振役所へ受取候儀も相見候付今般も為進給候處

右御間之儀ハ全表ニ附

候事付御次第前御賄頭古

直ニ御小性へ相渡調之由

右頭申聞候付役所江八不

請取候

桜之御間

同断 六節

但

第三方紙敷

御床

一節

居臺

一節 二筋結ひ

御階

同

一節 同断

同

一節 同断

御張出

同

一節 同断

南御庭御腰掛

同

一節 同断

梅之御間

同断 一節 二筋結ひ

多春園

同断 一節 同断

玉簾亭

同断 一節 同断

御庭御數寄屋

同断 一節 同断

風信

同断 一節 同断

御植木屋

同断 一節 同断

權現山下新御數寄屋

同断 一節 同断

霜傑御茶屋

同断 一節 同断

御湯殿

同断 一節 同断

御船

同断 一節

但瓶子一對添第三方紙敷

御三万紙敷

御熨斗鮑一節

上御庭御水

居臺

御熨斗鮑一節

一筋結ひ

以上

但本文懸戸榜方申談候付出来之上  
常々者御稽古場ニ差置可申候

七月

② 「尾州御留守日記」文政四年七月十五日条  
一 明十六日權現山下新御敷寄屋於るて  
御茶事有之苦ニ付奥坊主組頭  
初五如例申談候

但

召上り物持運ひ之儀ハ同心ニ為取扱候

事ニ付其段をも申談させ候

右ニ付左之籠御庭通用断有之夫ニ  
申談候

大橋七之丞  
(御行所司)

御臺所人組頭武人

御臺人 三人

御附人 武人

已上

③ 「尾州御留守日記」文政四年七月十八日条

一 左之通御庭預同心与頭正申談候  
召合御門内御庭預同心与頭正申談候  
召合御門内御庭境御高辯今度

出来之御窓三ヶ所右御窓下

御通行之節并御稽古場正被為

成候節共外御窓候懸苦候間兩役

於みて心得罷在節ニ不洩様可取計候

夕御庭

④ 「尾州御留守日記」文政四年七月晦日条  
一 左之通御用人正申達候

出入人御中間

六人

右者近年御庭向御物好等ニ御庭御掃除  
之者甚事多相勧候處此節別ニ御用多ニ  
日ニ之舞御間合候間當分之内頭書之通  
受取日ニ三人ツ、罷出為相勧候様致度  
申達候

七月

御小納戸頭取

〔頭注〕

「本文達之通

八月七日方請取

候事

」

⑤ 「尾州御留守日記」文政四年八月六日条

一 左之趣日雇頭黒歎頭正役懸りカ

為申渡候付同心組頭正裁許之儀

申談候

夕御庭

御廻之節日雇之者引拂候時刻  
午付権現山裏井赤松山御越

之節

奉

御見下し、相成右之者共通行  
御日障、相成候。ハ不可然候已來

薬醫御門辺五回心罷出及裁許  
候得共日雇共立之常々心得申聞

置

御日障、不相成様可致候尤新規  
罷出候者等五名執五名更入念專置

可申候

巳八月

**{Title}**

Remodel of Nagoya Castle Ninomaru Garden during the early nineteenth century, based on "Okonando-nikki"

**{Keyword}**

Nagoya Castle Ninomaru Garden, Okonando-nikki, Tokugawa Naritomo

## 聞天閣の誕生、焼失、保存

小西 恒典

キーワード

近代和風建築

戦災焼失

近現代における城郭の役割

はじめに

明治四十三年（一九一〇）、第十回関西府県連合共進会が、名古屋市の鶴舞公園で開催された。この時、名古屋市によって「記念館」が、公園内の吉田山に建設された。外観は、「金閣閣」を模した大規模な木造建築であり、のちに「貴賓館」、「九重閣」、「聞天閣」と呼ばれた。同時期に建設された噴水塔、泰義堂とともに、「永久的建築物」とされ、共進会が終了した後も現地で保存・利用されていた。ところが、アジア太平洋戦争の最中に解体され、昭和二十年（一九四五）の空襲で焼失したとされている。

聞天閣は多くの文献で紹介されているが、その建築的特徴や使われ方については、ほとんど触れられてこなかった。また戦災よりも前に、防火訓練中に火災に遭っていることが、複数の文献から知られるが、その時期や損害の程度、修理がされたのかも、明らかではなかった。

そして不思議なのは、解体されたうえに戦災焼失したという経過であ

る。この問題について論じたのが、水谷盛光「聞天閣の最後」追跡記事「え書」である。ここでは時期は不明確としつつも、鶴舞公園南部に高射砲陣地が設けられた時に、聞天閣が取り壊されたことを立証しようとした。また、解体された木材は、名古屋市公会堂付近に置かれていたが、昭和二十年三月十九日の空襲で焼失したと推定している。一方で、「名古屋の公園一〇〇年のあゆみ」は、「聞天閣は東山の忠靈塔奉安殿移築するため昭和十七年八月二十七日解体された」とし、昭和二十年三月十二日の空襲で、木材が焼失したとしている。聞天閣はどのような理由で解体され、いつ焼失したのであろうか。

そしてこれまで、聞天閣は部材もすべて焼失したとされてきたが、最近の調査により、屋根に上げられていた鳳凰や、建具の一部は現存し、名古屋城で保存されていることが明らかになった。

本稿では、聞天閣の歴史を振り返り、①その建築的特徴や使われ方、②昭和十五年に部分焼した実態、③建物は昭和十七年に解体されたが、それは陸軍の指示によるもので、名古屋市は移築保存を計画していたことを明らかにしていきたい。その上で、建具類がいつの時期から、どのような目的で名古屋城に保管されたのかを検討してみたい。

### 一 聞天閣の誕生

#### （一）第十回関西府県連合共進会の開催



図1 南東から望んだ聞天閣（手前が本館、奥が玄関） 大正7年～昭和7年ごろ撮影 個人蔵

その年が開府三百年にあたるということで、明治四十年に「名古屋開府三百年記念会」を結成していた。同会の事務所は名古屋市役所内に置か

進会が開催された。入場者数は二百六十三万人以上に及んだ。明治期の国内博覧会としては、同四十年の東京勧業博覧会、同三十六年の第五回国勧業博覧会に次ぐ集客規模であった。

共進会の主催は愛知県であり、誘致や会場運営は県

（一九一〇）三月十三日から六月十三日まで、鶴舞公園において第十一回関西府県連合共

れていたが、共進会の会場内にも出張所を設け、さまざまな記念事業を行つた。会則の第八条では、「本会ノ營造物ニシテ永久保存スヘキモノハ本会ノ使用ヲ終リタル後之ヲ名古屋市ニ寄附スルモノトス」とされ、この時に奏楽堂、噴水塔が同会により建設された。計画通りに名古屋市へ寄付され、現存している。

### （二）記念館の建設

この時、「記念館」が公園の南東隅の丘陵、標高約十五メートルの吉田山に建てられた。この地名は、初代名古屋区長・吉田禄在の所有であつた土地が、共進会開催に当たつて、名古屋市へ土地が寄付されたことに由来する。それより前は「岩山」と呼ばれていた。

現在の鶴舞公園は、敷地の大部分が、東西を熱田台地にはざまれた沖積低地の北東端、あるいは大曾根面最南端の谷・低地に当たり、ほぼ平坦である。吉田山は、東側の熱田台地から舌状に突き出した丘陵で、公園内で一番の高所であった。記念館の建築は名古屋市、内部装飾は名古屋開府三百周年記念会が行つた。起工は明治四十二年六月四日、竣工は翌年二月五日、設計施工は鈴木幸右衛門であつた。建築面積は六九三平方メートル、延床面積七七五・五平方メートルであつた。

### （三）本館

記念館の本館は木造二階建て、「金閣」（鹿苑寺舍利殿）を模した外觀であった。一階は八間四方で、幅四尺五寸の瀬縁、高欄がめぐつていた。二階は三間四方で、幅三尺五寸の瀬縁、高欄がめぐつていた。一間は八尺で、モデルの金閣よりも、かなり大きな建物であつた。屋根は宝形

造銅板葺きで、上層の中には青銅製の鳳凰が上げられていた。外壁は肉色の南董漆喰塗、内壁は鈑土塗仕上げであった。木材はすべて木曽御料林の檜、楓等が用いられた。

一階には、折上小組格天井の客室が二室、合わせて三十五畳、猿頬天井の予備室が二室、各十六畳あり、北を除く三方に、五十一畳の入側がめぐっていた。客室には、書院造の座敷飾が施されていた。図2は、「第十回関西府県連合共進会記念写真帖」に掲載された写真、「貴賓館内部」である。これは一階東側の客室内を南側から撮影したものである。写

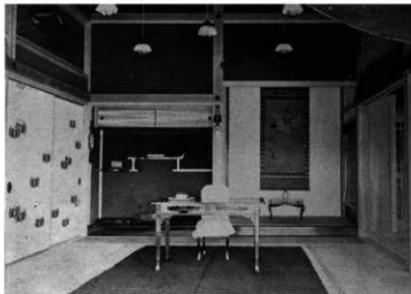


図2 貴賓館内部 『第十回関西府県連合共進会記念写真帖』より転載

眞の正面右側には床と棚、天袋戸棚が見えている。写真では見えないが、右側の小壁の向こう側、床の上には独立した折上格天井が備えられていた。

写真の左側は、西側の客室（次の間）との境で、菱彫の檜紙に桐文様を散らした被が四本、花菱形の透彫が施された欄間があった。六葉、花菱形の金具

が、下長押には二重渦形の金具が用いられていた。西側の客室にも座敷はあつたが、北側に階段室があつたため、床の奥行が狭く、簡略化されたものだったと考えられる。

写真の右側は、客室と東側入側との境で、菱格子欄間があつた。写真では外されているが、普段は腰障子が嵌められていた。その右奥に見えるのは、入側と予備室を隔てる引戸で、細い木による直線的な装飾が施されていた。

入側と瀬縁の境には、比較的大きな菱組格子の付いた、磨りガラス腰障子が嵌められ、その外側には半部が付けられていた。予備室の北側の壁には、彫刻が施された引戸（舞良戸か）があつたとされる。二階には三十二畳の遠望室があり、天井には「古代模様」をあらわす装飾があつたとされる（辻金具などがあつたか）。四方の壁には、中央間に瀬縁への出入口、その左右に花頭窓があつた。これらには比較的小さな菱組格子が付いた、磨りガラス腰障子が嵌められていた。

#### (四) 玄関と大廊下

別棟として北側にあつた玄関は木造平屋建て、梁間四間、桁行五間、入母屋造銅板葺きであった。外観は名古屋城本丸御殿の玄関とよく似ているので、それを参考にしたと考えられる。内壁・外壁とも、肉色の南董漆喰塗であった（大廊下、脇玄関、廻、貴賓廊もこれに同じ）。内部は、東側に東西三間、南北四間、二十四畳の部屋があり、その西側に東西二間、南北四間、三和土の土間があつた。ともに格天井であつた。外廻りには花頭窓が付けられていた。土間の西側には東西一間、南北二間、唐破風銅板葺きの車寄が統いていた。その入口には両開きの戸

貴賓館正面圖

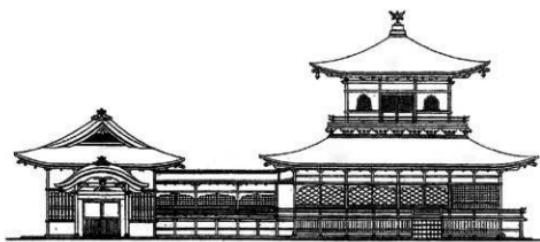


図3 貴賓館正面図 左が北側、『第十回関西府県連合共進会事務報告』より転載

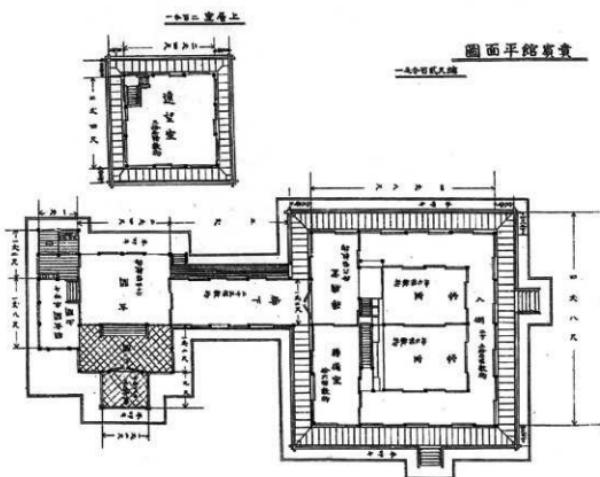


図4 貴賓館平面図 左が北側、『第十回関西府県連合共進会事務報告』より転載

があり、桐文の彫刻が施されていた。

本館と玄関は、大廊下で結ばれていた。大廊下は内室造で梁間二間、桁行五間七分五厘、両下造銅板葺き<sup>12</sup>、二十三疊であった。大きな花頭窓には格子の磨りガラス腰障子が、その外には高欄が付けられていた。本館との境には両折両開きの扉があり、八双金物で飾られていた。その上には幕股が入れられていた。内部には絨毯が敷かれていた。

玄関の北側には、梁間一〇尺、桁行五間、入母屋造柿葺きの脇玄関と廊が接続していた。本館と玄関の周囲には、緑石がめぐらされ、その内側には幅二尺の雨落溝が設けられていた。底は三和土で、その上に勝川小石が敷き詰められていた。

### (五) 貴賓廻、吉田庵、土間廊下

本館・玄関の東側に、独立棟として建てられた貴賓廻は、面積五十一・一五平方メートル、寄棟造瓦葺きだが一方は切妻破風で、懸魚や幕股が付けられていた。三層の脱衣所、二層の用所が二部屋、流し場、廊下があった。猿類天井と化粧屋根裏が組み合わされ、格子窓には磨りガラス障子が嵌められていた。図5には、その平面形が書き込まれている。

太造で、土間は三和土、腰壁は吉野杉皮の網代張りであった。

本館の南側には、松尾宗見作の庭園が広がっていた。

### (六) 共進会開催中の運営

会期中、記念館は「貴賓館」と呼ばれ、一階の客室二室、二階の遠望室が来賓の休憩所とされた。二階からは会場のみならず、南に高座<sup>13</sup>、北に名古屋城の眺望<sup>14</sup>を楽しむことができた。

貴賓館の運営は、第十回関西府県連合共進会愛知県協賛会と名古屋開府三百周年記念会の共同で行われた。絵はがきなど記念印刷物の贈呈・呈茶が行われ、重要な来賓には昼食が提供された。皇太子（のちの大正天皇）をはじめ、一万二千人余りの賓客をもてなした。<sup>15</sup>

名古屋市は、この記念館と噴水塔、奏楽堂の三つを「永久的建築物」として、共進会終了後も保存、活用する計画であった。<sup>16</sup>

### 二 共進会終了後から大正期まで

#### (一) 九華閣から聞天閣へ

共進会終了後もなく、記念館は「九華閣」と命名された。これは『詩經』所収の詩「鶴鳴于九臯 声聞于天」（鶴九臯に鳴きて声天に聞こゆ）<sup>17</sup>からの引用であり、名古屋市長であった阪本鉄之助が命名したとされる。名古屋開府三百周年記念会が購入し、共進会の会期中は休憩所として使用された。土間廊下は本館・玄関と同時に建てられた。梁間一間、桁行十七間、屋根は両下造で、杉赤身を大和打ちにしていた。柱は鋸丸

玄関の北側には吉田庵があり、土間廊下で接続していた。これは吉田禄在が所有していた茶席で、共進会の開催前からこの地にあったとされる。名古屋開府三百周年記念会が購入し、共進会の会期中は休憩所として使用された。土間廊下は本館・玄関と同時に建てられた。梁間一間、桁行十七間、屋根は両下造で、杉赤身を大和打ちにしていた。柱は鋸丸

大正四年十一月は大正天皇の御大典奉祝のため、鶴舞公園でさまざまな記念行事が行われた。

同月六日から二十八日まで、名古屋市奉祝会の主催による菊花展覧会が、公園内の電ヶ池畔で開催された。聞天閣ではこれと同時に、名古屋市の主催による生花・盆栽の陳列展が開催された。<sup>20</sup> 十三日には、菊花展覧会の褒賞授与式が、聞天閣の庭園で行われた。<sup>21</sup> 十七日には、県奉祝会の主催による大典奉祝宴が、公園内の賜農場跡（運動場内に設けられていた）で六百人以上を集めて行われた。この終了後に、参加者は菊花展覧会と聞天閣での展示を観覧し、茶菓で接待された。<sup>22</sup> 二十七日には盛花俱楽部の主催による大典奉祝盛大会が、聞天閣で開催された。<sup>23</sup>

大正七年四月二十日に、鶴舞公園附属動物園が開園した。開園式は聞天閣で行われ、多くの来賓が出席した。名古屋市長の佐藤孝三郎の案内により、動物園を巡覧した後、聞天閣へ戻って祝宴が開かれた。<sup>24</sup>

同年四月一日、鶴舞公園管理事務所が設置された。場所は吉田山にあつたと考えられる。大正十二年四月一日に、名古屋市土木課の組織改編により、事務所は廃止された。代わって係員詰所が置かれたが、敷地・建物はそのまま利用された。一・〇四一平方メートルの敷地に作業舎・人夫詰所・倉庫・材料置場二棟があつた。<sup>25</sup>

聞天閣の屋根は、当初は銅板葺きであったが、大正十五年に檜皮葺きに改められた。図5は昭和二年（一九二七）作成と考えられる、吉田山付近の平面図である。

（一）さまざまな行事での利用



図5 鶴舞公園平面図（聞天閣） 名古屋市緑政土木局蔵

### 三 昭和初期

## (一) 御大典奉祝名古屋博覧会

昭和三年（一九二八）九月十五日から十一月三十日まで、鶴舞公園において、御大典奉祝名古屋博覧会が開催された。主催は名古屋商業協会であったが、実質的には名古屋市が主催した、初の大規模な博覧会であつた。会期中には、百九十四万人以上の入場者を集めた。<sup>37</sup> この博覧会でも、開天閣は貴賓館として使用された。重要来賓は開

天閣と鶴々亭<sup>38</sup>、一般来賓は「迎賓館」と、建物の役割分担がなされた。鶴々亭はこの博覧会で、名古屋木材商工業組合が参考出品として、会場内に建てた茶席である。<sup>39</sup> 「迎賓館」は、会場西端の鶴ヶ池（現在のベビーゴルフ場付近）に面して建てられた、ランク・ロイド・ライト風の洋風建築であつた。<sup>40</sup>

開天閣の室内には、伊藤次郎左衛門、岡谷惣助、瀧定助ら、名古屋の財界人から借用した美術品が飾られた。はじめは名古屋ホテルによってコーヒー、紅茶が提供されたが、十月からは抹茶が呈された。金城女学校茶道教師であった岡崎たまをはじめ五人に委嘱し、毎日一名が交代で呈茶を行つた。会期中の呈茶数は、開天閣で二千五百二十六人、迎賓館で一〇、一〇九人であつた。食事提供数は合わせて千二百四十人であつた。<sup>41</sup>

## (二) 美術館の建設

この博覧会に際して、開天閣の東隣に、美術館が建設された。木造平屋建て、スレート葺き、床面積一、三三二・三一平方メートルの建物であつた。<sup>42</sup> 半永久的な建築物として、博覧会終了後も美術館として使用する計画であつた。当初は東海美術協会、名古屋効業協会の所有であつたが、

## (昭和五年十二月に名古屋市へ寄付された。<sup>43</sup>

### (三) 猿面茶屋、松月齋の移築

昭和四年十月、それまで愛知県商品陳列館の敷地内にあつた、猿面茶屋と松月齋が、県からの寄付を受け、開天閣の北側、吉田庵の西隣に移築された。

猿面茶屋は、織田信長の命により、古田織部正重<sup>44</sup>然が清須城内に建てたとされ、慶長十五年（一六一〇）の名古屋城築城に際しては、形態を改めずに移築されたという。木造平屋建て、入母屋造茅葺き、面積三三・八平方メートルであつた。昭和十二年七月二十九日に国宝に指定された。<sup>45</sup> 松月齋は尾張徳川家十二代・齐壯<sup>46</sup>が、名古屋城三之丸の御屋形内に建てた数寄屋風書院であった。<sup>47</sup> 木造平屋建て、入母屋造茅葺き、面積八八・九平方メートルであつた。

昭和八年八月八日には、公園事務所（係員詰所）が改築された。この時点で、總面積一七・〇六四平方メートルの吉田山には、開天閣、吉田庵、美術館、猿面茶屋、松月齋、係員詰所と、多くの建物が建てられていた。樹木が鬱蒼とし、公園内で最も深い森となつていた。<sup>48</sup>

### (四) 鶴舞公園の有料利用施設

昭和九年時点の鶴舞公園内では、普選記念壇、奏楽堂、鶴々亭、美術館、ニースコートが有料貸出施設（名古屋市土木部管轄）となつていて、このほかの貸出施設としては市公会堂（同市庶務部管轄）、運動場（同市教育部が管轄）があつた。<sup>49</sup> 昭和四年十二月十日施行・同七年四月一十九日改正の公園使用条例の

第五條には、公園地、

中村公園運動場、テニスコート、美術館、

普選記念壇、記念館、

鶴々亭、売店の使用

料の上限額が定められていた。

この「記念館」は聞天閣ではなく、中村公園の記

念館を指すと考えられる。聞天閣が使用

されるのは、特別な事情があつた時に限

られていた。



図6 火災実験で被災した聞天閣 『木造家屋火災実験報告』より転載

屋根が損傷し、檜皮の大部分が葺き替えられた。<sup>41</sup>

#### 四 木造家屋火災実験での被災と修理

##### (一) 実験の概要

聞天閣は戦災よりも前に、防火訓練中に火災に遭っていた。<sup>42</sup>これは昭和十五年(一九四〇)四月二十二日に、鶴舞公園運動場(公園内の南西端にある。現在のテラスボーナスの場所、旧陸上競技場)で、「木造家屋火災実験」が行われた時のことである。

この実験は、前年四月一日に施行され、八月に名古屋市に適用された、「防空建築規則の題旨に基づくものであつた。この規則で定められた「防火改修」が、木造家屋の延焼防止・遅延に高い効果を發揮することを公開し、規則の周知徹底と、「防火改修」事業の促進を目的に行われた。主催は愛知県、名古屋市、大日本防空協会、同協会愛知支部であつた。

効果を明確にするため、「防火改修」を施した木造家屋二棟、通常の木造家屋四棟が、「供試家屋」として運動場の中央、約十二メートル四方に密集して建てられた。ここでいう「防火改修」とは、壁面を漆喰塗りにする、ワイヤラス張り・モルタル塗りにする、耐火木材を使用するといったものであつた。これらに同時に点火し、公衆の面前で効果を実証しようとした。

(二) 飛び火による焼損  
映画館、市内電車・バス広告などで大々的に宣伝を行った結果、実験の当日は、主催者発表で八万人もの観客が集まつた。点火が開始された頃には、公衆として意義深いもの」という同会からの進言により、名古屋市が公開することを決めた。この時に、隣接する聞天閣、松月斎も公開されることになった。ただし会期や観覧者数などの詳細は不明である。

また同年九月二十二日、この地方を襲つた室戸台風により、聞天閣の

午後二時には、強い西風が吹いていた。点火してすぐに、無数の火の粉

が飛散し始めた。供試家屋から西へ六七〇メートル離れた地点でも、灰が盛んに降り、一〇センチ四方ほどの薄片が落下した。

供試家屋から西へ二八メートル離れた聞天閣付近では、公園職員など數名が待機していた。点火して十数分後には、火の粉が一階の屋根上に落ち始め、もみ消しにかかるた。二十分钟后には二階の屋根から黒煙があがり、消防が開始された。大事には至らなかつたが、二階屋根の露盤、檜皮、小屋組などが損傷した。消火水のため、建物や内装が汚損し、被害額は一千三百円になつた。

この火災発生を、新聞は肯定的に報じた。

四月二十三日付の『名古屋新聞』朝刊は、「猛火防ぐ『裾壁』の威力 ラスモルタル塗料 耐火木材も好成績 火災実験は教へる」の見出しで、以下のように報じている。

聞天閣の火事騒ぎを生じ、参加の係員も観衆も演習気分をかなり捨てて戦闘横溢、思がけぬこの危険にかへつて、『防火は平常に備えよ。』の教訓をヒシヒシと脳裏に焼き込む結果となつて、実験効果はひとしほあがつた。

同日付の『新愛知』朝刊では、「防火改修の必要 市民らわが眼で実験」の見出しが、以下のように報じている。

意外にも、実験火災の飛火が三丁程離れた同公園内聞天閣に燃え移り屋根の一部を焼くの構事まで惹起したが、その結果想い設けぬ実地経験を生み、参加した関係者間に参觀の市民に多大の感銘を与えた。

### 百パーセントの効果を収めた

いずれも「防火改修」の効果は「絶大」で、聞天閣が被災したことも含めて、実験は「大成功」であったと報じている。この時期には、政府や官庁に対する批判的な報道は、できなくなっていた。

### (三) 修理

聞天閣の「災害復旧」工事は、すぐに開始された。昭和十五年五月十五日には、「ア」洗上、屋根鉄板仮覆、階段室鍼抜取り外し工事が完成した。六月十一日には電灯の修理工事が完成した。七月二日には二階と大廊下の屋根葺き工事が、同日に葺縁破損箇所の修繕、葺表の掃除、敷き込み、一階の畳床の修理、敷き込み、二階の葺縁の取り解し・洗い張り・取り付け・敷き込み工事が、五日には大廊下の濡縁・玄関の板塀(両面袋板張り)の修理工事が、九日には砂壁、黄大津壁、紙貼壁の工事が完成した。九月十六日には鍼抜取り込み工事が、二十二日には避雷針改修工事が完成した。これで一連の「災害復旧」工事は完了した。

遅くとも同年十一月二十三日には、聞天閣の供用が再開された。この日には名古屋市総務部が、内務省行政財政監査一行を接遇するため使用している。

### 五 聞天閣の解体と焼失

(一) 市公会堂に防空隊本部設置、運動場が高射砲陣地に

昭和十六年(一九四一)八月、陸軍名古屋防空隊が編成され、中部軍



図7 聞天閣附近高射砲陣地所要地域要図 名古屋市市政資料館蔵

に編入された。名古屋近辺の軍事施設、軍需工場、

官庁などを空襲から援護

し、高射砲と

照明により、

敵機が爆撃を

開始する前

に、撃墜する

ことが主任務とされた。本部は鶴舞公園内

の名古屋市

公会堂(以下、

市公会堂)内

に置かれた。

二十年の終戦まで、市公会堂には高射砲隊の司令部が置かれていた。

### (二) ドーリットル空襲

昭和十七年四月十八日のドーリットル空襲では、十六機の米軍機が日本的主要都市を爆撃した。この時に多くの死傷者、家屋の損害を出したが、高射砲隊による爆撃は、米軍機を一機も撃墜できずにつ終わった。

名古屋には二機が飛来した。うち一機が、名古屋城内に駐屯していた陸軍第三師団兵営を目標に、焼夷弾二発を投下した。やや東にそれで、三之丸の第三師団馬糧倉庫(現在の名古屋法務合同庁舎の場所)、第二陸軍病院(現在の名古屋医療センターの場所)に命中し、これらは全焼した。<sup>30</sup>

これによつて、陸海軍は大きな危機感と焦りを持つことになった。

### (三) 陸軍からの「照会」文書

「永久的建築物」とされていた聞天閣の運命は、一通の文書によって変わってしまった。昭和十七年五月四日付で、名古屋師団(陸軍第三師

本部、屋上に戦闘指揮所が置かれた。この四階に部隊本部、屋上に運動場に、鶴舞公園陣地(高射砲陣地)が構築された。グラウ

団）參謀長名で、名古屋市長宛に「鶴舞公園高射砲陣地移動ノ件 照会」が出された。この文書は丸秘扱いであった。<sup>14)</sup>

首題ノ件戰闘ノ経験ニヨリ運動場陣地ヲ聞天閣ノ台上ニ変換致度ニ付配慮相成度右及照会候也  
尚所用地域別紙要図ノ如ク此ノ地域内ノ樹木及家屋ハ中央ヨリ遮蔽角ヲ五十密位以下トスル如ク清掃又ハ除去セラレ度

別紙の「聞天閣附近高射砲陣地所要地域要図」（図7）に、その区域が示され、左端に備考が記されている。

#### 備考

1. 本地域内ノ家屋ハ中央カラ全周ニ対シ五〇密位以内二ナル迄取除  
クヲ要ス
2. 樹木ハ地域内外共ニ前項遮蔽角以下ナル迄高所ヲ伐ルカ他ニ移植ヲ要ス

それまで運動場にあった高射砲陣地を、吉田山に移転するので、要因に記された区域において、中央から遮蔽角五〇ミル（一ミル×〇、〇五七三度）よりも高い建物は取り壊すこと、樹木はそれ以下となるよう剪定するか、区域外に移植すること、という命令であった。

#### （四）市参事会での解体決定

同年六月三日の市参事会で、八六号議案「不動産解体の件（鶴舞公

園聞天閣・美術館・公園事務所、軍事上必要のため」が承認された。<sup>15)</sup>ここで解体するとされた建物は、聞天閣、美術館、公園事務所（係員詰所）、付属の温室であった。提案の理由は、「軍事上取扱シノ必要生ジタルニ由ル」と説明されただけであった。<sup>16)</sup>この議案は、七月二十三日に開かれた市会本会議には諸られなかつた。解体は、市参事会が代決権を持つ、「軽易な事件の範囲」内と判断されたのである。

#### （五）新聞報道

ところが同年五月十九日付の『読売新聞』には、「鶴舞公園から消える名物二つ　聞天閣と猿面茶屋　市参事会で撤去決まる」の見出しで、解体が報じられた。聞天閣が「都合」により撤去されることが、市参事会で承認され、六月の市会で確定する、という内容であった。実際に市参事会で承認されるよりも十五日早く、新聞報道がされた。

この理由は不明であるが、名古屋市からすれば、情報をリークして全国紙に報道されることにより、陸軍の命令とはいえ国宝の猿面茶屋まで解体していくのか、文部省などの動向を見る狙いがあつたのだろうか。この記事では、撤去後に聞天閣をどうするかは未定だが、「國宝的建築物」として移転保存されるだろう。同じ敷地にある管理事務所（係員詰所）は撤去し、国宝の猿面茶屋も移転を余儀なくされるだろうという見方が示されている。これに関して、「保存に善処」の見出しで、名古屋市土木局公園課長・野間守人の談話が掲載されている。聞天閣は撤去するが、移築・保存する方向性を述べている。

「この由緒ある建築物を撤去するのは萬やむを得ない結果でありま

す、まだ正式に決定した議ではありませんが、参事会の内諾は得ましたから何れ正式に発表されることになります、私としましては聞天閣の如き国宝的建築物は最も市民の親しみ易い場所に移転し永久に保存して行くやう考慮したいと工夫をいたしてゐる様な議です」

#### (六) 聞天閣、美術館の解体

実際には、聞天閣の解体工事は、同年五月三十日に契約・着工された。<sup>64)</sup>

市参事会での承認よりも前に、解体され始めていたのである。

この少し前、同年三月十二日から、聞天閣の本館と大廊下の屋根を、檜皮葺きからスレート葺きに改める工事が開始されていた。前年の木造家屋火災実験の結果、「聞天閣の飛火に従事し市街地では可燃物で覆葺せる屋根は極力避く可である」と指摘されたことに、対処しようとしたのである。

ところが翌十三日に工事は中止された。この日までに、陸軍から「照

会」文書が出される見通しが明らかになり、工事をストップさせたと考えられる。名古屋市市民局防衛部防衛課との合議のうえ、工事は五月二十一日に再開され、その日のうちに完成した。行政文書上では、この工事が完了し、名古屋市土木局建築課から同局公園課へ引き渡されたのは、七月一日であった。<sup>65)</sup>これは解体工事が開始されてから、一ヶ月以上が経過した後であった。<sup>66)</sup>解体工事は八月二十七日に完了した。

隣接する美術館の解体工事は七月八日に開始され、九月五日に完了した。この工事完了の引継文書は、市防衛部防衛課に回収された。<sup>67)</sup>建物が中川運河堤に防衛課倉庫として、移築されるためであった。公園事務所（係員詰所）の移転工事は七月六日に開始され、十二月十五日に完

了した。<sup>68)</sup>事務所は公園北端の、「秋の池」畔に移転した。<sup>69)</sup>猿面茶屋、松月齋は解体されず、そのまま現地に残された。吉田庵も残されていた可能性が高い。<sup>70)</sup>

#### (七) 八幡山古墳の樹木伐採

鶴舞公園陣地から西へ約四〇〇メートルのところに、東西径約八三メートル、南北径約七九メートル、高約一〇メートルの円墳<sup>71)</sup>八幡山古墳があつた。これは昭和六年五月十一日に国史跡に指定されていた。

この古墳は「高射砲砲陣地とするために樹木が伐採された」と、よく紹介されるが、それは誤りである。ここに陣地は置かれていない。公園内にあつた陣地から見て、砲撃、観測の「邪魔」であったので、陸軍からの指示で樹木が伐採されたのである。<sup>72)</sup>加藤金逸「天空に祈る」に、当時の陸軍と文化財保護行政との関係を、よく示す記述がある。

とりわけ八幡山に寄生する樹木は射撃に対し邪魔になつていて。松本中隊長やその後中隊長になられた皆川中隊長は、しばしば作戦司令部に伐採方を要請していた。作戦部は部隊長に通し折毎に市に要求していたが、市は文化財に指定されていると言う理由で、仲々聞き入れてもらえないかった。

その後、名古屋防空隊を視察に来られた旅団長（伊藤範治少将）がこれを聞き、防空の重要性を重視せられ、たまたま旅団長の教育機会を利用し、巡視に来名せられた中部軍司令官後宮大将に進言したところ

司令官は、

「國亡びて史跡が何になる。切れ。」

と市側に要請された。

鶴の一声であった。八幡山古墳の樹木が市側により、一二三日後に伐採されたのだ。この「鶴の一声」の名言は、当部隊内でも有名になつていた。市の教育委員会も二の句が出なかつたという事である。<sup>75)</sup>

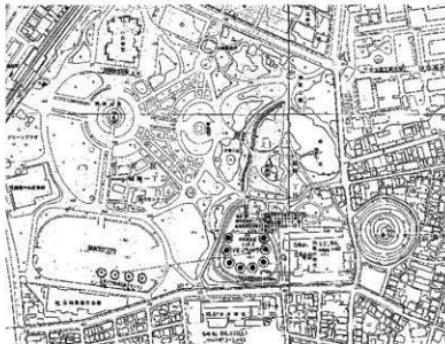


図8 鶴舞陣地要図（田村栄吉郎作図）

この「鶴の一  
声」を発した司  
令官は、後宮淳

である。八幡山  
の樹木が、付近  
住民の手によつ  
て伐採されたの  
は、昭和十七年  
十一月八日であ  
った。<sup>76)</sup>

時系列から考

えて、(1)同年五  
月四日に、名古  
屋師団參謀長名  
で名古屋市長宛  
に、「鶴舞公園  
高射砲陣地移動

ノ件 照会」が出され、吉田山へ陣地が移転することが事実上決定した。(2)聞天閣、美術館、公園事務所（係員詰所）の解体は、同年9月上旬ごろまでに完了した。(3)そのころに、八幡山の樹木が吉田山からの視界を遮つてゐることが、陸軍内で問題視され始めた。(4)その後に名古屋市教育委員会とのやりとりがあり、十一月八日に伐採されたというのが、実際の経過ではないだろうか。

### (八) 吉田山が高射砲陣地に

吉田山に高射砲陣地が置かれたのは、昭和十八年八月であった。<sup>78)</sup>当初は八八式七五種高射砲六門が設置され、のちに八門に改められた。初めは木製砲床土上に高射砲が置かれたが、その後一門ずつ、コンクリート砲台に換えられていった。東側の民家があつたところ（現在の名古屋市立鶴舞小学校の場所）に、兵舎が建てられた。図8の下部に、運動場と吉田山に置かれていた、砲座の位置が示されている。右端の丘陵が八幡山古墳、左上の建物が、防空隊本部が置かれていた市公会堂である。前掲の『大空に祈る』に、陣地移転に当たつて、陸軍内部の動向についての記述がある。

市の中心部に位置し、且広範囲な空域を援護する中隊はかくあるべきだと、もがみ隊を八門（普通は四門昭和十八年八月より六門）の編成に改編するよう進言したのである。昭和十八年八月部隊大改編が命ぜられ、一躍今までの四門編成から八門編成の中隊になり（他の中隊もこの時機に、六門編成に改編したのである）。連隊唯一のマンモス中隊が出来上がつたのだ。

したがつて、今までの既設陣地では狭い。同陣地東方にあつた聞

天閣や猿面茶屋も移転し、ここに六千坪の陣地ができる。

部隊改編が下達されるや、この陣地の拡張が急がれて、大マンモス中隊が日を追つて完成していく。

「もがみ隊」とは、鶴舞高射砲陣地に配備されていた中隊に、昭和十八年八月に付けられた通称である。この時に鶴舞陣地の高射砲は六門、その後に八門に増強されたが、運動場では狭く、吉田山への移転が必要になつたというのである。

## 六 木材の保管と戦災焼失

### (一) 工事名「解体及整理工事」

ここで注目したいのは、昭和十七年（一九四二）八月二十七日に完了した解体工事の名称が、行政文書上では「市立聞天閣解体及整理工事」とされている点である。<sup>50</sup> この「整理」が何を指すのか、文書からわからぬ。しかし、工期が九十日間にも及んでいることから、単なる取り壊しではなく、移築を前提とした解体工事であったことは確実である。美術館は、解体だけで六十日間を要して移築され、公園事務所は移転も合わせて、百六十三日間の工期を要している。

### (二) 忠靈塔への移築計画

『鶴舞公園案内』『名古屋公園一〇〇年のあゆみ』<sup>51</sup> は、高射砲陣地との直接的な関連には触れず、名古屋東部丘陵地の東山に「建設中」の「忠

靈塔奉安殿」へ移築するために、聞天閣は解体された、と説明している。

この解体は移築先を決めて、計画性をもつて行われたのだらうか。

昭和十八年五月二十七日、東山公園の北側に接する場所（現在の名古屋市千種区星が丘山手の新池）千種スポーツセンターの場所<sup>52</sup> が公園区画に編入された。そこに「三一ヘクタールの防空緑地公園を整備する」とが、名古屋市の事業として決定告示され、その中に忠靈塔の建設が計画された。<sup>53</sup> 昭和十九年一月二十六日には、十一・四ヘクタールの区域が、同年五月十三日には、六五ヘクタールの区域が、北側に追加された。<sup>54</sup> 名古屋市によって整備計画図（図9-1）が作成され、内務省と県に提出された。しかし、戦局の悪化により、工事は開始されなかつたと見られる。

図9-1を見て気づくのは、池の東畔に書き込まれた、長方形の枠内にある、三棟の建物である（図9-2）。図の下部にある他の建物には、名称や用途が記されているが、これには何も書かれていません。

この平面形が、聞天閣のそれと非常によく似ていることに注目したい。南側には正方形の建物があり、渡廊下で北側の建物とつながる。北側の建物は複雑な形をしているが、東側に車寄せと思われる突出がある。この建物から西側に渡廊下が鍵形に延び、小規模な長方形の建物とつながっている。

聞天閣の本館・大廊下はそのままとし、玄関を東西へ一八〇度回転させ、脇玄関・廻もそのままとし、その西側に貴賓室を配置すれば、ほぼ同じ平面形となる（図4、5参照）。南側の建物は、東西長が約一五・六メートルで、聞天閣本館のそれとほぼ一致する。また北側の建物は、南北長

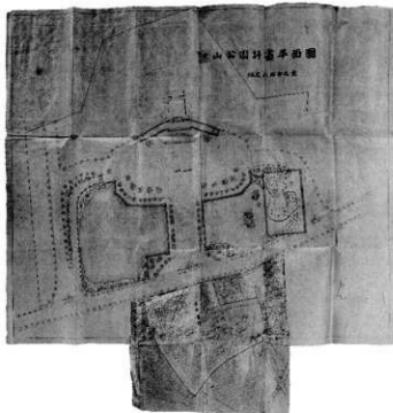


図9-1 東山公園計画平面図 愛知県公文書館蔵

が約一〇・八メートルで、同玄闇のそれとほぼ一致する。聞天閣を東山へ移築させる計画が存在したことは確実である。

この計画は、昭和十七年四月二十二日付の内務省告示三三四号を受けたと見られる。<sup>36)</sup> この告示の内容は確認できなかつたが、その後に名古屋市が実施した公園整備事業から考へて、防空緑地公園の整備奨励か、その国庫補助についてであつたと考えられる。

聞天閣の撤去命令が出されることを、名古屋市が知つたのは、同年三月十三日<sup>37)</sup>ころ、解体工事が始まつたのが同年五月三十日である。時系列

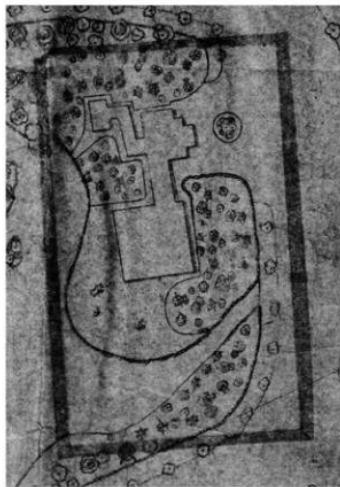


図9-2 東山公園計画平面図(部分)

で考えて、實際には解体工事が先に行われ、その後に移転計画が考案されたと考えられる。

なお当時の行政文書には、「忠雲塔」の表現は複数か所に見られるが、「奉安殿」は見当たらない。聞天閣をここに移転させて、「奉安殿」として利用する計画があつたのかもしれない。

### (三) 木材の保管場所

「聞天閣の最後」追跡覚え書きには、鶴舞公園内の萩乃茶屋（公園の北端に、現在もある）の前店主・小川国一からの聞き書きが紹介されている。それによると、解体された聞天閣の木材は、市公会堂東側のテニスコートの横に積まれ、トタン板で覆つてあつたという。<sup>38)</sup> 「鶴舞公園案

内は、市公会堂西側の広場に積んであったとしている。<sup>88</sup>

木材の保管場所は、市公会堂付近であったことは共通している。この西側、東側の広場は、現在は公園駐車場となっている。チニスコートも当時と同じ位置にある。

#### (四) 猿面茶屋、松月齋、聞天閣木材の焼失

昭和二十年一月三日、名古屋の市街地を目標とした初の空襲が行われ、吉田山の高射砲陣地に、焼夷弾が落下した。弾薬庫が大火災となり、国宝であつた猿面茶屋、松月齋が焼失した。<sup>89</sup>

統いてこの付近が空襲を受けたのは、同年三月十二日である。公園の北東にあつた名古屋帝大医学部附属病院（現在の名古屋大学医学部、同附属病院）が焼失し、公園東端の童ヶ池にあつた浮御堂が爆風で倒壊した。<sup>90</sup>十九日にも空襲を受け、公園の北東隣にあつた市立名古屋図書館現学校（現在の名古屋工業大学）、公園の西端にあつた市立名古屋工業専門学校（現在の名古屋市鶴舞中央図書館）が焼失した。<sup>91</sup>日付は不明だが、市公会堂にも、多くの焼夷弾と一発の大爆弾が命中した。カーテンに火がついたが、高射砲隊がすぐに消し止めて、大きな被害には至らなかつた。<sup>92</sup>解体保管中であつた聞天閣の木材は、三月十二日か十九日のいずれかに、焼夷弾爆撃で焼失したと考えられる。どちらの日であったかは、決め手に欠ける。

『聞天閣の最後』追跡覚え書での、小川からの聞き書きには、こう記されている。

聞天閣は取り壊され、古材は公会堂の東のテニスコートの横に積ま

れ、トタン板でおおつてあつた。この辺り一帯が焼けたとき、そこへ焼夷弾が落ちて焼失した。<sup>93</sup>

『鶴舞公園案内』も、焼夷弾の落下を記している。

昭和十九年当時東山に建設中の忠靈塔奉安殿へ移築するため解体して公会堂西広場に積んでありました焼夷弾の直げきを受けて焼失しました。この建物の建具の一部が名古屋城に保存されています。<sup>94</sup>

名古屋を代表する近代和風建築であつた聞天閣は、昭和十五年以後は戦争や国の施策に翻弄され続け、誕生から三十五年で姿を消した。

#### (五) 戦後の吉田山

昭和二十年十一月二十七日から、鶴舞公園の大部分は占領軍に接收された。吉田山は接收されなかつたが、戦前からあつた建物はすべて失われていた。

昭和二十四年九月七日、聞天閣の跡地に拳闘競技台が、翌年九月には、それを取り囲むように、一万二千人収容の鶴舞スタヂアムが建設された。ステージ、半円形の屋根、スタンドを備えたコロシアム風の施設であった。昭和二十五年に開催された愛知国体では、ボクシング競技の会場となつた。その後は格闘技、音楽会、舞蹈公演など、多目的に利用された。公園の接收が一部を除いて解除されたのは、昭和二十七年四月一日であった。

ところが昭和二十四年の伊勢湾台風、昭和三十六年の第二室戸台風で、

鶴舞スタヂアムは半壊してしまい、昭和三十七年に解体された。同年に、吉田山の中心部が削平され、昭和三十九年に、跡地に野球場が整備された。こうして現在に至っている。

現在でも周囲を歩くと、野球場は一段高い位置にあることがわかる。球場内には土堤状の高みがほぼ一周し、フィールドを形づくりている。

これは盛り土ではなく、丘陵を削り残した痕である。西側の「子どもの広場」との間、南側の道路との間は、現在でも急斜面になっていて、かつては小高い丘であつたことを示している。

## 七 聞天閣の鳳凰、建具、金具の現存

### (一) 鳳凰の現存

ここで気になるのは、前掲『鶴舞公園案内』の、「この建物の建具の一部が名古屋城に保存されています」という記述である。これが確かにあれば、建具の一部は木材と別の場所に保管され、戦災を免れていたことになる。

また名古屋城には、青銅製の鳳凰一体が保管されているが、その来歴は不明であった。この鳳凰が、同書でいう「建具の一部」に含まれるのかと予想し、調査をしたところ、足指の下面に刻銘が見つかった。

(二) 建具、金具の現存

現在、名古屋城調査研究センターでは、城内で保管されている建具類の調査が行われている。現在までに作成された調査票を見ると、本稿七一、七三ページで紹介した建具類と、特徴が一致するものが、複数存在していることが確認できる。

右足

(第2趾)

(第3趾)

(第4趾)

明治四十二年  
（一九〇九）の時点で、名古屋市中区にあった地名で、「樋口藤之口」は不明である。产地と制作年から見て、同年に起工され、翌年に完成した聞天閣の屋根に上げられていたものと考へて、間違いない。

- 左足
- (第4趾) 名古や市
- (第3趾) 前津小林
- (第2趾) (銘なし)



図10 凤凰の刻銘(右足)



(左足) ※写真是階調を反転。

これらが聞天閣の建具であることは確実である。

また、墨書や貼紙で番付けされたものも含まれている。建物内のどの位置にあったかも、ある程度まで特定できる可能性が出てきた。

鳳凰と一緒に金具、釘、照明器具などを保管されているが、これらも同じ部材である可能性が高い。「鶴舞公園案内」の記述は事実であり、鳳凰や金具類も、名古屋城で保管されていたことになる。

### (三) 名古屋城に運ばれた時期と目的

金具・建具の現状を見る限り、これらが短期間でも屋外に置かれていたとは考えられない。市公会堂の横に置かれた木材とは別に、どこかの建物内に保管されていたはずである。

これらはいつの時点で、名古屋城内に運び込まれたのであろうか。聞天閣が解体された昭和十七年(一九四二)当時、名古屋城では建物二十四棟、本丸御殿障壁画のうち三百四十五面が国宝に指定されていた。

戦局の悪化に伴い、昭和十八年十二月十四日に、「国宝、美術品ノ防空施設整備要綱」が閣議決定された。ここで国宝等の建造物は「偽装、貯水池、防火防弾壁ノ築造等防護設備ヲ施スコト」、宝物類は「安全ナル地帯ニ分割疎開セシメ取戻庫等ニ嚴重保管スルコト」とされた。統いて昭和十九年十一月三十日には、障壁画の一部を取りはずし、疎開させようとする通達が、文部省教科課長から出された。<sup>10)</sup>しかし、移転作業はなかなか実施されず、その開始は昭和二十年三月末まで遅れた。そして同年五月十四日の空襲で、多くの国宝建造物が焼失してしまい、障壁画はやつと難を逃れた。

当時の名古屋城管理事務所に、聞天閣の鳳凰や建具の保管場所を提供

する余裕があつたとすれば、「国宝、美術品ノ防空施設整備要綱」が決定された昭和十八年十二月十四日よりも前と考えられる。この時期は、

名古屋城が戦災に遭うかもしれないという危機感はまだそれほど高くなく、保管庫として使える建物も、数多く残っていたからである。だとすれば、解体と同時に、城内に運ばれた可能性が高くなる。閣議決定後は、このような余裕は失われていたとを考えられる。

名古屋城に移された目的は、「東山の忠靈塔」が整備されるまでの数年間風雨による劣化から守るためにあつたと考えられる。木材や瓦は、鶴舞公園内に仮置きされ、そのまま戦災焼失した。この時期に運び込まれたのであれば、保管庫とされた建物も戦災を免れたのであり、いくつもの幸運が重なって、今に伝わったことになる。

これより後に運び込まれたのであれば、その時期は戦後のどこか、「鶴舞公園案内」が刊行された、昭和三十七年六月十日より前ということになる。ただし、それまでの期間は、別の保管場所が必要となる。また建物が再建される目途がなくなつた以後に、名古屋城へ移した理由も不明確である。それを考えると、解体と同時に運び込まれたという説明が、現時点では合理的であると考ええる。

おわりに

ここまで見てきたように、聞天閣は名古屋市の迎賓館として機能してきた。昭和十五年(一九四〇)に木造家屋火災実験が行われた時に、飛び火により屋根などが部分焼した。しかし、その年のうちに修理は完了し、再び機能し始めていた。

ところが昭和十七年五月四日付で出された陸軍の命令によって、またたく間に解体が決まった。この命令の背景には、同年四月十八日のドーリットル空襲で、高射砲隊が戦果を挙げられなかつたため、陸軍が急いでその増強に乗り出そうとしていたことがあつたのではないか。

解体は同年五月三十日に着工され、八月二十七日に完了した。木材は移築再建が可能な状態で、鶴舞公園内に保管された。これと同時に、鳳凰・建具・金具が取りはずされ、一時的に保管するため、名古屋城に運び込まれたと考えられる。東山の忠雲塔への移転計画があつたが、具体化される前に、木材は戦災焼失した。この結果、鳳凰などは戦災を免れ、今に伝わることとなつた。

本稿で明らかにできたのは、ここまでである。残された部材の詳細については、名古屋城調査研究センターによる、調査の進展が期待されるところである。現存する建具の「一部」が、どの程度の割合なのかなど、明らかにできることは多い。

江戸時代までの城は、防衛、政治、行政、居館、迎賓館、武器・武具、食糧などの保管が主たる機能であった。明治初期に、多くの城が失われた。この時に存続した城は、近世以来の機能は大きく変更され、新しくなった。軍用地、公園、観光施設などといった「近代」的な役割が与えられていく時代まで、名古屋城に与えられた、新たな機能の一つとして、本丸御殿障壁画の保存が挙げられる。名古屋城は戦災で大きな痛手を受けたが、建物が焼失する直前に障壁画を隠させ、保存したという歴史を持つている。築後三百年以上が経過し、国宝に指定されていた本丸御殿と、築

三十二年で解体された闇天閣の歴史を、単純に比較することはできない。しかし、ともに建物は戦災で焼失したが、建具は移動されて被災を免れた。名古屋城内で保存されたという、運命の一一致が見られることには注目したい。

名古屋城が、近世以来持ち続けた「保管機能」と、近現代的な「文化財の保存機能」を、今日まで発揮し続けていたことは、驚くべき事実である。

#### （名古屋市秀吉清正記念館　学芸員）

#### 註

1 氷谷謙元『闇天閣の最後　追跡対え書』（鶴太文社）第四四巻・第三号所収　名古屋市  
土文化会　一九八九年

2 名古屋市・名古屋市みどりの協会『名古屋公園一〇〇年のあゆみ』八〇、一八七頁  
名古屋市・名古屋市みどりの協会『第十回西府県連合公会事務報告』一二二一頁 第  
3 第十回西府県連合公会事務所『第十回西府県連合公会事務報告』一二二一頁 第  
4 前掲註（3）一一〇頁

5 泰繁堂は明治四十三年（一九一〇）の建築。設計は鈴木義次・鈴木孫三郎。施工は清水組  
昭和九年（一九三四年）九月二十二日の苦台風で上屋は倒壊したが、平成九年（一九九七年）  
に復元された。鈴木君は明治四十三年の泰繁堂の設計者。設計は鈴木義次・鈴木孫三郎。施工は（仮）  
田村組。昭和六十一年五月二十七日に由の文化財に指定された。

6 名古屋市本部・名古屋市公園・緑化部「六月序言」八頁　一九九四年  
7 「新修名古屋市史 第八卷 自然」三〇頁　一九九七年、「新修名古屋市史 資料編 自然」

- 8 前掲註 (6) 八頁、二〇世紀の建築文化遺産展「建築展図録『鈴木栄久生誕一三〇年記念』」前掲註
- 9 前掲註 (3) 一八頁、同書「掲載の正面図」、下巻圖、第十回開西軒連合共進会愛知県
- 10 オリジナルの企画は一層目・二層目が梁間四間、桁行五間、三層目が三間四方、一間は七尺二分である。
- 11 第十回開西軒連合共進会愛知県協賛会「第十回開西軒連合共進会記念写真帖」九七頁
- 12 前掲註 (3) 一九頁には、「屋根破風形雨流レート軒造り」とある。
- 13 名古屋市史 政治編 第三回 五六四頁 一九一八年
- 14 前掲註 (6) 八頁
- 15 前掲註 (3) 三三七、一二六頁
- 16 前掲註 (13) 五六四頁
- 17 鶴は深い谷底で鳴いても、その声は天に届く。つまり賢人は身を隠しても、その名声は広く世間に知れ渡る」というふうな、九章とは、幾重にも曲がって最も奥深い意のこころ
- 18 前掲註 (13) 五八四頁 なお、開天閣には「もんなんかく」と「ふなんなんかく」の(通り)の読み方があった。水谷盛次は前掲註(1)三二頁で「出典かと考えて『開は吳音の「もん」ではなく、漢音の「ぶん」と發音すべき』といつて注釈を示している。大正期の新聞記事では「もん」と「ぶん」のどちらが誤在している。慣用的には「もんなんかく」と呼ばれることが多いと思われる。また吉田山の北条には、源氏時代の遺跡「開天閣跡」があるが、遺跡名の読みは「もんなんかく」である。
- 19 大正四年十一月六日付・二十日付「名古屋新聞」「宋の日に開く菊花展観覧会」「菊花展観覧会延期」、二十一日付「新愛知」「菊花展観会延期」
- 20 大正四年十一月十八日付「名古屋新聞」「公園の奉祝会祝賀式」
- 21 大正四年十一月十二日付「名古屋新聞」「菊展の受賞」「十三日奉行」「十三日付「新愛知」菊
- 22 大正四年十一月十八日付「新愛知」「県奉祝会祝賀式」前掲註 (20)
- 23 大正四年十一月三日付「名古屋新聞」「大典奉祝盛大花会」
- 24 大正七年四月二十一日付「新愛知」「動物園開園式」、「名古屋新聞」、蓋を開けた動物園」。この動物園は昭和十二年二月十二日に閉園し、同年三月二十四日に東山動物園として開園した。
- 25 前掲註 (6) 十三頁
- 26 愛知県「名古屋市・大日本防空空会・愛知県支部編『木造家屋火災実績報告』」四一頁
- 27 名古屋勵業協会「御大典奉祝名古屋開業会總覽」九四頁 一九一九年
- 28 前掲註 (27) 九八頁 菊々亭は昭和四年に名古屋市に寄りされ、現存している。
- 29 前掲註 (27) 九四頁
- 30 前掲註 (27) 六三頁、(6) 八頁
- 31 前掲註 (6) 九頁
- 32 前掲註 (27) 三六三頁
- 33 文化庁「[新規] 戦災等による被災文化財」四六八頁 或光祥出版 二〇〇三年
- 34 前掲註 (6) 一〇頁
- 35 前掲註 (2) 一八五頁
- 36 前掲註 (6) 五頁
- 37 前掲註 (6) 一三頁
- 38 前掲註 (6) 五六頁
- 39 中村ふ園記念館は明治四十三年の建築、平成二十九年六月二十八日に国の登録有形文化財となつた。
- 40 「盛岡茶屋・松月齋・開天閣を公開」(建築世界 一九三四年五月号) 所収 五三頁 建築世界社 一九三四年
- 41 前掲註 (26) 四一頁

43 田村栄吉郎「名古屋要地高射砲陣地 東海軍管轄区司令部（防衛庁令）について」四一頁

一九四五五年

44 前掲註（26）

45 前掲註（26）四〇頁によると、実験家屋から西へ四六〇メートル離れた薬莢きの住家では、

「家人絶出で警戒しどとの事である。気流の関係から火の粉は屋上を通過するのみで速く

降下しなかつとの事である」と報告している。同書ではこれを、「既に面白く感ぜられる」

と他人事のように記し、付近の住民に相当な警戒、不安を強いたことを、何とも考へてい

なかつたと吐露している。

46 前掲註（26）四一頁では、これに対して「飛火の北の限界線が一度天闕閣と其の玄関との

間を通つて居て、今少しの事で此の災難から免れる所であったが生憎出来事であった。玄闕

の直ぐ左の国賓になつて居る御用茶屋があり、之は茅葺はあるが何の被害も受けて居ない」

と、想ひることなく記している。また十三頁では、「不幸この疾風が公園内に開天闕閣に

実験中飛火と思はざる実験装置を追加することに到つた事等は亦本实验の特色と云ふ事が

出来るでらう」、四十四頁では、「開天闕閣の飛火に微々市街地では可憐物で覆舞せる屋根は

極力避けた」と、予想外の実験装置をいたと強調している。

47 昭和十九年五月一日付、名古屋市（以下註「（一）市土木局建築課から同局公園課宛ての引継文書「開天闕閣電灯修理工事竣工引継ノ件」）

48 昭和十九年八月十三日付、市土木局建築課から同局公園課宛ての引継文書「開天闕閣電灯修理工事竣工引継ノ件」

49 昭和十九年七月二日付、市土木局建築課から同局公園課宛ての引継文書「鶴舞公園開天闕閣修理工事竣工引継ノ件」

50 昭和十九年八月十五日付、市土木局建築課から同局公園課宛ての引継文書「鶴舞公園開天闕閣修理工事竣工引継ノ件」

51 昭和十九年八月十五日付、市土木局建築課から同局公園課宛ての引継文書「鶴舞公園開天闕閣修理工事竣工引継ノ件」

53 昭和十五年九月九日付、市土木局建築課から同局公園課宛ての引継文書「鶴舞公園開天闕閣修理工事竣工引継ノ件」

54 昭和十五年十月三十日付、市土木局建築課から同局公園課宛ての引継文書「鶴舞公園開天闕閣修理工事竣工引継ノ件」

55 昭和十五年十一月十八日付、市税務部長から市土木局長宛の依頼文書「徳川園奥敷設並開天闕閣用二閑スル件」。徳川園奥敷設院は昭和六年（一九三一年）、尾張徳川家から名古屋市に寄付された邸宅の一種であつたが、昭和二十一年五月四日の空襲で焼失した。

56 加藤を遙々天空に祈る 名古屋空襲隊（飛行隊）の足跡 三頁 大空に祈る 写行委員会 一九七五年

57 設計は名古屋市建築課（同は武田五一、佐野利義、鈴木頸次、上屋純一）、施行は大林組、大坂鉄五、清水組。令和二年（二〇二〇）八月十七日に国の登録有形文化財となつた。

58 施工は宇戸組名古屋支店。前掲註（43）四一頁。

59 名古屋空襲試験場委員会「名古屋空襲誌 第七号」十三頁 名古屋空襲を記録する会 一九九九年

60 設計は名古屋市原 澄洋「日本米調查 ドーリーフル空襲秘録」一一二頁 アリアドネ企画 二〇〇三年

61 昭和十七年五月四日付、名古屋市建設課長から名古屋市長宛の照会文書「鶴舞公園空射砲陣地運動ノ件照会」。付図「開天闕附近高射砲陣地配置要地要図」名古屋市施設資料館蔵

62 名古屋市社会事務局「名古屋市史会 第九卷」一〇一八頁 一九五五年

63 決済日未記入（昭和十七年五月二十七日迄）名古屋市長決裁「鶴舞公園開天闕閣及美術館並公園事務所建物一体ノ件」、昭和十七年五月十九日付、市土木局長から市税務長

宛ての引継文書「鶴舞公園開天闕閣及美術館並公園事務所建物解体ノ件」名古屋市市政資料館蔵

- 昭和十七年十月三日付・名古屋市市土木局建築課から同局公園課宛の引継文書「市立園天  
閣解体及修理工事竣工引継ノ件」名古屋市市政資料館蔵
- 前掲註(26) 四四頁
- 昭和十七年七月一日付・名古屋市市土木局建築課から同局公園課宛の引継文書「園天閣  
本館屋根火災工事竣工引継ノ件」名古屋市市政資料館蔵
- 前掲註(64) 一五九頁
- 昭和十七年十月十九日付・名古屋市市土木局建築課から同局公園課宛の引継文書「在来美術  
館移転候補及解体其他工事竣工引継ノ件」名古屋市市政資料館蔵
- 前掲註(2) 一八六頁
- 昭和十七年十二月十六日付・名古屋市市土木局建築課から同局公園課宛の引継文書「市立舞  
公園第一所其他移転工事竣工引継ノ件」名古屋市市政資料館蔵
- 名古屋市舞公園協会・中部庭園同好会「舞公園案内」五頁 一九六二年、この実  
質的な筆者は、中庭園園同好会の横井時綱、澤田天瑞である。なお公園管理事務所は、現  
在も同じ位置にある。
- 名古屋市役所「昭和十八年五月 名古屋の公園」二三頁 一九四三年
- 前掲註(72) 一九頁
- 伊藤史氏の教示による。
- 前掲註(56) 一五六頁
- 前掲註(56) 二七頁 東京大学出版会 二〇〇五年
- 前掲註(56) 一九八七年
- 昭和文部省行五〇周年記念事業委員会「昭和区誌」二〇〇四頁 一九八七年
- 前掲註(56) 一九九頁
- 前掲註(43) 四一頁、清水勝介「東海軍管区の防空陣地」二四頁 二〇一七年。施工は戸  
田組名古屋支店
- 前掲註(56) 一五九頁
- 前掲註(64) 一五九頁
- 前掲註(71) 十一頁
- 昭和十九年一月二十六日付「内務省告示第三二号」同年五月十三日付「内務省告示第  
二六二号」愛知県公文書館蔵
- 昭和八年六月二十二日付「都市計画愛知地方委員会長から愛知県知事宛の依頼文書「都  
市計画愛知地方委員会付事項発案方依頼ノ件」愛知県公文書館蔵
- 前掲註(1) 三〇頁
- 前掲註(56) 一六〇頁
- 前掲註(71) 一頁
- 名古屋空襲編集委員会「名古屋空襲誌 第三号」三九・五六頁 名古屋空襲を記録する会  
「一九三一年、前掲註(71)二頁
- 名古屋空襲編集委員会「名古屋空襲誌 第四号」一〇頁 名古屋空襲を記録する会  
「一九三八年、前掲註(71)二頁
- 名古屋市公会堂管理事務所「名古屋市公会堂 平世紀の歩み」四五頁 名古屋市市民局  
一九八〇年
- 前掲註(1) 三〇頁
- 前掲註(71) 一頁
- 前掲註(56) 一八八頁、ウェブサイト「音真でひとと街のとなりたち このまちアーカイブス」([https://smrc.jp/open\\_archives/city/syurimayama/pdf07.html](https://smrc.jp/open_archives/city/syurimayama/pdf07.html))
- 朝日小学生「永遠なれ 本丸御殿」名古屋城特別展図録「失われた国宝  
名古屋城本丸御殿 一削建、戦火、そして復元」所収(三八頁 二〇〇八年)

**(Title)**  
History and  
Preservation of  
Montenkaku

**(Keyword)**

Modern Japanese  
architecture,  
Burned down  
by war damage,  
Role of castles  
in modern and  
contemporary  
times

## 名古屋城本丸石垣考・内堀はなぜ空堀なのか

木村有作（1章）  
服部英雄（はじめに・2章）

### キーワード

「総合・統合」遺跡学 石垣 「金城温古錄」水堀 序数数字の刻字  
丁場割 刻印 合印 横石 根敷之隅石 孕み 足石 脚木（根固ノ丸  
太、敷松）埋土は最良の保全法 敷築工法 敷粗朧 敷歛朧

### 要旨

名古屋城研究に不足していたものは学際的協業である。これからは文  
献史学と考古学からなる「総合・統合」遺跡学が必要である。

『金城温古錄』は、名古屋城天守台土台石は四尺（1・2m）埋めてあ  
るとする。埋土保全と考えられる。本丸石垣には「二」、「三」の文字、

つまり基礎から三番石までの序数字が刻字され、「金城温古錄」も埋土  
の記録であるとしていた。今次の発掘調査によって、天守台一番石（根  
石）底は南西が標高（T.P.）+ 東京湾平均海面）4・7mと確定、北  
東も番号刻字から4・7m～4・8mと推定でき、発掘状況から北西も同  
じと見ることができる。戦前の堀底表土は5・8m～5・9mであるから、  
埋土は1・1・1m強で、「金城温古錄」の記述「四尺」に近い。

五層天守という超重量構造物で、微細な不均等沈下も嫌う建物を載せ  
る。いかなる地震にも耐える必要がある。基礎を堅牢にするため、通常  
はないような细心の施工がなされた。天守（大小）周り全域で検出さ  
れる埋土・盛土がそれに該当する。発掘調査で天守台周囲に9調査区が

連続して設定され、ほぼ18面の断面図が得られた。歴史的経緯を共有す  
るから、土層の基本層序は一致する。天守台内堀底が地山で、上に慶  
長盛土層がある。宝曆修理時にその石垣ぎわを切り込んだ。小天守西方  
(具足多聞西) 堀底に慶長盛土上端の版築が残されている。宝曆に石垣  
基礎まで修理した天守台北と西では慶長盛土上面版築は掘削により消失  
したが、概して慶長盛土は固い。

天守台北西隅では宝曆に「根固メ丸太」（脚木）が確認されている。

宝曆二年（一七五二）から同五年（一七五五）にかけての宝曆修理の記  
録は「石垣起指図」、「仕様の大法」、「国秘録」があつて、脚木の構造、  
解体範囲、交換石の数がわかる。宝曆修理では「根固メ丸太」（脚木）は、  
目視・点検（吟味）の上で、保存された。

目視調査・発掘成果と文献をつき合わせて総合的に判断する。文献に  
ついては記述内容の確認が必要で「国秘録」に記された隅石の足石（新  
石）の大きさと數は、注文規格であり、実際に積まれた石垣の大きさは  
それに一致せず、長さ一丈ないし九尺を必要としていても、最長で八尺  
だった。北西隅石は文献では根石まで取り外している。このとき取り替  
えた隅石足石は新石はすべて岩崎山石（花崗岩）である。根石は砂岩（河  
戸石）であった。もとの慶長石のまま据え置いたのではなく、別位置に  
あつた慶長石を加工して、つまり転石だつたとすれば、文献の記  
述に整合する。この石は形状も当初の算木積みらしくはなく、整形され  
ている。宝曆改修時に慶長石を残した範囲は、立体模型である「石垣起

指図」に示されている。具体的な数字や範囲も「仕様の大法」、「国秘録」に記されている。現在提示されている目視で推定した境目（自地・線と）史料記述は一致が多いが、ちがいもある。宝曆改修地区では全体の七割ほどに慶長石（刻印のある石、刻印のない石）が再利用されている。目地判断の根拠は1が石の大きさ・質の違い、2は積み方、割り方の技術差、3が自地の連続だが、いったん外し置いた慶長石を境目近くにて再利用した場合、1、2からの絶対判断はむずかしいし、3も主観的になる。内堀と本丸石垣築造過程、および宝曆修理過程と、その内堀土層への現れ方を、

- 1 堀底までの掘削（底面は地山＝熱田層、4・7 m）
- 2 排土の搬出と台形成（天守・橹台・本丸地盤）
- 3 脇木・枕木埋設のための地形（地業）→堀底より地形面（床堀）へ  
の切り込み（根切＝Root cutting）、4・3 m（石垣積み上げの開始）
- 4 石垣完成後、保護のための埋土、5・9 m（慶長期盛土）
- 5 宝曆修理工事→石垣の基部を覆う慶長期盛土への切り込み（Recutting）
- 6 宝曆工事後の埋土（廃棄物処理も兼ねる）→（瓦を含む盛土）と  
考えた。土層・層序はこの状況を忠実に反映する。

埋土（盛土）保存は、規模の大小はあるが、各地の城に見られ、平坦地が少ない急峻な山城でも厚くはないが施行される例が多い。名古屋城本丸石垣は台地上の平坦地に築城されて、深い空堀に隣接する。水位の維持を優先し、深さを志向する水堀では施行しづらい。理想的なこの保

全法により、根石は脇木を損傷しない限り、動かない。天守の安全性を最優先させ、巨大な重量が載る天守台を保全する上で、きわめて有効といえる空堀を採用した、と仮説をたてた。

石垣構築技術にはハード面とソフト面がある。先人は低湿地での地盤沈下や石垣崩壊の主要原因である地震時のグリ石の乱れ（暴れ）の抑制を最大の課題とした。ハード面には裏石垣や埠頭形並行グリ石列、ソフト面には敷き歯架工法（敷葉工法）がある。先人の問題意識や技法・知恵は複認不可能なため、忘れられがちだが、忘れてはならない。（服部）

## 目次

はじめに

一章 本丸内堀の「序数刻印」について

一 はじめに—石垣観察からの疑問—

二 「序数刻印」の実態

(一) 序数刻印の位置

(二) 序数刻印の特徴

(三) 序数刻印の意義

三 小結—考古学的可能性を求めて

## 二章 名古屋城の石垣保全

一 天守台と根固め丸太（脇木）

(一) 「金城温古錄」と発掘成果から推定できる根石の標高

(二) 昭和三十一年三月の断面図

(三) 「石垣起指図」および「仕様の大法」「国秘録」にみる解体過

程で確認された石垣の構成

## 二 相互の史料批判・複数視点

- (一) 宝曆修理の足石（新石材）と供給地－『国秘録』と現状
- (二) 北西隅根石は慶長のままの石なのか
- (三) 目視調査による目地線を文献により検証する

5 試錐および石垣根掘図

## ○土層断面

6 圖版 H調査区

## ○胸木

7 圖版 二之丸東門石垣で検出された胸木

## ○目地線

8—1	図版	北面石垣U61目地線
8—2	図版	西面石垣U60目地線
8—3	図版	北面南面U59目地線
8—4	図版	北面東面U62目地線

## 図版目録

口絵8・9 2点（北西隅石下部）

## ○序数刻字石

表1 序数刻印一覧表

図1 序数刻印

序数刻字石写真1～18

## ○調査区層序

9	G区北壁
10	I区北壁・I区南壁
11	D区
12	C区北壁
13	N区北壁

## ○各調査区

1 図版 J調査区

2 図版 I調査区

3 図版 C調査区

4 図版 F調査区

## ○掘削調査断面図

## はじめに

名古屋城研究は学際的な視点・方法で行われる。城郭学では文献史学、考古学・庭園学・土木工学・地学・鉱物(岩石)学、林学ほかが要求される総合的な遺跡学である。一つの分野のみでは視角、知見が不足する。分業よりも協業が必要で、名古屋城研究者個人個人に、単眼視ではなく

複眼視、そして複数のスキル・ディシプリン・視点が要求される。どの研究分野にも史料（資料）批判・テキストクリティックは不可欠だ。文献史学でも考古学でも、方法論に応じた資料・分析へのたえざる批判視点が求められる。

本稿は本丸内堀・天守台石垣を文献・考古両側面から分析する。一章においては、現在表面に出ている本丸・序数字石垣の所在と意味について、木村が考察する。

二章においてはこの問、継続されている調査成果に関して、服部が基本文献（金城温古錄ほか）を踏まえて考察する。学際的視点に立ち、作業を通じて、多様な史料批判、また新視点の創出を試みる。（服部）

## 一章 本丸内堀の「序数刻印」について

### 一 はじめに—石垣観察からの疑問—

紀要1号に引き続き、石垣カルテ作成をはじめとする観察から生まれる課題について検討してみたい。

名古屋城石垣は、いわゆる「天下普請」により、慶長十五年（一六一〇）のうちにほぼ完成を見たといわれている。すなわち、北国・西国の外様20大名により石垣構築を分担する「割普請」であり、名古屋城の石垣を分析・研究する上で、不可避な課題の一つである。割普請がもたらす石垣への痕跡として、最も目引くのが、「刻印」であることは、江戸城・大坂城の類例から見ても首肯される。割普請が行われた名古屋城の石垣の「刻印」は、多種多様にわたり、またほとんどの石垣で観察される。名古屋城の刻印は、文字・数字・紋様がみられ、刻まれた位置や状況から、その目的が推測されることが、高田祐吉によつて指摘されている。

### (二) 序数刻印の特徴

現在、本丸を開む石垣の出角で確認される序数刻印には、いくつかの

文様の多くは、家紋などの伝統的または世間に流布した紋様を、刻みや「合印」であった可能性が高い。他方、文字や数字については、もちろん合印的役割が推測される例のほかに、明らかに石垣構築時または構築後に刻まれたと推測されるものがみられる。  
膨大なデータの蓄積と分析が必要な、刻印の詳細分類については、本稿では追及しない。数字を使う刻印のうち、複数の数字が順列するものを「序数刻印」と呼称し、その位置的特徴や気付くべき傾向を提示することを目的とする。その先に、文献資料との共通検討課題があり、さらになに名古屋城築城期の様々な問題点に迫る端緒となればと思う。

### (一) 序数刻印の実態

#### (一) 序数刻印の位置

現在、序数刻印が確認されているのは、本丸を開む空堀（現在、「内堀」と通称される）に築かれた石垣には限られる（表1）。

本丸を開む石垣の屈曲部のうち、出角は全部で17か所を数える。現在、序数刻印が確認できるのは、そのうち7か所であり、確認できない出角のうち、3か所は後世の改修により築城時石垣が失われている。

また、出角以外の築石部においても、2か所で序数刻印が認められる（表1・図1）。

名古屋城石垣 本丸周辺の「序敷刻印」集成表

番号	刻印 数字	場所	平面位置	算木 長短	刻印 方法	向き	丁場担当大名 (推定)	備考	立地
1	二	大天守北櫓(0.61)	左端・出角	長	普通	正	加藤清正		内堀
	三			短					
2	二	大天守南櫓(0.59)	左端・出角	長	普通	正	加藤清正	同面に「加藤肥後守内川太良平」	内堀
	三			短					
3	三	小天守南壁(0.42)	左端・出角	長	普通	正	加藤清正		本丸
4	三	本丸東南隅地南面 (02110)	左端・出角	短	角削風	正	加藤嘉明		内堀
5	二	本丸東南隅地裏面 (02210)	左端・出角	短	普通	正	池田輝政		内堀
	三			長					内堀
6	二	本丸東門側南裏面 (02410)	左端・出角	長		正	黒田長政	「T」文字または記号が付く	内堀
	三			短	角削風	正			内堀
7	二日	本丸西壁 (03410)	左端・出角	長		横・右	浅野幸長	「結び桜金紋」と組合わせ 長辺側に「蛇目紋」(角部)	内堀
	三日			短	角削	正			内堀
8	三~五	本丸西櫓(0.56)	築石部	一	普通	正	寺澤広高	寺澤丁場北端か、織川丁場との境。	内堀
9	三~六~三	本丸西櫓(0.56)	築石部	一	普通	正	寺澤広高	「十一」が欠、寺澤丁場南端か、鍋島 丁場との境。	内堀
10	二	三之丸下門北石垣 (0.96)	左端・出角	長	普通	横・右	不明		三之丸

表1 名古屋城 序敷刻印一覧表

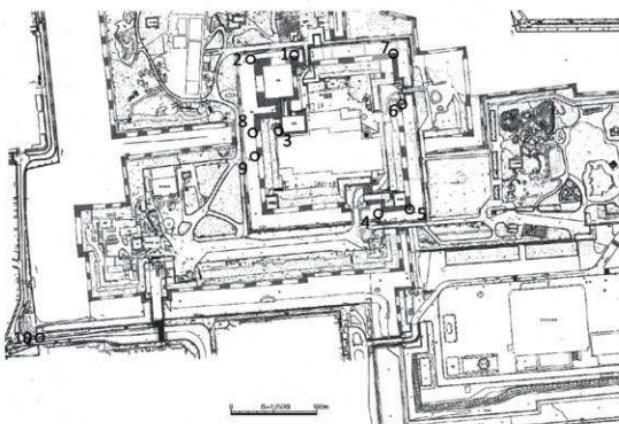


図1 名古屋城 序敷刻印の位置

特徴がある。

①一面の石垣に正対したときに、石垣に正対して左側の出角に印されている。

②堀底から立ち上がる角石に、「二」の数字が印され、その直上の角石に「三」が刻まれるもののがほとんどである。

③「一」の刻印は、現在のところ見つかっていない。地中部分の石材に、刻印されている可能性が高い。

④序数刻印は、例えば浅野丁場にみられるような個性的な刻紋も含まれる。したがって、丁場ごとに刻まれた可能性が高い。

⑤本丸西側にある築石に印された序数刻印は、現在のところ城内での他の類例を見ない。2か所でみられ、おそらく同目的で記され大名丁場の境界に印されたと想定され、「名古屋城丁場諸取絵図」からみて、肥前唐津藩主寺澤広高の担当丁場の両境でないかと推察する(表1・図1・註2)。

「五」までが確認され、「六」以降は、おそらく濃尾震災後の修理により失われている。南側については、現在「十一」の刻印が確認されていないものの、「三」から「十三」までの数字が、おそらく段ごとに付されているものと推測する。「十」の段の上には水平方向の目地が観察され、例えば積み替えなどにより、「十一」以降の石材は移動している可能性も否定できない。

### 三 小結—考古学的研究の可能性を求めて—

今回、序数刻印としたものは、おそらく根石からの順序を示す個数刻印であり、大坂城石垣研究でいう構築番号である可能性が高い。

名古屋城の石垣については、現在「石垣カルテ」を作成し、まずその現状と概観を把握する段階にある。残念ながら、いま考古学研究対象として石垣を詳細に語る機会を作れないのが現状である。とはいっても、石垣の観察を日々の調査や安全管理の中での気づくことを埋めさせず、最初にも触れたように、文献資料をはじめとする、総合的な名古屋城ひいては近世城郭研究につなげていけるものと考えている。(木村有)

### (三) 序数刻印の意義

まず、出角部の刻印について考えてみると、前項①～③の特徴から、何か一定のルールが石垣築造に際し定められていたことが想起される。その場合、幕府役人による完工確認などの符号であるという推測が浮かぶ。ただし、④のような状況を考えると、各大名の丁場ごとの行為とも受け取れる。

また、②・③の特徴から、刻印が行われたタイミングは、堀が完全に埋まる前、つまり石垣築造直後と考えるのが妥当である。

⑤のおそらく寺澤丁場の境界を示す序数刻印は、北側は「三」・「四」、

序数刻字石写真 1 ~ 18



写真1 大天守台北東角／北から

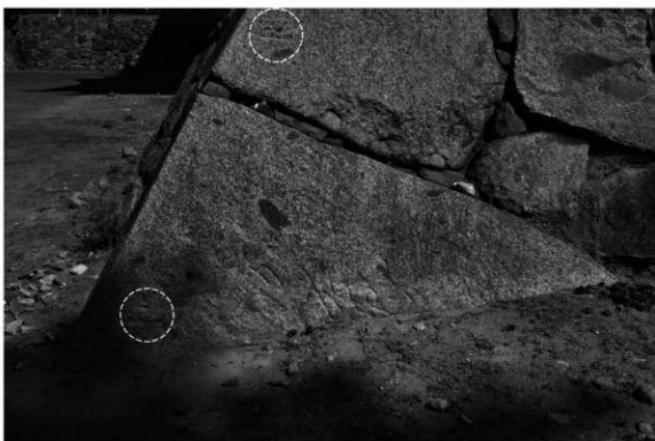


写真2 大天守台南西角／南から



写真3 小天守台南西角／南から



写真5 本丸南東角／東から



写真4 本丸南東「左袖」出角／南西から



写真6 本丸東二之門楕形張出南東角／東から



←写真7 本丸北東角 「二目」・「三目」  
「雁金紋」／北から

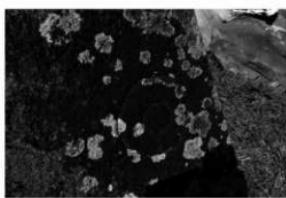


写真8 本丸北東角 「蛇の目紋」  
(写真7 の裏面)／北から

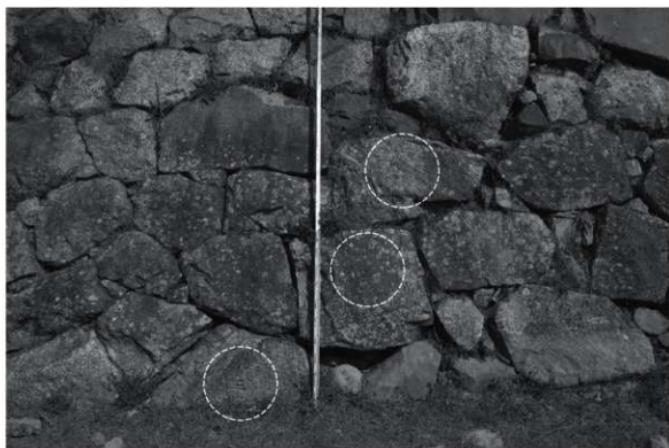


写真9 本丸西壁 地点8 「三」・「四」・「五」

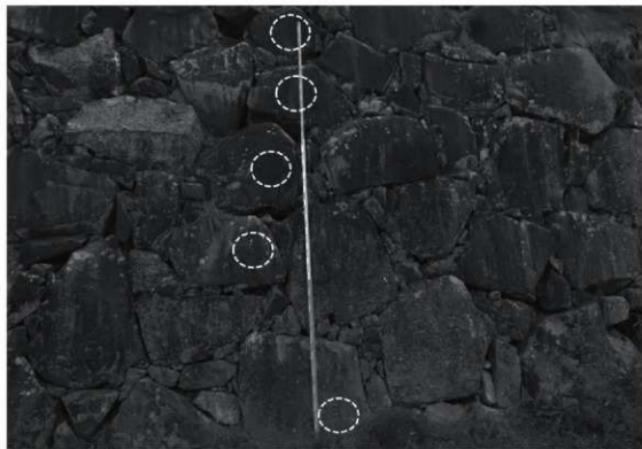


写真10 本丸西壁 地点9 「三」・「四」・「五」・「六」・「七」

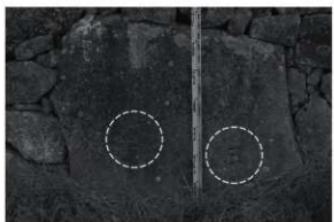


写真11 本丸西壁 地点9「三」



写真12 本丸西壁 地点9「四」



写真13 本丸西壁 地点9「五」



写真14 本丸西壁 地点9「六」・「七」



写真15 本丸西壁 地点9「七」・「八」・「九」・「十」



写真 16 本丸西壁 地点 9 「十二」



写真 17 本丸西壁 地点 9 「十三」



写真 18 本丸西壁 地点 9  
「三」から「十三」の位置

## 二章 名古屋城の石垣保全

一 天守台と根固め丸太（胴木）  
名古屋城はどのようにして築かれたのだろう。

徳川家康による名古屋城の築城にあたっては、熱田台地の不陸を均し、

縁辺部の凹凸を直線に区画化し、本丸では最初に井戸を掘つた。つぎに

堀（本丸内堀ほか）を掘削し、その排土を本丸地面（熱田台地）にあげ、

大小天守台、隅櫓台、多聞櫓台（土居）を構築していく。「搔き上げ

土居」（排土の盛土）である。排土を高い本丸にまであげるために通

路（運搬・作業路）が必要である。堀を掘削する工事過程では、地山を

全て掘削はせずに、通路（斜路）として敷力所を削り残しただろう。ま

た石垣を積む場合には、足場として土による斜路（工事用盛土）が段階

的に設定されたか、あるいは井櫓（大型足場）を建て、車知（ろくろ）、

滑車を使用して上にあげたか、いずれか、または両方の方法が想定され

る（前者は『築城図屏風』後者は『宮内庁工務課アルバム』、「宝鏡」御

天守修復見渡之図）。工事中には削り残されていた斜路分の土は、堀が

完成する段階で崩されるが、その土が堀底内部の盛土に利用されたと推

定する（本稿は、崩された地山の土が石垣保護用の盛土に使用され、慶

長盛土になつたと考える）。

機能上、堀は「いつそう深く」をめざして掘られ、本丸および台は「いつ

そう高く」をめざして盛られた。天守台は本丸レベルから上は盛土で、

下部（内堀レベル）は地山（熱田層）である。「仕様之大法」に「砂交りの土」、「砂交りの土」つまり熱田層砂質土

の盛り上げ」と証言される。内堀掘削時の排土である。現在のコンクリー

ト天守建築直前の斜めボーリング調査でも、ローム砂（ローム交じり砂）、

小石、ガラ、砂利などが報告されている（後述一一〇頁）。15万年から  
4万年前より堆積し形成された土と、直前に擾乱された土とでは、  
強度に差があるから、基礎地盤としては狂いの生じない地山が選択され  
る。

天守台下部の地山（熱田層）は堀の掘削で急傾斜になる。床掘（根切）  
地形（地業）によって、地山前面に「根固め丸太」（聚松、胴木）を掘

えるための長細い平坦地が造成され（床掘、根切＝Root cutting），そ

こに胴木を入れ、繩手や杭、さらに石や土で固定した。

石垣は天守台として巨大な天守の基礎になった。同時に盛土で構成さ

れる天守台上部の内部からの土庄・水庄に耐えうる擁壁でもあった。石

垣は扇の勾配を持つ。個々の築石は外（表）が上に、奥が下になる。こ

の角度があるから土庄・水庄が石垣築石を押そうとしても、角度を持つ

石に阻止される。物理的抑制で、水平移動しなかつた。この角度と勾配

が強さの根拠で、それを失えば、擁壁機能を喪失する（いわゆる「逆石」、  
Stones piled up at an angle that slides down）。

天守台石垣は天守の基礎である。胴木を入れずに根石（番石）を均

一に並べることは技術的に難しいし、非効率的だった。なにより地盤の

強弱による不陸沈下を恐れた。内堀は地山を根石底まで掘削した。根石

底はI調査区から4・7mと判明しており、堀底はこの高さで平坦地化

し、さらにはここから地山（石垣）側に、胴木と枕木分の深さを掘削した。

胴木と枕木を置く平面が床掘地形（じきょう）、その肩が根切（Root

cutting）となる。地山熱田層が最強の地盤でそこに胴木・石垣を置く。

慶長盛土は石垣完成後に、保全のために行われた。<sup>20</sup>

削を行つた。地下水位も把握し、水堀にするのか空堀にするのかを比較検討し、堀の深さを決定していく。

黄金水については「金城温古錄」は「深さ曲尺十二間」(21・6 m)とし、「名古屋城史」は「天守地階床から20・37 m下り、水位から1・38 m下に(井戸底)が」あったとして、両者の記述は一致する(一三六頁)。現コンクリート天守建設時のデータから、ケーリン工事時の井戸底は3・62 m(以下、いずれもT-P)、水位3・77 mで、金城温古錄からだと、井戸底は1・62 m、水位4・62 mとなる。前者の地下水位は、現状の御深井外堀水位3・8 mにほぼ同じである(本丸搦手馬出石垣断面図による)。

本稿は考古学の成果を踏まえつゝ、築かれた石垣を文献史料によって考察し、名古屋城築城過程・宝曆修理過程を示す。

名古屋城石垣に関する基本文献は、まず1『金城温古錄』(奥村得義、奥村定、著)と、丁場割り図などがある(一章に既述)。さらに宝曆修理に関する、2『石垣起指図』、3『仕様之大法』(御天守御修復)、4『国秘録』(御天守御修復留(奥村得義著))がある。

1『金城温古錄』は名古屋叢書(一九六五)として刊行されている。名古屋城研究者にとっては辞書的な存在である。

2『石垣起指図』は正確には『金城温古錄』付属『御天守御石垣取解築方起指図』である。『巨大城郭 名古屋城』(二〇一三)に収録されている。

3『仕様之大法』(御天守御修復取扱いより翻出来迄仕様之大法)

の略)は、龍和善・加藤由香『名古屋城天守宝曆大修理における石垣工事について』(『日本建築学会会計画系論文集』七四卷・六四五号、二〇〇九)にて紹介されている。

4『国秘録』(御天守御修復)は城戸久『名古屋城寶曆大修理考』(『建築學會論文集』22、昭和十六年、四〇五頁)、あるいは『名古屋城既往の修理に就て』(『名古屋高等工業學校 學術報告』8、昭和十七年に引用されている。

名古屋城研究者にはこれら史料は周知の存在であった。また当研究センターでは史料の翻刻と考察を進めてきた。3については二〇一九年六月の石垣部会(準備会)で配布され、二〇二〇年三月『紀要』創刊号で翻刻、史料紹介した。4も同上石垣部会(準備会)で関係部分が配布されており、『紀要』にて暫時、公開していく予定である。『紀要』は名古屋城調査研究センターのホームページにて電子公開される。

名古屋城天守周辺では発掘調査が進められ、石垣部会(現在は石垣埋蔵文化財部会)・有識者の強い指導のもと、AからZまでアルファベットの全てを使った二十六本ものトレーナー(試掘坑)が掘られた。特別史跡指定地として厳重に保護されていること、また石垣が理士・盛土によつて保全されていることを勘案すると、今後これほど箇所・面積が掘削されることはないと想定される。得られた情報は多いけれど、調査研究センターが発足以前であつて、文献班もまだ十分に機能を果たせていなかつた。以下は本来なら発掘報告書に記述すべき内容だが、本年度は報告書刊行年度ではないし、緊急性があるから、上記報告書の補遺として、文献からの考察を踏まえた見解を述べる。

### (一)『金城温古錄』と発掘成果から推定できる根石の標高

第一章の序数詞刻字に関して『金城温古錄』に以下のようにある。

#### 石垣

大凡廻り角の根石三つ程は地中へ埋める定格のよし。故に名府御大城廻り角石に、下より一二三などの印見ゆる事、そのかみの通法にや。

其根石の下に先づ松材を敷入る、是を敷松といふ。此松、百年に一分減り、千年に一寸やせるといへり。其敷松の上に石垣組上る、其組石の内表に小石を詰。或人の日、石垣の法は格別大石は申に不及、大抵之石垣は直高六七尺程迄組上る時は、如何様に組とても子細なし。夫より上は、石垣の面一坪程之間に、必ず根入長き石を組交る心持肝要也。

根石は三つほどを地中に埋めて、一二三の数字刻字がある。その下には敷松(桐木)がある。石垣上部には一坪ごとに根に長い石が入れてある。

石垣基礎については以下のようにある。

#### 土台石垣

此地下に敷松を入れて、其上に石を載て組登る。地中に石垣の脚埋り入り、凡そ四尺程、其下に松なり、是慶長の時<sup>1616</sup>にて伝はれり。宝暦御修復の時、これを検るに、右敷松嚴然として不朽、依之、其盤

まず敷松(桐木・松材)を入れて、その上に石を載せていく。地中に四尺、石垣の足が埋まつていて、その下に松がある。慶長の今まで、宝暦に点検したが松は厳然としていたがちではないなかつた。しかし石は過半を組み直したから、慶長の古体は現状からは論議できない。四隅にあつた清正家臣の名前も一つは失われた。惜しいことである。

『金城温古錄』は本丸や天守台の石垣下部は四尺、地中に埋まつており、序数詞刻字は目安を後後に伝える目的である、と記述する。一番石(根石)は土中にあるから、これまでも「一」の字は検出されていない。高田祐吉『名古屋城天守臺石垣の刻紋』では「二」、「三」の数字は石積みの順序を示すとしているが、墨書ではなく刻字により、積んだ後も将来に字を残す目的があった。廻り角の根石三つ程は地中へ埋める定格のよしとあつた通りで、序数は石垣の保全に関わる。二番石・三番石の字は後世人が読めるように、また根石の位置がわかるように、「二」石は頭が出、「三」石は石房が埋まるほどになつてゐる。根石の深さがわかるように、文字を出して埋めた。そうでなければ刻字した意味がない。

一番石の大きさは規格に捕えて切り出し、加工されれば、二番石に同じになるが、実測データ(二丸東門石垣)では一番石の方がやや大きくなる傾向がある。唯一根石の標高が確認されている内堀一調査区の数

値に基づき、「三」「二」の刻字から、他の根石底のレベルも推測できる。

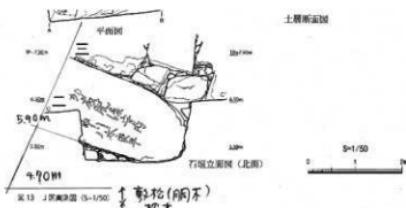
#### 〈南西隅〉 J・I 調査区

トレンチは天守台の四隅全て、またその中間に設定された。ただし全体26トレンチのうち天守台の根石にまで達したものは天守南西隅のI調査区トレンチのみである。ここで確認された根石底のレベルは4.7mである。「加藤肥後守内川太良平」の刻字石には「二」の字があるし、その上には「三」の字がある（報告書図面に表記なし、本稿写真2、九九頁）。この二番石の隅角底部（そのうち最高部）はJ・I調査区域外になるが、調査区内の底部の線を延長すれば5.9mと推定できる。

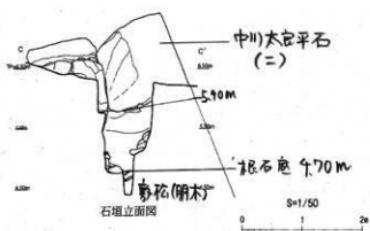
後述二之丸東門脇木二本が枕木の上に置かれているように、二番石（根石）の底面はおおよそ水平に加工されている。横からの断面は二番石以上が長方形（四隅が直角）であるのに対し、前面が長く、奥が短い不等辺四角形の断面になる。

南西隅の根石底は4.7mとわかっているから、この数字により他の北東、北西隅にも二番石底の、垂直の高さで1.2m下、斜めの長さで1.3m下に底があると想定できる。1.2mというものは『金城温古錄』にいう埋土「四尺」に一致する。また5.9mは戦前の表土にほぼ一致する。『金城温古錄』記述の正確さが確認できた。

2m下に根石底があるとすると、4.7mと推定される。



図版1 J調査区



図版2 I調査区

### 〈北西隅〉 F 調査区

北西隅は主層修理で積み替えられた部分である。根石の上、二番相当の石（ただし現在の石に「二」の文字はない）の隅角底部の高い側の標高（レベル）は5・9mで根石底部の推定レベルは4・7mほどとなる。以上から、堀に面した天守台根石底3地点は、4・7mで同じレベルであることを確認および推定した。

### 〈天守台以外の根石〉

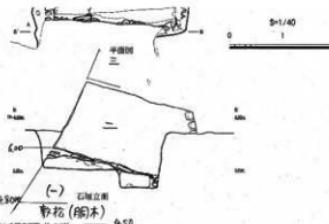
天守台以外では根石の標高はまちまちに報告されている。

橋台・K調査区では根石下端は5・60mとされている。天守台の4・7mより相当に高い。なおこの5・60mより下にも小さめの石は続いていて、図化されている。小天守台北面L調査区では、東壁（図版のA-A'）・西壁（図版のA'-A''）はB-B'の誤植かともに4・9mまで掘られ、その下が確認されていない。築城時盛土とされる11、12層（および説明を欠く13層）まで80cmの厚さの盛土がある。

M調査区においては、御深井丸側の石垣の根石らしきものが検出されたと報告されている（五三頁）。5・45mであるから本丸石垣根石よりも70cmほど高い。また築城時盛土より上層にあるときれいでいる。天守台側では築城時盛土より置かれた根石は確認されていないし、今後も検出されないだろう。御深井丸側石垣は丁場割図では松平筑前守（前田利常）、稻葉彦六（典通、白杵）となっている。この上に建物はなく、石垣に建築物の荷重がかかるなかったから、現在残る御深井丸側内堀石垣は構造、あるいは時期なども天守台側とはかなり異なる可能性がある。

考えられる。

以上から天守台石垣には極端に巨大な荷重がかかること、わずかな不陸でも建物に甚大な悪影響、たとえば窓や戸の閉鎖ができなくなることなどから、根石を深い位置に置き、前面を厚く盛土・埋土し、他の石垣にはない特別な保護措置をとつて、地震など災害に備えたと推定する。これはつぎに見る昭和三十一年（一九五六年）の調査結果でも確認できる（盛土については三、土層（層序）の再確認、一二二頁にて確認する）。



図版3 C調査区



図版4 F調査区

### (1) 昭和三十二年三月の断面図

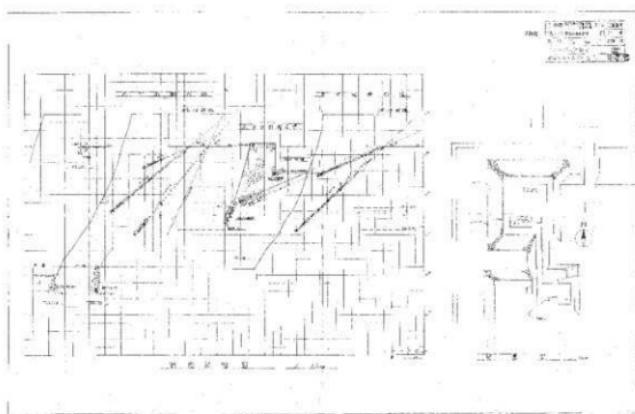
焼失国宝天守をコンクリートで建設する過程での斜めボーリング調査および掘削調査の記録（「名古屋城基盤調査試錐報告書」昭和三十二年二月～六月・興亜開発工業株式会社）が残されており、やはり埋土と天守台の松丸太が記録されている。

天守台西面の北からおよそ4分1の地点にNo.17調査区、および4分3の地点にNo.18調査区がある。今回の天守台調査では西面両隅（F、I、J調査区）と中央（G調査区）を調査しているので、北南それぞれ中間2地点のデータとなる。

この断面図はどのような方法でトレンチ発掘による石垣表面調査であることがわかる。石垣内部は読み取れなかつたはずなので、断面図は表面観察からの推測であろう。

#### （No.17）

当時の地表面から「6尺5寸」下に底面があつて、「下無」と注記がある。底面から上に三段の栗（ゲリ）石がある。その上に「4尺」とされた大きな築石が一つある。三つの栗石に「1.85尺」と注記がある（目盛り1mの界線があり、比較すると「1.85尺」は2.85尺が正しい）。ここには桐木がないが、北側にも、南側にもあつたわけだから、奥側に隠れていたのではないかと推測する。



図版5 試錐および石垣根据（斜ボーリング図・掘削調査断面図・位置図）

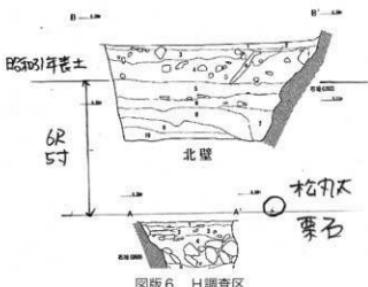
〔No 18〕

石垣沿いに地上部分は築石ひとつ「2・4尺」、小ぶりの石が「0・8尺」、そこまでが地上、そこから地中になり、小ぶりの石が5つで「5・5尺」、その下が「松丸太」で「径1・3尺」、さらにその下が横に並んだ「栗石」3個で「径5寸」とある。

ここには松丸太があつた。その上が小ぶりの石というものはいくぶん理解に苦しむが、前面の置き石、捨て石か（E・I・K・N調査区の写真に類似のものがみえる）。名古屋城ではかなり頻繁に最下部に小さめの石が検出される。

今次のトレンチとの位置の対比では、G調査区が〔No 17〕と〔No 18〕の中間、H調査区が〔No 18〕の南になる。昭和三十一年段階の旧表土にあたるのは、G調査区では標高5・9m（図9北壁図の17層直上、一二二頁）、H調査区では標高5・7m（図6北壁5層の直上）となる。図では天守台石垣天端がゼロでそこから20m下がったところがGLになつていて。天守台天端の標高は25・5mから26m前後であるから、數値は一致する。松丸太は目盛線二つ分2mのわずか上にあるから、3・7mほどと推定される。ここで松丸太は北西隅（F調査区）で確認した4・4m（4・7mマイナス0・3m）よりもかなり低い。

この天守再建時の斜ボーリング・掘削調査で、〔No 19〕すなわち小天守台南石垣では本丸GLの6尺下に根石があるときれていて、「一尺四寸、一尺（二石）、一尺、一尺の石があり、その下に0・5の石か何かの丸いものが描かれている。本丸GLは御殿が建設された面であるから、築城時からその時まで変化はない。



対して小天守石垣上部、穴蔵通路の石垣〔No 20〕根

石はわずか一石しか埋められていない。この石は昭和二十九年度以降に積み替えられた箇所であるが、焼損が原因であるから、地中にあつた部分の変更はなかつたであろう。一尺三寸、下

に小さな丸いものが描かれている。

小天守外側石垣（南）を六尺ほど埋めていたのに対し、上部穴蔵では一石分一尺三寸だけの埋土しかしなかつた。荷重の負担が大きなところでは根石を深く埋めて盛土することで保全をするが、内側ではそこまでの荷重がないとして、一石の盛土に留めたものらしい。

なかつた。荷重の負担が大きなところでは根石を深く埋めて盛土することで保全をするが、内側ではそこまでの荷重がないとして、一石の盛土に留めたものらしい。

(三) 「石垣起指図」および「仕様之大法」「国秘録」による解体過程で確認された石垣の構成

宝曆解体時の詳細な記録に「石垣起指図」「御天守御石垣起指図」「御天守御垣取扱方（取解方）築方起指圖・伊藤家文書」と「仕様之大法」「国秘録」がある。注目すべき記事ばかりだが、とりわけ「根固メ丸太」（根

固之丸太、いわゆる胴木の記述は最重要であろう。「根固メ丸太」は「石垣起指図」にも見えていいるし、先に見たように『金城溫古錄』では「敷松」と呼んでいた。

#### 「石垣起指図」

まず「起指図」は解体順序を立体的に図示したものである。最初に戌亥（北西）のところから石垣をほぐし取つて（ばらばらにし・固まつていたものを解体し）、地形を確認し、また北西の石を解体したところ、

根固めの丸太を吟味し、次に東北の解体を行つた。

この絵図には石の数や積み直した場所の間隔が書かれている。北東隅は「九間残」とある。また上から七つの石が描かれており、この分が外されたということがわかる。それより下は慶長石垣が残された。

南西隅は十四個の石が描かれている。この分が外され、それより下の慶長石垣が残された。

#### 「仕様之大法」

「仕様之大法」には、より詳しい記述がある。以下に現代文をあげる。

原文全文は紀要前号を参照されたい。

（現代文）  
一 天守台北側の石垣の解体（ほぐし方）は戊亥隅（北西）にて、石垣の上端部（天場）で折回し（鍵の手に曲がっていること）八間ほど下に向かって二間あまり、御土蔵土台（穴蔵平面）下まで、内側も外側も、石垣を取り外した。本側通り（内側）地形を検査したとこ

ろ、砂混じりの築土ではあつたけれど（地山ではなく、築土）、欠損とか痛みはなく丈夫（健全）に見えたから、そこからまつすぐに入れた。根敷きの石垣まで双方雁木（二方向の階段）で、石垣を取り外して行つた。根敷きの石垣（根石）は、外面にて、北の方を一ヶ所、西の方を一ヶ所、深さ四尺余りに掘り込んでみたところ、二尺ばかり、水が湧いてきた。根固めの丸太を吟味したところ、木の性はよかつた（しっかりとしていた）。

石の面から一尺ほどあと（跡）に一本、中程にも一本。都合（合計）二本、いずれも丸太だった。それで木（胴木）は使えると判断して指示した。御用御用人衆が検分し、元の通りに築き固めておいた。

一 戊亥隅より根敷きで東へ十六間余り、同じく丑寅隅石、上より七つの石まで、雁木でとりほぐしていった。築石大小から石とも、上御深井丸内同心番所、裏手方へ取り除けた。右の築石をとりほぐした後には、地形の手当として、閑板を当て、鳥居を立て、松丸太より切barriを入れ、筋交に結んでところどころ、かすがいを掛けた。ただし右の切り張りの上に歩み板を置き（載せて）、ほぐす時、積むときには、シャチ、猫棒を巻き上げに使つた。

（国秘録）では「乾朝右下シ、北側道々取ほくし、并丑寅隅石七ツ下シ、東江折廻四間半筋邊ニほくし、但北側之内東江付根敷ニ而捨間余有来御石垣筋邊ニ残シ置」とある。

丑寅隅に關して七つの石を外したことは他の文献記述とおなじ。東へ四間半斜めに解体して行つたとある。丑寅・北東から「東江折廻」は南

の意味と解する。四間半は解体の手順で、不明門への堀の上側石垣を解体して行ったという意味であろう。北（面）の東側を「捨間余」有来を残したという点は「仕様の大法」に同じ。解体過程と範囲の詳細については、のちほど一七頁にて参考する。

#### 胴木の確認法

これら三つの書物の記述のうち、「仕様の大法」がもつとも詳細だったが、北西隅基礎に使用された敷板、すなわち根固めの（松）丸太（胴木）があつたことは三書に共通する。石の面から一尺ほど後に一本、中程にも一本、都合（合計）二本の丸太だった、とある。

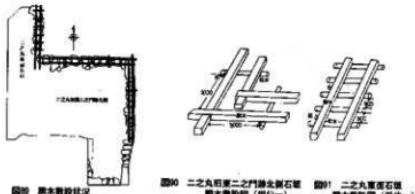
名古屋城の胴木は御深井丸北側や二之丸東門北の石垣で検出されているし、現在調査中の本丸搦手馬出でも見つかっている。

二之丸東門北石垣実測図面によれば、胴木は二本並行であつた。その下に枕木がある（後述）。二本の胴木、そして根石は水平に置かれた。

天守台北西隅の場合、丸太二本のうち一本は前面の石のへりに、もう一本は後方におかれた。大きな石だから、中心が胴木に乗る。こうした状況を示しているのではないか。形状は天守台も二之丸東門も同じである。

#### 胴木の深さ

先に二番石底辺（その頂部）から、垂直なら1・2m下、斜め長さなら1・3m下に根石（二番石）の底があるとした。北西隅F区の二番石底（頂部）は5・9m、よつて根石底は4・7mであることを想定した。胴木はこのさらに下になる。



図版7 二之丸東門石垣で検出された胴木

これまでに検出された他の胴木と比較しておきたい。

二之丸東門北石垣の図では現地盤層GLから1・5m下に胴木、水位（V水位）とする）は胴木の下端でGL-2・5mと図示されている（『名古屋城二之丸東門石垣調査報告書』二七・九五・一五三頁）。G L 7・4 m とある（一四八頁）。地形図（名古屋城平面図H13名城平面1/0000（編集素図））では7・3mとなっている。現地盤層の1・5m下、5・9mが二之丸根石底、胴木上端と想定される。その横に杭が、下に枕木がある。これは天守台で想定した根石底の数値4・7

m（胴木上端）よりも1・2mも高い。水位表記の意味がよくわからぬが、上記では4・9mになる。黄金水で想定した水位3・77mより1m以上高い。二之丸堀は、本来水堀であり、清水があつたことが『金城温古錄』に記されている。

本丸搦手馬出ではD.L.（H.T.P.）0・6mおよび0・8mに胴木がある。水堀であり、水面下に胴木がある。他の空堀での例と比較しても、かなり低い（御深井外堀の水位は3・8m前後）。

御深井丸胴木配置の実測図面はないもよう（現物は御深井丸戌亥橹II清須櫓に保管中）。

## 二 相互の史料批判・複数視点

文献史料調査と目視調査・発掘調査の結果との間に齟齬が見られることがある。再吟味したい。

### （一）宝曆修理の足石と供給地——『国秘録』と現状

#### 修理までの経緯

天守の建物はいくどとなく修理してきた。宝永六年（一七〇九）修理は「御天守大破損」に対応する規模の大きなもので、おそらく宝永四年十月の宝永地震の修理であった（『国秘録』上）。長崎から関東まで津波が押し寄せ、余震が長く続いたから、石垣にも影響があった。ただし、天守台石垣は宝曆工事（宝曆二年・一七五二から同五年・一七五五）まで、大きな修理はされていなかつた。宝曆修理の原因となつたのは、北と西の石垣の孕みである（『国秘録 御天守御修復 中』に、「御天守台石垣、

西北折廻し孕」）。孕んだ原因は不明で、先学・城戸久は宝永地震が原因と想定しているが、孕みが顕著になって、対策が議論されたのは、記録上では寛延三年（一七五〇）である。四十年が経過していた。天守は戊亥隅で本水（本来の水平位置）より一尺二寸三分も下がっていた。徐々に進行というよりは急に劣化したらしく。孕み箇所を一旦埋めて保全対処しようとしたが、その場合、御深井丸との境がわからなくなるという意見があった（『宝曆の大修理の工事過程に関する史料集』・令和元年度石垣部会ワーキング資料）。

宝曆に、北西隅では根底までが掘り出された。足石（交換石・新石補充）についても『国秘録』ならびに『仕様之大法』が詳細である。<sup>10</sup>

#### 石の注文サイズ

「乾（北西）の隅石は長九尺（一丈とも）に巾四尺×三尺武寸が十本、中隅石は長七尺五寸・巾三尺五六寸が八本、隅脇石は長六尺・三尺武寸から（原文「に」）三尺五寸が十七本、〆三十五本は岩崎山より切出し、平築石は三州堅石、長五尺・面二尺五寸四方が九百二十五」とある。

#### 高い再利用率

現状の北西隅は地表上に隅石二十四石が確認され、算木積みになつている（F地区調査で下にもう一石あることがわかっている）。史料には「隅石」と「中隅石」という二つの記載がみえ、両者には長さと巾に差がある。隅石では二十四石のうち十八石、75%が岩崎山から切り出された足石（新石）に交換された。長頸が交互に詰まれる算木積みでは、隅石の短辺側に隅脇石が置かれるが、現状では隅石一石に隅脇石一石が対応し

ているとは限らず、隅脇石に上下二石が置かれることもあって、北面で十五石、西面で十四石が使われている。隅脇石二十九石のうち十七石、六割弱59%が岩崎山からの足石に交換されたことになる。

また平築石は三州堅石、長五尺、面一尺五寸四方とある。三州堅石は幡豆石であろう（幡島・日間賀島は尾張）。岩崎山ではサイズの大きな石を採取できた。幡豆では大きなサイズは得にくかつたけれど、数が捕つた。幡豆の名古屋城石切場（前島・沖ノ島・八貫山）については『幡豆町史』本文編2近世に詳しい。

西北隅以外の隅石の記載がない。他の二隅（北東・南西）に足石はなかったのではないか。積み直しはしたが、從前石を再利用したのではなかつたと想定する。西北隅の毀損度が図抜けていた。

宝曆積み替え分の石の数は、北面は九〇〇石（一列40石×24段で概算）、西面石垣は一八九八石（石垣カルチより全石が一九〇〇石（南側隅石を除く）、うち慶長残存分は下側（底辺）が十五石、高さが五段の三角形で、15石×5段÷2=38石、また北西隅が重複するので24を差し引く）、南面は一二二石（上段十六石（七間相当）、高さ十四段の三角形が交換分）、東側は三十九石（上段十一石（四間半相当）、高さ七段の三角形）が宝曆積み替え分である。小計二〇〇九石となるが、このうち隅石の積み直しは北東が七、北西が二四、南東が一四であつた。これを除いて、宝曆に一旦外された平築石の数は二九六四石という目安の値を得た（取り外し区域の詳細は後述。なお明かり窓は捨棄したので、足石はさらにも減る）。現在計画中の本丸搦手石垣修理でも、三分の二以上、か

なり高率の再利用が見込まれている。

#### 北西隅交換石

現在の北西隅石垣については石垣オルソ・図面からの計測が可能で、隅石の計測値がある。

段(下から)	番号	長さ(cm)	巾(cm)	高さ(cm)
24	U60-0070	150	95	116
23	U60-0270	191	75	77
22	U60-0350	178	92	99
21	U60-0400	181	93	93
20	U60-0600	167	144	86
19	U60-0640	174	112	92
18	U60-0750	247	116	91
17	U60-0820	188	108	98
16	U60-0930	195	102	92
15	U60-1000	208	89	85
14	U60-1150	192	82	99
13	U60-1250	221	104	76
12	U60-1360	226	95	103
11	U60-1390	206	93	76
10	U60-1610	209	119	85
9	U60-1660	253	84	89
8	U60-1700	213	108	86
7	U60-1840	247	123	81
6	U60-2020	235	119	85
5	U60-2080	237	110	85
4	U60-2078	227	104	106
3	U60-2180	242	111	88
2	U60-2210	235	115	86
1	U60-9001	249	99	102

表2「隅石表」(※0段が根石)

隅石には一丈(3m)はむろん、九尺という規定に合うものが一石もない(253cm・249cm・247cm・242cmの五石)が八尺以上。中隅石七尺五寸(225cm)以上は全体上記八尺以上を含めて一〇個で

ある。記述では隅石と中隅石を区別しているけれど、実際は中隅石サイズばかりで積んでいた。文献史料が示す石垣像と現状では差異があるが、『国秘録』の規定は、指示した規格、注文のサイズを示す。

『仕様之大法』に記されるように、石は積まれる過程で整形される。

「隅石、隅根石（隅脇石か）は四方（左右上下）の胴を括り合わせ、小叩き、鉄のかいを入れ、割石を行い、胴かい張り合、扣石を入れる。

平石の場合は胴を括り合せ、胴かい張り合、扣石を入れ、割石かい、大

小から石詰、築石根入が短い分は別に跡石（後ろの石）を置く」とある。

石を築く時は、際まで修羅で引きつけ、築石に胴綱をかけ、棚の上端にねこ棒・車知（大きなロクロ、神樂機）を掛け、築石を吊り上げ、すわりのよいところに置き、石のつら（面）、勾配、左右それぞれの合羽（接合部分）、胴を括り合わせ、墨で印をして、再度築石を車知で巻上げ、鑿玄翁（のみげん）のうか、「藍」は文字通りならば「かがみ」であるが、玄翁で叩くから、字形の似る鑿か）で石の形を作り、なんどもこの作業をくりかえして、いちばん具合がよいところで固定する。」

車知はクレーンに変わったが、基本的作業は現在の石積みと変わることはない。小叩きは表面を整えるだけの軽い叩き整形であるが、割石ともある。玄翁も用いている。石は次第に小さくなつたかもしれないが、一丈もの長さを必要とした草木積み用の隅石を、あえて短くすることはしなかつただろう。岩崎山や輔豆など、石切場からは注文通りに石を揃えることはできなかつた。寸足らずでも、石積みに支障はないから搬出した。よつて最初から不揃いだった、と考える。

## (1) 北西隅根石は慶長のままの石なのか

天守台四隅のうち南東は温存され、北東丑寅は上から七石を外し、南西未申は上から十四石を外した。北西戌亥は安定性を完全に喪失していない、全てを外した。北西隅は歪みとそれが原因の破損が顕著で、天守傾斜の最大原因になった。外した石の数は天守の沈み方、歪みの度合いに応じてもいる（未申七寸七分・戌亥一尺二寸三分・丑寅六寸四分）。

胴木については健全と判断されており、地盤沈下はなかつた。孕みが原因でそれを修正し、天守も修復した。

天守台周辺石垣報告書では、北西隅F調査区にて検出された最下段石は、慶長石の再利用であつて宝曆にも動かなかつたとみている。この一番下の石は砂岩・河戸石（こうづいし）で表面一部の加工处理があつた。それは宝曆勾配に合わせて、元からの石を加工したものと判断されている（卷頭カラーパン）。すなわち最下段石は慶長石を外さずに加工したもので、宝曆足石（新石）ではないとする。報告書は半分地中にある石の下が最下段とは判断していないので、「下へ一段目の石」と表現しているが、6.0mの下（4.8m）が根石になることは述べてきた通り）。

『仕様之大法』では戊亥隅から東方、（根敷）十六間を取り外したとしている（「戊亥隅根敷ニ而東江拾六間余、同丑寅隅石上ち七ツ目迄、雁木ニ取ほくし」）。『国秘録』では「直ニ御堀底隅石迄、双方雁木ニ取り下り」とある。いずれでも「堀底・隅石」までも外していると読むべきだろう。また慶長石であることが確実な北東と南西には序数調石の刻字があつたけれど、この北西最も段石にも、その上の石にも刻字がない。

地表にある隅石はすべて花崗岩系である。宝曆交換石（足石）は岩崎山の花崗岩だつたが、積み直しで残置された慶長隅石もまた花崗岩系だつた（石垣カルテ）。最下部が砂岩であれば慶長石となるけれど、開

石の中ではまったくの異端だった。またこの石はその上の石（二番石）に比べても、さらに三番石に比べても小型である。上からの図を見ると（報告書三〇～三三頁）、外側に広がるよう置かれている。慶長時のものとした場合でも、通常の算木積み、大型石を交互に積む積み方ではなかった。

『仕様の大法』『国秘録』に「取ほくし」「堀底隅石・取下り」とあることから、隅石もいったん取り外されて、別位置にあつた石（隅石ではなかつた慶長石）を根石に据えた、と提案したい。（つまり転石で、再利用である。河戸石加工整形の理由もこの転用にあるのではないか。）

北西隅石（中隅石を含む）は二十五石のうち十八石を新石に交換した。七割強をも交換しており、残した隅石は三割弱であった。隅石石は十七石交換だから、六割八分交換である。壁面の平築石は七割も残され、足石は三割だった。それと比べると隅石では倍以上の交換率である。『金城温古錄』が指摘した、清正臣の名を刻し、加藤家中の自信の現れでもあった刻字石も失われた。徳川家にとつては、減びた他家の失敗記録に過ぎなかつた。根本的な交換が施行された。全荷重を受けていた最下部石にのみ損傷・ひび割れがなかつたとは考えにくく、上部にあつて、損傷が少なかつた石を加工して、据え付けたのではない。

### （三）目視調査による目地線を文献から検証する

天守台四面各面の宝曆積み替え範囲（線）は、「起指図」また『仕様の大法』『国秘録』に記録されている。「起指図」は立体模型であり、解体順序・範囲が図示されているから、一目瞭然である。より詳細な記述が『仕様の大法』『国秘録』である。こうした文献によつて外した石の

具体的な数と範囲がわかるることは見た。これまで名古屋城では外観・目視調査によつて積み替え線（目地・「石垣積み直しライン」）を確認する作業を行つてきた（石垣現況調査、いわゆる「石垣カルテ」、測量技術者と学芸員の協業を経て石垣部会有識者が確認）。

「積み直しライン」を文献資料と比較照合してみた。結論からいえば四隅の石垣の解体の起点は正確であった。すなわち北東隅は七石をはずし、下は慶長石垣を残した。北西は上から下まで全部を外した。南西は上から十四石を外した。南東は外しておらず、すべて慶長石である（戦後の解体を除く）。起点は一致する。しかし終点については、近似しているが、完全に一致しているのかどうかは検討の余地がある。北面については、慶長石残存範囲はより狭く、積み替えがさららに東に及んでいる可能性がある。西面は概ね一致しそうだが、若干ずれるかもしれない。南面は「積み直しライン」がもつと上になる可能性がある。東面は目地推定ラインから受けた印象と起指図から受けた印象にかなりの差がある。

度量衡（大京間・御天守七尺間と公家間六尺五寸）

ただしこの問題の検討の前に解決しておくべきことが二点ある。まず一間は大京間・御天守間七尺なのか、大京間・公家間六尺五寸なのかという点である。

名古屋城の場合『金城温古錄』一巻二三〇頁に「大京間 壱間は七尺、御天守は 六尺五寸・以上は公家 京間は六尺三寸」とある。昭和実測図では天守一間七尺一分、小天守六尺五寸一分、御殿九尺七寸、八尺七寸・七尺八寸四分・六尺五寸ほか、また櫓は一間六尺五寸である。

天守や御殿のような特別に大型の建物では、何百本もの巨木を切り倒して木材を入手した。特注だから、規格品サイズを採用する必要はない。金城『温古錄』も別の箇所では「御当家御令 壱間六尺 名古屋御令 壱間六尺或寸五分」と、江戸間、名古屋間を記している。

建物である天守が七尺だったから、設計段階では土台・基礎である天守台も七尺としたと考えたいが、宝暦の史料に見える数値はそれだと合わない点がでてくる。

北面残（慶長石垣）は「九間」だったのか、「十間余り」だったのか

もう一つの問題は「起指図」と「国秘録」の記述のずれである。天守台北面について「起指図」は、下部東方は「九間残」を保存したとし、「国秘録」は「十間余」を残したとして、数値が違っている。

「起指図」は北面上端西から「八間」、「五間」と図示する。8対5の比率は図上でも正確で、残る箇所に注記がないけれど図上幅で二間になっている。よって「起指図」は天端を計十五間と考えていた。天守の柱数から考えたのである。天守台北面の天端は33.5mある。「起指図」は一間七尺で考へていたようだが、十六間で33.6mだから、一間不足する（公家間六尺五寸であれば十七間で33.15mだから二間不足する）。

「起指図」は計画段階の図らしく、その天端間数には誤解がある。よつて東からは「国秘録」の「拾間余」を採用する。

また「仕様の大法」では西・戌亥隅から東方は根敷にて十六間余、取り外したと記録している（戌亥隅は根敷二面東江拾六間余、同丑寅隅石上右七ツ目迄雁木三取ほくし）。現地表の北面石垣は地表で52.1m、想定慶長根石だと、推定55.5mである。これを七尺で考へた場合には、

十間プラス「余」、十六間プラス「余」で54m以上になるから、現状を超えてしまう。よって、「国秘録」「仕様の大法」の一間は六尺五寸（大京間のうち公家間）<sup>12)</sup>と考えたい。また、以下の表3も参照のこと。

#### 有来の範囲（慶長オリジナル石）

・南西西面 U60

南西隅は「起指図」のほか、

「仕様の大法」にも十四石を外し、北へ六間半、有来（ありきたり）の石垣を残したとある。六尺五寸なら12.7mである。現在の境界線引きでは14mよりさらに延びるようだが、誤差範囲か。

#### ・南西南面 U59

既述のように南西隅は十四石を外した。「国秘録」に、東に七間

筋違いに外したとあり、またその具体が「起指図」に立体圖示され、数値も七間で一致する。南面下部根石は全て慶長石が温存され、天端では西から七間（六尺五寸で13.7m）が逆三角形に外されて、残りが保存された。

南面の目地想定線と「起指図」を対比すると、「起指図」では二番石（中川石）の四つ上、六番石（一番は地中）の横から「ほぐし」

	九間 (東から)	十間余 (東から)	十六間余 (西から)	合計
七尺	18.9m	*	33.6m プラス	52.5m プラス
六尺五寸	17.55m	*	31.2m プラス	48.75m プラス
七尺	*	21.0m プラス	33.6m プラス	54.6m プラス
六尺五寸	*	19.5m プラス	31.2m プラス	50.7m プラス
現在の目地線A	*	東から 22m 西から 30m		下端全体 52.5m

表3 北面下端の間尺

(解体) 域としている。目地線は大きくなつてから上がるから角度の印象が異なる。なお上端(天端)は昭和修理で現存していない。

あつた。現状との差異は工事過程での設計変更の反映なのだろうか。

#### 北面

U6-1と北東隅の場合・有来の範囲現在の想定よりも解体域がいくぶん広くなる可能性もあつて、さらに「一石ほど東に動く可能性があるが、誤差の範囲かもしれない。これまで北面の孕み箇所は半分ほどが宝曆の更新とされたた。もしこの線が移動するのなら、実際の積み替え範囲はより広くなる。」

#### 東面

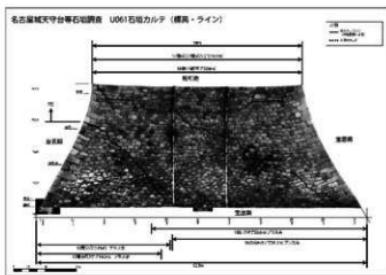
##### U6-2

北東隅から東面については、上から七石を外したことは先の記述からわかる。「東折折廻四間半筋違二ほくし」とあった。上端から四間半、それより斜めに(北に向けて)降つて解体したという意味である。「起指図」によつて、北東隅の上部北側一部が逆三角形の範囲に修理されたことも確認できる。しかし石垣カルテ(石垣現況調査)・U6-2(東面) 目地線は、宝曆積替線を水平方向に線引きし、天端四間半に向けて上昇してない。焼損または昭和修理の影響もあるうが、この線引きは宝曆解体線の記述とは異なつてゐる。ただし四間半は宝曆に増設した明り取りを含む。実際には明り取り分は、四間半には含まれず、別工事になつたのかもしれない。明り取り用の解体と石垣修理とは目的が異なる。明り取り位置は東面のみならず、南面でも現状と「起指図」では異なるつてゐる。「起指図」は手順を示してはいるが、施工計画図で

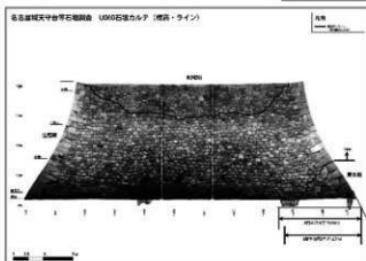
以上文献との照合で、積み直し目地線は一致するところもあれば一致しないところもあつた。目地線引きの客観的根拠は石の大きさと質(岩種)、割り方(矢穴の大きさ)、積み方であろう。慶長石は奥で噛ませて(奥の方に接点を設けて)、表面には隙間ができやすいから、間詰石が多用されている。宝曆石積みでは全体の整形を進めたから、噛ませる面積(接点)が広くなつて、表面接点が多くなり、間詰石使用は少なくなる。矢穴についても、宝曆石垣には「牛の舌形」とされる特異な細長・大型の矢穴があつて、岩崎山現地にも残されている(高田祐吉『名古屋城石垣の刻印』続名古屋城叢書2、一八〇頁)。この「牛の舌形」矢穴は時代ないし石工による技術差か。

宝曆修理工法では平築石はおよそ三割が新石に交換され、七割は慶長石を再利用したと想定した。慶長刻印石も多くが再利用される。慶長石垣を残した近くにて、取り外し石(原位置から移動した慶長石)を再使用すれば、外観上、疑似的な慶長石積みになる。石の大きさと質の差による区別という方法が使えない。旧石、残置石の再使用であれば、二種の新旧矢穴が一石に併存する。

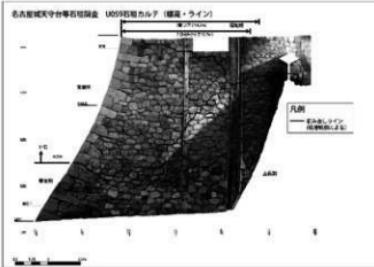
足石(新石)に交換した場所、新技术を用いた箇所では石の切り出し法も変化しているから、明確な特徴・差異が出る。特に隣石の場合には、それが明瞭だから外した石の数と目地線は一致した。しかし旧石再利用箇所は検証がむずかしい。足石(新石)所在地を点(ドット)にて分布を示すことは高い確率の客觀性を持つ。



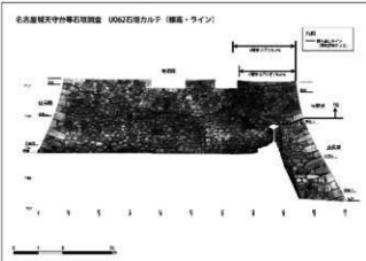
図版8-1 北面石垣 U061 目地線



図版8-2 西面石垣 U060 目地線



図版8-3 南面石垣 U059 目地線



図版8-4 東面石垣 U062 目地線

今回、目地を距離で記録した文献史料があつたから、線引きの妥当性が点検できた。こうしたケースは稀である。各地の城跡で引かれていた目地線も目安であろう。

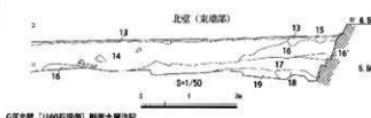
『国秘録』のこの箇所は「御天守御修復之次第井御用懸之靈性名掛札之写」という文書を奥村得義が筆写したものであり、「起指図」も、宝暦当時の尾張藩が作成したものと考えられる。前者は写のさらに転写とはいえ、両者ともに同時代史料である。

天守台周囲の9調査区（B・C・R・D・F・G・H・I・J調査区） 天守台周り内堀では築城時の慶長盛土（石垣築造後の保全盛土）を宝暦改修時に切り込んだ線が、大半のトレーナーで確認できる。慶長盛土を切り込まなければ（recutting）、欠損した慶長石垣が取り外せず、修理ができない。

天守台北・西南一部東で天守石垣底に連続する9調査区（B・C・R・D・F・G・H・I・J調査区）が設けられた。よつて調査断面データは本来的には18面、得られたことになる。いくつかの断面を再度見直す。

### 三 土層（層序）の再確認

以上を踏まえ、つぎに発掘区を読み直す。天守台周囲、とくに北と西での9調査区土層断面は歴史経緯を共有する。堀としての形状を四百年間、保ちづけ、同じ目的の土木工事が同じ時期に行われた。よつて土層は必ず共通点をもつ。巾1~2mと、せまい調査区内だから右壁と左壁は本質的には共通であるし、9調査区を通して基本は共通する。同じ工事が同じ場所、同じT・P（標高）で行われたから、層序は近似する。確認したように根石底は4.7mである。その下に0.3mの胴木とその下にさらに入木が入る（ここまで達した調査区はない）。切土は残された層の直上、一本にしか痕跡を残さない。盛土の方は土が異なれば短期の工事でも幾重もの土層を残す。左右の壁の様相が異なれば、工事は整然としてはおらず、短期間に乱雑に、次々に土が投入されて埋められていた。堀の機能を維持するため、平坦に均してその工事は留まり、終了する。



G区北堀 [U60石垣] 断面土層記述

（G区北堀）D-D'（報告書三五頁）  
天守台西側堀。19層（上端5・50m）が慶長時盛土に該当する（10YR3/2が中心、黒色シルトブロックが混じる。硬度計25mm、硬い）。この慶長盛土19層石垣際が宝暦工事で埋込まれた（上層18、10YR3/2と10YR3/3の混）。

18層は切り込みを埋めた宝暦の埋土である。宝暦の理土作業は平坦に整地され、17層で終了した。

慶長盛土の上は5・6m、下は5・3mであるが、調査はこの高さで止まっている。慶長盛土のじつきいは、下に4・7mまで続く。慶長盛土は厚さ1m近くあった。後述N区（具足多聞石垣西方）で確認される版築は切り込みで消えた。

宝暦盛土17層は、5・50m・5・80mだから30

cmほどで、ここでは慶長盛土よりずいぶん薄い。

#### 《一区北壁》A-A' と 《一区南壁》B-B' (報告書四二頁)

この調査区は一部が深掘りされている。《一区北壁》は、根石の底であることが確認されている。4・7mよりも下、4・5mまでは確実に及んでいる。根石底に桐木を入れる作業は、この空間となり、ここに土はなかった。根石底に桐木を入れる作業は、この空間を利用して行われた。この図のみ0・4m区切りで図示されている。他は0・5m区切りで表示。

#### 《一区南壁》



図版 10 一区北壁・南壁

B-B'をみると、部分深掘りで検出され、地山とされている17層の色は5Y5/2で、他の調査区、D区では「築城期盛土か地山」とされる東壁8層、西壁9層に見られる土色である。また16層(盛土)、17層ともに硬度計指数は20~23cmで差がない。C地区での慶長盛土は厚さ1mほどあった。17層の上部は4・9mの高さがあり、根石底4・7mよりも0・2m高い。地山とすると、手前にある地山を切らずに枕木、桐

木、石を据えたことになるが、可能であろうか。正しくは盛土ではないか。およそ厚さ四尺1・2mの盛土(金城温古錄)とすると、17の下(未)

#### 調査範囲 を含めてから上面11層までが慶長盛土か。

#### 《D区》(報告書二六頁)

D区は西壁(B-B')の土層が東壁(C-C')と別々に説明されていて、東

壁の1~8が西壁では1~9になっており。このうち東壁・西壁の1~4は土層注記が全く同文である。5層の注記はやや異なっているが、西壁5層10

YR4/3は東壁5層10YR4/3と似ると注記されている。两者は同じ色だから同じ由来の土であろう。6層は

東壁が10YR3/4、西壁が10YR3/3と色が異なる。西壁7層は10YR3/4で、土層注記が東壁6層にきわめて類似し、説明でも「東壁6層に似る」とある。

D区東壁7層は西壁8層に同じ色であり、注記も同文、東壁の8層は西壁の9層に同色で注記も同文だから、同一の土層である。D区西壁の6層のみが、東壁に存在しない独自の土層にな

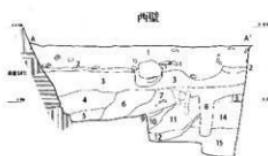


図版 11 D 調査区

る。西壁の4と6は10YR 3/3で同色である。同一標高で同色だから、由来も共通する。6はすなわち4ないしは4'であり、4（準）同一層と見れば、左右東西にみえる層序は対称になり、共通する。4と6の間に間層のように5層10YR 4/3が入っていた。連続する時間帯にて埋土作業が行われた証左である。東壁の7、8層、西壁の8（＝東7）、9層（＝東8）が二重曲線であることも、一々の整地をせずにどんどん埋めた経緯を示している。東壁・西壁の層序は基本は同じで、作業の時間帯を投影する層序である。報告書は東7、8（西8、9）を慶長盛土ないし地山とするけれど、標高5.7mで、根石底4.7mより1mも高く、地山は想定づらい。

#### （C区西壁）

C区地山の理解に不自然なところがある（註4）。報告書では7層上面5.67mが地山で、10層が地上上位とする。地山とされた5.67mの下部には斜め線の層位が9～12層まで重なる。ふつうならば、埋土の過程を考える。根石底4.7mより、1mも高いことも不自然である。報告書自身も地山5.67mは他地域よりかなり高い、と記す。地山と判断した根拠について、報告書は「それより下にブロックで構成される土層の堆積が検出されないことによる」とするが、地層注記では下位の12層に「暗褐色シルトブロック10YR 3/3、褐色粘土ブロック10YR 4/4、5cm大が混」とあるから、矛盾した記述に思われる。何らかの理由で、大きな混乱が生じていたと推測する。地山上位とされた10層の土色は10YR 4/2で、同じ色はこの区にはないが、B区9層（宝曆期か）とある（5.8～5.7m）、D区東8/II西9（5.8m前後）、I区8層（近



図版 12 C区西壁

世埋土、（北5.8～5.4m、南5.9～5.3m）、9層（北5.5～4.8m、南5.4～5.0m）、15層（北5.2m～5.1m以下に統く、南5.2m～4.9m）、と広範にある。この色はごく一般的な土のようで、ほかに近代表土にも見られるけれど、標高5m前後、同一標高で同じ色の土で、むろん同時期の一連の工事現場である。7層以下の傾斜する土層は、どこか共通の場所から運搬された土と考える。報告書がこれら斜め土層を「地業にともなう」とする点も疑問。平行する数本の斜め

線は埋土の過程を示す。<sup>15</sup>

7層以下が水平な13、14、15の前面を斜めに埋めている。北東隅の重要地区だから、宝曆修理時に大きく切って調査し、そののち気に埋めた。13～14層は慶長盛土で、15層も5.3mから下に統く。根石底II相底II地山頂部が4.7mであり、それより高い地層は、地山ではなく慶長盛土と考える。

#### （地形根切）

報告書三頁、および調査日誌に経緯、また六三頁に記述があるように、有識者また二〇一九年十二月二十七日石垣部会配布資料にあるように、指導の再開後から、地形根切保全が強調されてきた。

根切 Root cutting は地形（地業）に伴うもので、多くの城や、またそれ以外のふつうの建築にみられる。いっぽう根切が検出されない石垣も、たとえば長崎奉行所跡（旧長崎県庁遺跡）、竹田市岡城跡（岩盤上）、

肥前名護屋城正丸（岩盤上）など多くがある。海城や台場では杭を打ち十露盤（枕木）を置き、その上に土台（胴木）を載せる（第17回『全國城跡等石垣整備調査研究会記録集』津山市教育委員会・令和二）。こ

のように根切がないとも力学上問題のない石垣は多数ある。根切保全論は根切の埋め方がいいのかどうかで保全度が異なるという考え方のようだが、根切の保全が不完全で、それが原因となって石垣が緩んだり、崩壊した例はおそらくないし、そう説く論文もない（盛土の上に根石を置いたことが原因で、石垣が動搖しやすく、しばしば積み直し例には唐津城がある。根石自体は動いていない。註6）。根切保全概念では石垣根石直前にある地山の存在が大前提になる。地山はもともと強固な地盤だから、基礎にはそのまま利用され、整地のための盛土はかえって弱くなる。地震時の液状化現象でわれわれも経験すみである。盛土上の石垣構築は極力避けた（唐津城では鞍部地形であるために盛土を行った）。

築城過程では根石底のレベルまで地山を切つて堀底に、石垣基礎・胴木も地山の上に置くことが合理的で一般的である。名古屋城では堀底高4.7mから胴木・枕木面4.4~4.3mに向かって根切 Root cutting が行われた。水平に床掘し、枕木を置いて水平に胴木を据えるためである。4.4~4.3mより1m以上高い標高5.67mに地山頂部があつて、そこから前方に地形（地業）根切を想定することは（C区・註4）、工事のプロセスとして合理的ではないし、そのような土層は18近くある土層断面のうち、5mレベルまで掘り下げるにしても検出されてい

ない。石垣築造後に、根切は堀底も含めて四尺ほどの厚さに盛土されて、完璧に保全される（註7）。

#### 〔N区北壁〕

つぎは天守台回りをはすれ、N区トレンチをみる。小天守西、具足多聞跡石垣西方の調査区北壁に、慶長期版築と思われる土層が検出されている。ここでは慶長の面、8および9層が図示されている。特に9層は

硬面があり、二種のシルトが帶状に堆積し、版築状に叩き締められる（硬度計22~28）。

10層上端は5.2mで天守台根

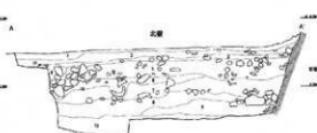
石底と想定した4.7mより0.5m高い。9層・10層とも

に土色は2.5Y4/3で共通する。この色はI地区にて、

築城期盛土と判断された16層と同じ色である。報告書は「地山か」とするが、版築もあり、やはり築城期盛土とみたい。

版築はその石垣際2mに施行された。6層には瓦片が含まれ、宝曆盛土が及んでいるようだ。なぜか南壁の図は掲載

図22 築造の断面



土層断面図（北壁）

図版 13 N 区北壁

されていない。

慶長築城時には版築を施工した場所もあることが確認できた。版築盛土は上端が5・3m、下端5・10mであった。天守台西面での版築をともなう慶長盛土は、宝曆工事の際、石垣改修のため基礎まで掘り込まれたので、大半は消滅した。

#### 本丸内堀における根石の保全

以上、内堀掘削と本丸石垣築造、および宝曆修理の過程に対応する内

堀土層断面への現れ方を、

1 堀底までの掘削（底面は地山＝熱田層）4・7m  
2 排土の搬出と台形成（天守・橹台・本丸地盤）

3 脛木・枕木埋設のための地形（地業）→堀底より地形面（床）へ  
の切り込み（床掘・根切 Root cutting・石垣積み上げの開始）4・

4 石垣完成後、根石保護のための埋土（慶長期盛土）5・9m  
5 宝曆修理工事→石垣の基部を覆う慶長期盛土への切り込み  
Recutting

6 宝曆工事後の埋土（廃棄物処理も兼ねる）→（瓦を含む盛土）およそ50cm  
と考えた。

土層は忠実に経緯を示していた。堀底を掘る場合、地山は根石を置く予定の計画高さ4・7mまで掘削して、平原に均した。根石底4・7mより上に地山はない。堀底に凹凸が残置されているような不自然な様相は

なかった。石垣完成後に石垣保全を目的として四尺埋められ、堀底は5・9mになった。最後に崩される運搬用斜路の土が利用されたのではない、か。

#### 四 本丸堀はなぜ空堀になつたのか

名古屋城の堀は、北側・西側の外堀（御深井堀）が水堀で、二之丸堀は、いまは空堀だが、江戸時代には西門から南側を経て東鉄門まで水堀だった。三之丸堀は東門北が空堀、東門から本町御門が水堀、御園門辺は空堀、御園門西方から中下門までは水堀で、御深井堀は水堀である（御城図之図・徳川美術館所蔵）。本丸搦手馬出堀は南から東は空堀だが、北へは暫時下がつて、水堀である御深井堀に連続していた。

一番中心にある本丸内堀は空堀だった。なぜこうしたちがいや、水堀と空堀の混在があるのか。水堀は防御性に優れる。空堀は深さで防御する。水堀は水を得やすい海城や、河川を持つ城で選択される。伊勢湾や、また瀬戸内の海城は水堀になる。五条川べりの清洲城は水堀だったと考える。海に近い江戸城はほとんど水堀で、日比谷入江に由来する汐留川・京橋川・日本橋川（平川）に直結する瀬には海水が入つたし、高台の分水嶺にある四谷見附南の真田堀から、それに続く赤坂弁慶堀・溜池へと段差で水堀が連続した。他の大名も同じであろう。

内堀の白鳥堀・溜池は、雨水・湧き水で水堀となっている。徳川氏の城は江戸城あるいは大坂城、駿府城など、いずれでも水堀志向だったし、おなじく台地上の二之丸堀も大半、水堀にした。本丸搦手馬出堀は名古屋城は水路のない台地上に築かれなければ、三之丸一部を水堀にし、おなじく台地上の二之丸堀も大半、水堀にした。本丸搦手馬出堀は

対岸、御深井御殿への船による往来があったから、利便性の觀点から陸地（空堀）であった。本丸堀は空堀であるが、大雨が降るとしばらくの間漏水している。水堀を選ぶのか、空堀を選ぶのか。その選択には、かならず判断理由・必然性がある。

巨大天守はふつう本丸の中央に置かれ、独自の台を持つ。江戸城・大坂城・姫路城・熊本城ほかである。大型天守は独自の天守台を持つものが多いと見える。江戸城寛永度天守の高さは45m、天守台の高さは14mである。名古屋城の場合天守は36m、天守台は東側で約12・5m、西側と北側が空堀で約20mになる。

堀（水堀）に面する巨大天守は名古屋城の兄弟城たる駿府城がある。ほかにも広島城、松本城、萩城、讃岐高松城、八代城などがある。いずれも天守は名古屋城より低いし、天守台石垣の高さも名古屋城ほどに高いものはない（高松城で14m、八代城で12m）。

巨大な名古屋城天守は空堀に接していた。本丸の隅角にあって、高石垣を持ち、かつ深い空堀に面する。熊本城であれば天守ではなく、櫓（字土槽ほか）の位置が類似する。宇土櫓の高さは19mで名古屋城天守の約半分、高石垣は20mで、ほぼ同じである。稀有で孤高の巨大天守に思われる。名古屋城天守特有の規模・構造と堀、そして石垣を支える根石の構造は一連の設計で一体である。わずかな歪みでも窓は開かなくなる。天守の機能を維持するために、細心の注意を払った。水堀であればどう保全できるのか空堀であればどう保全するのか。名古屋城独自の工夫、配慮があった。

『金城温古錄』には、名古屋城の石垣根石は埋土によって保全すると書かれていた。枕木・胴木は相互に杭や縦手で動かないように措置され

ていたし、空隙部にはガラ石・砂利・土を入れる。さらにも根石前面も直埋めてしまつたのだから、枕木・胴木・根石、いずれも水平移動・垂直移動の可能性はない。土で前面と上部を厚く梶包されれば、もはや根石が動くことはない。空堀である本丸内堀では最善の保全方法であつた。地震時に動く確率が高いのは、根石以外の上段・中段であろう。天守をはじめとする櫓群を上にいたゞく本丸石垣では埋土保全法が採用された。内堀が空堀になつたのは、この保全策故かと想定している。水堀は機能上埋めることができず、また水確保のために深さを求める。水堀での埋土保全法はあり得なかつた。よつて空堀でしか採用されない。序数石がこれまで本丸内堀でしか見つからないのも、このためかと想定している。大地震では差が出たのではないか。

盛土は慶長に一度、宝曆に一度、のち戦後にも行われた。調査区の地層に明らかである。宝曆工事では胴木は再利用したが、根石は交換していた。宝曆工事における慶長盛土への切り込みは、ほぼ全てのトレンド面で確認される。また宝曆修理終了後にも埋土が行られている。堀は深くなければならないから、むやみに埋めないはずだが、宝曆工事后にも再埋土をした。瓦が含まれるから廃棄物処理も兼ねていた。結果として本丸内堀石垣は慶長盛土、宝曆盛土の重量で二重に保全されてきたといえる。

名古屋城の堀は水堀と空堀が混在する。本丸内堀は空堀にする必然性があった。名古屋城天守は本丸の隅にあって、深い堀に面していた。天守の荷重を石垣が受けた。天守台石垣は完璧な強度を要求され、いかなる地震にも耐えなければならず、基礎は通常の数倍の強さを持つたけれど、宝永地震などの影響は免れ得ず、宝曆修理の着手に至り、天守台四

隅のうち、北西隅は根石構造が変更された。

## 五 ハードとソフト 石垣技術・敷葉工法

遺構には残りづらいため、現在では忘れられているが、石垣保全上、重視すべき技術・視点がいくつもあった。

慶長地震にて加藤清正をはじめ、諸大名が伏見城天守の崩壊を目撃した。安易な石垣積みを大名らは固く戒めた。江戸時代には地震への備えと工夫を主眼に、石垣が積まれていた。

甲府城天守台では既存石垣の内部に石積みがあった（『甲府城跡』IV、一九九六）。地中石垣・裏石垣・地中梁と呼称している。整然とした端正なものではなかったが、土留効果を目的としていると思われた。駿府城天守台には石垣表面に垂直なグリ石の埠頭状の列、多数があつたし

「仕切り石列」とよぶ、福岡城上ノ橋門石垣でも同様の遺構が検出されている（裏ごめ内石列）と仮説。いずれもハード面での地震対策、グリ石の動搖を防ぐ装置だったと推測する。こうした先人の配慮は目に見えない場所にしか残されないので、表面観察の限りでは気づかない。

古来、敷粗朶・敷歛朶（敷葉）工法があった。古代の古墳や大宰府水城、狹山池の堤防、また藤原京・平城京など軟弱地盤上の道路建設などで使用された。発掘調査では歛朶の葉は土中から出土した瞬間は緑を保っていたといふ。古代人は土中にとって、空気に触れなければ、葉が腐朽しないことを知っていた。狹山池は数層におよんで構築された。柳などの枝を用いた粗朶沈床（敷粗朶）工法は、中国大陸由來の知識である。柳池は数層におよんで構築された。柳などの枝を用いた粗朶沈床（敷粗朶）工法は、現在でも河川管理技術に用いられている。

敷葉の方は現在ではおそらく用いられない。しかし中近世の事例はある（篠岡城土塁（二俣城跡・鳥羽山城跡総合調査報告書）二〇一七）、松江城城下町・武家屋敷土手（城山北公園線都市計画街路事業に伴う松江城下町遺跡発掘調査報告書）4、二〇一四など）。時代を通じての普遍的な土木工法であったと思われる。

以下は近世の石垣築造において、歛朶が敷かれた事例である。天保十二年（一八四一）の段階に干拓地の石垣で歛朶の「縦」（東である）が大量に用いられていた。肥後国錢塘・学科開干拓での石垣工事である（『新熊本史』近世III 656・個人蔵）。『学科開』は藩校時習館の維持費を負担する干拓地である。海辺に石垣を積む時に、多量の歛朶を使っている。

## A

歛朶七百五十疊（一疊につき代金五分、以下も同じで一文の半分。計三百七十五目）。

「石垣敷きした（歛朶）」、「裏建した」（「石垣裏建した」とある。石垣工事で「敷く歛朶」の意味で、「裏建」は裏側（海側ではなく、陸側）の石垣の意味か、あるいは石垣裏（背後）の意味か、いずれかであろう。）

## B

歛朶八千四百疊（代四貫二百目）  
「挿した」（はさみ歛朶）とあるから、どこかの位置に挿むシダ。代金は同じく、五分。割石が一つにつき一匁。割石の半分の値段である。網は一束二匁。シダは繩の四分一で安いけれど、割石の半額だから高額ともいえる。

C

塘の長さは千五百七十五間、歯架十二万六千百九十五縫を使用。

D 五万八千九十九縫

Dは右記Cが五割増になった、とある分。C、Dで総計十八万縫弱だから、ただならぬ数の歯架の縫が使用されたことがわかる。

「した（歯架）押さえの竹」を「荒見」に敷いたとあるから、歯架束と竹を組み合わせてもいる。「問通五縫」、長さ一間に歯架五縫で、ぐり石についても「問通一坪合」とある。「問通」に歯架とぐり石を置いたらしい。塘は根置・留高が長さの単位で示され（以上の単位は問合）、問通は面積を単位とする（単位は坪に統いて、合）。「なるだけ厚くしないと、歯架が一つになつて、潮が漏れる」ともある。

敷き葉工法は敷き粗朶工法が主流だが、歯架も多い。近世の石垣でも歯架が使われていた。敷き歯架の目的だが、石にも土手にも使用しているので、石垣と土手の地形（地業）の強化に関わるもので、おそらく古墳時代の敷き粗朶工法と共通性がある。干拓堤防の石垣は、日常的に海水と波浪の影響を受けるし、台風時には強い外圧がかかる。石垣が崩れれば、干拓耕地と村が壊滅する。グリ石の動搖には特段の配慮が必要だつた。

城郭石垣の基礎工事にこの工法が用いられた事例が『明良洪範』（巻八）に記されている。江戸城普請で担当した加藤清正家中・森本儀太夫が十四歳から十三四歳までの子供に葺を踏ませて、沼を固めた。工事は遅れたものの、首踏をせずに早くに石垣が完成させていた浅野長成家では、大雨でその石垣が崩れて再度築き直した、とある。この葺は低湿地における敷き粗朶であろう。おそらく名古屋城でも御深井丸ほかでこの工法が採用されている。

森本儀太夫に関しては、寛永九年（一六三二）カンボジア・アンコールワットを訪ねて墨書き銘文を残した森本右近太夫一房があり、その父森本儀太夫一吉も銘文中に登場している。この儀太夫が『明良洪範』の人物となる。一房の一行は寛永九年アンコールワットの図面である「祇園精舍図」（徳川ミュージアム・所蔵）を作成したとされている。作事普請を家業としていたようだ。その銘文中には「（略）尾州ノ国名谷之都後室其老母者□明信大姉（略）とみえ。後室は儀太夫の妻で名古屋出身者だった可能性がある。摺州北西池田の住人と記された森本儀太夫が名古屋に関連する所から、加藤清正に従つて名古屋城を築城した時であろう。石垣普請の名手であったから、失われた名古屋城天守台北西隅の銘文石には彼の名があつたような気がする。『肥後国誌』を著述した森本一瑞の祖でもある。

「抜み歯架」や粗朶を不織布などの機能が類似する素材に置き換えたものが、ジオテキスタイル工法である。グリ石の動搖を防ぐ上で大きな効果が期待できる。ジオテキスタイルという語感は新しい。しかし敷葉、敷枝（敷織）工法そのものは、伝統的で普遍的である。素材は現代のものに代替されても、発想は古代中世以来のアジア的技術といえ、その繼承には大きな意味がある。

特別史跡熊本城跡の馬具櫓は積み直し・再建工事をしてまもなく、平成二十八年熊本地震で崩壊した（整備報告書は同年三月末日の日付で刊行されているから、そのおよそ一ヶ月後に崩壊した）。二度にわたる震度7には耐えただれど、そのあと毎日繰り返される震度3から4の余震

でグリ石が下がり、本震後一ヶ月弱で崩壊した。地震で崩壊した石垣は馬具槽以外にも西大手門など、平成に国庫補助事業で新たに積み替えたり、新規に積んだ石積が多い。創建時の慶長石垣が残る一方で、近年の石積が崩壊していった。新規修理では何かが忘れられていた。わたしは馬具槽修理委員会の委員長を務めていた。議論のなかで保全とりわけ地震への対策、グリ石抑えの発想を全く欠いていたことに責任を痛感している。同じ轍は踏んではならない。

「石垣整備の手引き」は石垣の価値と保全の基本を「歴史の証拠」の維持、「安定した構造体」の保持に求めている。このうち「安定した構造体」が下部にある。いかに歴史情報を残そうとしても、崩壊すれば「歴史の証拠」は失われる。東海地方はやがて巨大地震が起きると想定されている。危険は排除したい。伝承すべき技術と背景にあった構造心が途切れではないか。技術（ソフト心）についての議論はほとんど聞かない。ハード面でも、ソフト面でも、近世石垣・四百年の歴史、先学、先達の装置・技術・心を継承したい。（服部）

1 藤井重夫「名古屋城石垣符号につけて」（『名古屋城の諸研究』同本良一編、「九八二」によれば、「符印」とは「大名の家紋をはじめとして、文字や多種多様な記号類など」であり、刻印と墨書きに大別されるとする）  
2 高田祐吉「名古屋城石垣の刻紋」（続「名古屋城遺書2」、「九九九」）、同「名古屋城・石垣刻紋印が明がす築城秘話」（「〇〇一」）、同「特別史跡 名古屋城天守櫓石垣の刻紋」（「九九九」）など。

高田氏は名古屋城における市による文化財的調査が本格化する前から、在野で石垣調査を実践してきた。本丸搦手馬出石垣解体の際にも、刻印や墨書き類の記録と資料化に尽力され、その結果、多くの調査報告書が現存する。

3 許一勇の藤井祐文のほか、築城史研究会「藤井重夫『大坂城石垣調査報告書』（一〇一九年、一〇〇頁）による。また、後者の文中で、瀧辺武「因説再見大坂城」（「九八三」）のなかで使われている「漫刻印」という用語をも紹介している。

4 地山高きは「特別史跡名古屋城跡 天守台周辺石垣調査のこれまでの成果について」（石垣部会添付資料、資料2参考2）に記述があつて、北端で5.0～5.6m・西端で4.5～4.9mとある。地山とされた5.6mは調査区の西壁断面に見える7層上面5.67mを指す。発掘確認できた根石底面南西で4.7m、北東でもほぼ等と推定できる。石垣底面が三方で同じ高さなのに（後述、根石底面より1mも高い地山が廻底の一部にある）のは不自然で、廻底の形状は平坦ではなく、高台があったことになる。こうした構造が、もし名古屋城内側で採用されていたのなら、天守台周囲には9本もの調査区が設置されたのだから、他の八カ所の廻底いずれかに、かなり現れるはずだが、それがまったくない。地山に関する判断について詳細を後述する（未稿一二二頁）。

5 脇木について、「土台木」の語を使用すべきだという提案があることを承知しているが、「土台」は「Sill, ground sill」、上部重を基礎に伝えるため、柱の下部を連結する水平材（『土台語彙典』）で、建築用の木である。鍛冶も柱、根木掛けなどを受ける水平材として多用される。土台木という言葉は、脇木ではないこの建築材を意味する用法が一般的である。よって本稿は脇木、ないしは史料に見える「敷松」、「根固め丸太」の語を使用する。

6 御深井丸側の石垣については張組の構造がわからていない。もし底土の上に築かれているのなら、脆弱な石垣となる。曲輪の面積が確保できないために、やむを得ず盛土と共に石垣を構築した例は、唐津城（肥前）がある。石垣の積み替え段階（目地線）が六回検

- 出される」とされ、石垣が弱い事例とされる。根石は動いていない。本稿一四四頁、「唐津城跡本丸一」、「唐津城跡本丸二」(一〇一五、「唐津城大解剖」)二〇一七、いずれも唐津市教育委員会
- 7 根石を傾けて前面(外側)を高くする場合、胴木は一本になる。「福岡城跡 福岡城中堀跡の調査」一九九七。
- 8 発掘中、5・65mから「湧水」があったと記述されるが、恒常的な湧水の意味ではなく、一時的な漏水、雨水の浸出のことである。
- 9 御深井丸の東、庭園橋の石垣には、明治十二年(一八八〇)成立の「西春日井郡」なる朱筆書きやドリルの痕跡がある(高田祐吉「名古屋城石垣の刻印」続名古屋城墨書き、一〇一四八頁)。
- 10 「仕様の大法」のみに以下の記述がある。
- 右足石(略)長九尺から一丈まで
- 右之外 小牧村辺・小金山・白鳥御材木場・太鼓櫓御堀内等、前々より有美候御石垣石場所所取入、夫々足石二組用候。
- 白鳥御材木以下は石切堀ではないけれど、慶長癸酉石が若干あつて、足石になつた。小金山は水野村か(蓬左文庫蔵「尾張志行春日井序」)、「水野山御石垣御道筋絵図」。
- 11 石垣調査では岩極<sup>1</sup>との分類がなされていて、北西隅石はすべて花崗岩類になっている。
- 別に足場を組んでいたときの觸面データが石材カードに記録されていて、花崗岩類、花崗斑岩、花崗閃长岩に分類されている。隅石は花崗岩が四つ、花崗閃长岩が三つで、残り十七石は花崗岩類とある。三番石:「すなち序敷石がなく、宝磨磨石があつて岩崎山石がと推定される石は花崗閃長岩とされている。(花崗岩と花崗閃長岩のちがいは成分比で产地は同じになることがある。岩崎山石からは花崗閃長岩も産出したようだ。」
- 12 深さについて、井戸などでは「間」を含む記述があり、「深さ曲尺」「二間」とある。井戸黄金水はこれを六尺で計算した場合でも、ケーラン敷設時の実測値よりも深くなるので、「一
- 13 間六尺(曲尺)だったと考えておく。綱で計測したから、六尺で報告したのであろう。
- 現段階に至るまで石垣カルクはいくとも縁引きの差更が行われた。紀要前号の深谷淳津には北(U61)および西(U60)の二面が、また木村有作参考には北(U61)、東(U62)、南面(U59)での目地縫を示す図が引用されている(二二二一、二三〇頁)。それぞれに調査の時期差があるので、縁引きが異なっている。縁引きの困難さを反映しよう。北面と西面については後見解として(一〇一九年十一月二十九日作成のもの同年十二月二十七日石垣部会配布資料として電子公開されている)いわれも紀要にそれが著者が引用した段階の線引きとは異なっている。東面、南面は以下に図示する。
- [https://www.nagoya-sjcty.nagoya.jp/tenshu\\_information/uploads/88d15e0180a8baSheet4d44fca0dc4b0097.pdf](https://www.nagoya-sjcty.nagoya.jp/tenshu_information/uploads/88d15e0180a8baSheet4d44fca0dc4b0097.pdf)
- 14 一端は參照データ整理中(報告書未刊)。両壁のどちら片側が報告されてない例や、大正頃の実測例で重なった例もある。
- 15 土の取扱場所については「国史跡」に「今般御施築候土取場之備、御深井丸之内四ヶ所并御宮後御門之内にて取扱候御石候外、程遠き所より持運よりも先進て往御吟味有候、御天守近付御無經出しにも旨被御付之場所所見立、格好宜し候土取置」とある。
- 16 [https://www.nagoya-sjcty.nagoya.jp/tenshu\\_information/uploads/88d15e0180a8baSheet4d43a0e34f0b97.pdf](https://www.nagoya-sjcty.nagoya.jp/tenshu_information/uploads/88d15e0180a8baSheet4d43a0e34f0b97.pdf)
- 17 石垣の歴史は仙台城でも報告されていて、捨て石を含んだ5mの盛土が報告されている。仙台城本丸一回調査、仙台市教育委員会、一〇一九、「唐津城でも根石、石片であるが、50cm盛土、前註6報告書」調査中であるが沼津市御國寺天守台前面石垣でも前面盛土が存在する。
- 18 「根切」について、「日本語大辞典」は、「壁または柱を建築するとき、地面に穴を掘ること」。また、その掘った穴、角掘り、縦掘り、丁脚り、布掘り、壺掘りなどの別がある」と

する。『日本建築辞書』もほぼ同文で、英「Trench」とある。「図説建築用語辞典」では、「建築物の基礎や地盤を作るために地中に地盤を掘削すること」として掲載。『建築

ば振り』を示している。これらは地形・基礎工事に伴うものとして説明している。「建築土木5万語辞典」では「cutting, excavation, pit excavation, trench」として、英語になると掲載。全文般を含む、宮内段階は軸本を再適用した石垣積み直しだから、改めての基礎工事は行はなかつた。基礎工の切り込みを行ひない盛土の（再）掘削は「recutting」で、それを切り「root cutting」というのは甚大概念ではないか。根石の强度・安定度には問題がないと考える。切る場所に一度手間で盛土する必要性があるのか、とも考える。小矢守でも御殿側の屋上に「cutting」があるが、工事は天守石垣築造後であろう。なお「日本国語大辞典」によれば、「ねぎり」（根切虫など）と「ねぎり」は別の言葉で、建築用語は「ね

ぎり」である。

19 C 地区は、北壁二面、東壁二面ほかの断面図、右刷注記を欠く。

御深井丸組、西之丸組では、もし刻字があったとしても水中になるので、検出は当面不可能である。下門には九十度回転して、縱になった「」の字が二つある。一つは横向るの変形序数石である。その横にも「」字がある。

20

大阪城では水廻であっても序数石が石がある。ただよ埋土とともに根石の所在を示すやのではなく、丁場境の番号と推測される。築城古跡会「大阪城 石垣調査報告書(1)」(100c)には左側は九曜紋が連続し、細川家丁場、右側には「木に丸」紋が連続し、右

出木下家丁場、そこに下から十九段目が始まり、三十三までおよび間から十五間までの數字が刻された六角彌頭が割削されていて、壯觀である。名古屋城の細川家丁場、鍋島家丁場の境に似るが（「意、より複雑である。ほか西外堀では七日（七月）、九日、拾日、十七日、十九日、二十一日、二十四など、北外堀では五七、一十七など、内堀では九、一、二など、多くの數字石が報告されている（今川行弘「大阪城の歴史」二〇〇二）。名古屋城の序数刻字とは趣旨が異なるようである。

国土交通省 信濃川下流河川事務所ホームページ

[http://www.hirainfo.mlit.go.jp/sitou/sitou/syouniku/archives/04\\_kinomo/kinomo\\_43201.html](http://www.hirainfo.mlit.go.jp/sitou/sitou/syouniku/archives/04_kinomo/kinomo_43201.html)

碑文はテクニコールワットの「」所にあるが、ボーボト時代クメーラルージュによって墨やペンキを上塗りされて現状ではわからない。また下記清水篠吉によれば、同じ寛永年墨書きが「」あつて、一例には墨画から「正」月、また「尾園住人」とあるという。森本墨書きと共に通性がある。「尾園」の用例はあまりないが、『駿国筆志』（天保四年・一八四三）という例はある。尾張と寛永九年正月のアンコールワット訪問は関係が深いものであろう。

黒板勝美「アンコールワットの石柱記文について」『史学雑誌』四一編八・昭和五年・春頃写真  
清水園三「アンコールワットの石柱にのこる日本墨書きの調査」松本信弘編「インドシナ研究 東南アジア編民族文化総合調査報告(1)」一九六五  
早川義郎「アンコールワットの日本人墨書きについて」『法書』七一・七二  
中尾芳治「アンコールワットの墨書きを残した森本右近太夫一家の父、森本義太夫の墓をめぐらし」『京都府埋蔵文化財論集』6-7  
[http://www.kyoto-fu-muhin.or.jp/dmu/kankou/kankou-pdfs/trousyuu6\\_35inko.pdf](http://www.kyoto-fu-muhin.or.jp/dmu/kankou/kankou-pdfs/trousyuu6_35inko.pdf)  
[http://www.kyoto-fu-muhin.or.jp/dmu/kankou/kankou-pdfs/trousyuu7\\_8inkao.pdf](http://www.kyoto-fu-muhin.or.jp/dmu/kankou/kankou-pdfs/trousyuu7_8inkao.pdf)

注記・本稿の文責は、「一章」は木村、「はじめ」と「二章」は服部にある。要旨も服部が執筆した。服部の見解は二〇二二年一月十二日センター内・学芸報告会で発表し、貴重な意見をいただいた。二章は石垣部会指導のもとに作成された名古屋市の一〇一八・一九年当時の公式見解（『特別史跡名古屋城跡 天守台周辺発掘調査報告書』）とは、慶長盛土・地山の理解ほか、文献記述をふまえての見解など、大きなちがいがある。本紀要二章はあくまで服部個人の見解であることをおことわりする。現在も本丸内堀発掘調査は進行中で、新知見が得られつつある。議論を重ねることで、歴史の実像に近づくと信じる。

また成稿の過程でセンター職員各位、また竹中工務店・片庭修氏、豊島憲一氏からご教示を得た。記して感謝したい。

#### 《Title》

Consideration of Nagoya Castle Honmaru Ishigaki;Why is Uchibori an empty moat where water does not collect?

#### 《Keyword》

Integrated Study of the Monument, Ishigaki;stone wall, Kinjyo-Onkoroku, Moat with water, Empty moat, Stone engraving ordinal number, Allotted range, Engraved, Aijirushi;Marks to distinguish from others, Base-stone, Corner stone laid on the root, Stone wall swells, Tashiishi;Exchanged stone, Logs for timber footing, Best way to fix and preserve root stones, Civil Engineering method with leaves down, Lay the fascine underneath, Lay the fern underneath

**{Title}**

Tekisui Roof Tile excavated from Nagoya Castle Ninomaru Garden (Present document)

**{Keyword}**

Tekisui Gawara;Tekisui Roof Tile, San Gawara;San Roof Tile, Bunroku-keicho War(Imjin Disturbance, Chongyu War)

## 註

- (1) 例外として島根県富田城からも滴水瓦は出土している。ただし島根県を含む山陰地方は古代から朝鮮半島との繋がりがあり、対馬同様に日本海を通じて朝鮮半島と隣接しているともいえる。
- (2) 琉球の軒平瓦は明朝系、高麗系、大和系に大別できる。なかでも明朝系と高麗系は滴水瓦である。琉球のグスクから出土している滴水瓦は主に明朝系である。
- (3) 瓦左側が欠損しているものの、版を二度押しした痕跡が左端で確認でき、およその版の大きさを計測することができた。
- (4) 名古屋城二之丸庭園で2014年に出土した「滴水型桟瓦」の高さが約6cm、名古屋城三の丸遺跡から出土した4点の「滴水型桟瓦」は5~6cmである。

## 参考文献

- 愛知県埋蔵文化財センター 1992『朝日西遺跡』
- 愛知県埋蔵文化財センター 1990『清洲城下町遺跡』
- 愛知県埋蔵文化財センター 1992『清洲城下町遺跡2』
- 愛知県埋蔵文化財センター 1994『清洲城下町遺跡3』
- 愛知県埋蔵文化財センター 1994『清洲城下町遺跡4』
- 愛知県埋蔵文化財センター 1995『清洲城下町遺跡5』
- 愛知県埋蔵文化財センター 1996『清洲城下町遺跡6』
- 愛知県埋蔵文化財センター 1997『清洲城下町遺跡7』
- 愛知県埋蔵文化財センター 2002『清洲城下町遺跡8』
- 愛知県埋蔵文化財センター 2005『清洲城下町遺跡9』
- 愛知県埋蔵文化財センター 2013『清洲城下町遺跡11』
- 愛知県埋蔵文化財センター 1990『名古屋城三の丸遺跡1』
- 愛知県埋蔵文化財センター 1990『名古屋城三の丸遺跡2』
- 愛知県埋蔵文化財センター 1992『名古屋城三の丸遺跡3』
- 愛知県埋蔵文化財センター 1993『名古屋城三の丸遺跡4』
- 愛知県埋蔵文化財センター 1995『名古屋城三の丸遺跡5』
- 愛知県埋蔵文化財センター 2003『名古屋城三の丸遺跡6』
- 愛知県埋蔵文化財センター 2005『名古屋城三の丸遺跡7』
- 愛知県埋蔵文化財センター 2008『名古屋城三の丸遺跡8』
- 金子哲 2017『江戸瓦の生産と近世瓦の展開』『第66回埋蔵文化財研究集会 幕藩体制下の瓦—近世都市遺跡における生産と流通— 発表要旨・資料集』
- 木戸雅寿『寺院の瓦から城郭の瓦へ—注近世瓦研究の現状と課題—』1997『帝京大学山梨文化財研究所研究報告集』第8集
- 清須市教育委員会 2007『清洲城下町遺跡1』
- 清須市教育委員会 2009『清洲城下町遺跡2』
- 清須市教育委員会 2012『清洲城下町遺跡3』
- 清須市教育委員会 2012『清洲城下町遺跡4』
- 清須市教育委員会 2013『清洲城下町遺跡5』
- 清須市教育委員会 2013『清洲城下町遺跡6』
- 清須市教育委員会 2013『清洲城下町遺跡7』
- 清須市教育委員会 2015『清洲城下町遺跡8』
- 清須市教育委員会 2019『清洲城下町遺跡10』
- 杉本宏 2017『桟瓦の成立と格一山城地方を中心に—』『第66回埋蔵文化財研究集会 幕藩体制下の瓦—近世都市遺跡における生産と流通— 発表要旨・資料集』
- 中井均 2005『滴水瓦の伝播と展開—特に文禄・慶長の役を中心として—』『龍谷大学考古学論集』
- 名古屋城総合事務所 2017『名勝名古屋城二之丸庭園発掘調査 報告書 第1次~第3次』
- 名古屋城調査研究センター 2020『名勝名古屋城二之丸庭園発掘調査報告書 第4次~第6次』
- 美濃口紀子 2017『熊本地出土の近世瓦一刻印瓦と瓦師を中心にして—』『第66回埋蔵文化財研究集会 幕藩体制下の瓦—近世都市遺跡における生産と流通— 発表要旨・資料集』
- 山崎信二 2008『近世瓦の研究』
- 渡辺誠 1995『日本・琉球への近世初期の滴水瓦の伝播』『王朝の考古学』

「水型棟瓦」に見られる特徴で、例えば京都妙心寺の「ろうそく棟」と呼ばれる「滴水型棟瓦」は瓦当全体の中心より瓦当文様がやや小巴よりも寄って描かれている。名古屋城二之丸庭園出土の「滴水瓦」も小巴に0.4mm寄っており、「ろうそく棟」と同様の特徴を持っている。

名古屋城二之丸庭園出土「滴水瓦」の左側が欠損していることも仮説②の可能性を高めている。文様が中心からやや左側に寄っていることも仮説②を補強していると考えている。

#### 4まとめと課題

3.2. 以降で述べたように、棟瓦が普及した近世後期以降の層位から出土している点、先行研究で明らかにされた文様パターンに当てはまらない点から名古屋城二之丸庭園出土「滴水瓦」は②「滴水型棟瓦」である可能性が高いと考えている。即ち棟瓦であると考えられる。「均整流水文」の類例について検討が足りなかつたものの、「滴水型棟瓦」の文様は花文、家紋、年号といった滴水瓦の文様法則にとらわ

れずに多種多様な文様構成となっており「均整流水文」が特異な文様ではないともいえる。

滴水瓦型の瓦当面を持つ軒棟瓦の名称について「花文瓦・波瓦」、「ろうそく棟」、「朝鮮軒」、「滴水棟」など地方独自の名称が存在し、全国で統一された名称はない。そもそも滴水瓦は平瓦に分類される。平瓦と丸瓦が結合して棟瓦化したように、滴水瓦と丸瓦が結合して「滴水型棟瓦」となったと考えられる。

城郭に滴水瓦を葺く行為は雨水を誘導する機能的なメリットの他に、「文禄・慶長の役に参戦渡海したステータス」(中井2005)としての役割をもっていたと考えられている。ところが渡海していない徳川家やその臣民が滴水瓦を前城主から引き継いで使用する段階になると文禄・慶長の役を示す象徴的役割を果たさなくなったりと考えられる。また、棟瓦の急速な普及も相まって滴水瓦も棟瓦化したと考えられる。これら「滴水型棟瓦」は滴水瓦が持つ雨水を誘導する機能を継承し、象徴性が失われた瓦であると言える。

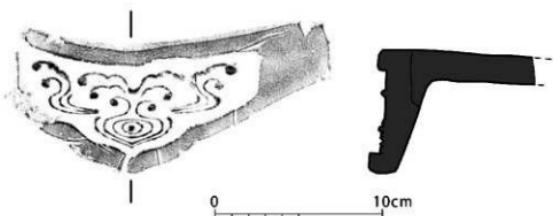


図1 名古屋城二之丸庭園出土「滴水瓦」実測図及び拓本

いる。しかし、前述したように滴水瓦は慶長5年(1600)以降に流行するという説に基づけば、福島正則が滴水瓦を使用するのであれば清洲城ではなく慶長5年(1600)に入封した広島城を選択すると思われる。福島正則期広島城で出土していない瓦が清洲越し等によって名古屋城へ運ばれる可能性は低いと言わざるを得ない。

### 3-3 ③滴水瓦が棟瓦化した「滴水型棟瓦」である可能性

#### 3-3-1 「滴水型棟瓦」について

愛知県・岐阜県下では棟瓦と結合して波瓦・花瓦などとよばれているが、昭和三四年(一九五九)の伊勢湾台風以後一段と普及した(渡辺1995)とある。「花瓦・波瓦」と呼ばれる滴水瓦に似た瓦当面をもつ棟瓦が東海地方で見ることができ、滴水瓦の特徴である雨水をスムーズに軒下へ落とす機能が継承されていることが分かる。「花瓦・波瓦」は東海地方だけでなく、熊本では「朝鮮軒」(渡辺1995)と呼ばれている。京都では「滴水棟」として報告されている例もある。このように滴水瓦の瓦当をもつ棟瓦は各地域によって名称が異なっている。

本稿では「花瓦・波瓦」、「朝鮮棟」、「滴水棟」のような滴水瓦の瓦当をもつ棟瓦を便宜的に「滴水型棟瓦」とする。「滴水型棟瓦」は京都妙心寺をはじめ各地の寺社・長崎興福寺等の黄檗宗寺院、また現代では日本各地の中華街や一般住宅等、全国で広く見ることができるような棟瓦である。

#### 3-3-2 名古屋城における「滴水型棟瓦」の出土事例

「滴水型棟瓦」を葺くことと文禄・慶長の役への参加は関連性がみられないため、名古屋城から出土することは異例なことではない。実際

に二之丸庭園でも平成26年(2014)に「滴水型棟瓦」が1点出土し、軒棟瓦として報告されている。「軒平部が滴水瓦で逆三角形を呈す。文様部は中央で画されて両側に左右対称の唐草文(陽刻)が配されている。」(名古屋城総合事務所2017)と報告されている。

二之丸庭園以外では名古屋城三の丸遺跡から出土している。報告では「棟瓦」という分類の中でさらには「滴水瓦」に小分類されている(愛知県埋蔵文化財センター1993)。

名古屋城三の丸遺跡第4次調査においては4点出土している。そのうち3点は表土等から出土しているため、時期は不明である。1点は18世紀中頃から19世紀中頃にかけて存在した壇に伴う石列から出土している。出土点数が1点であるため、壇に伴うものであると言い切ることはできないが、「滴水型棟瓦」葺きの壇が存在した可能性を想定することはできる。

文様はいずれも唐草文である。

#### 3-3-3 名古屋城二之丸庭園出土「滴水瓦」と「滴水型棟瓦」の比較検討

名古屋城二之丸庭園出土「滴水瓦」は高さが7.2cmあり、他の名古屋城出土の「滴水型棟瓦」に比べてやや大きい。

文様は2014年に二之丸庭園から出土「軒棟瓦」の文様は中心に棹を設け、左右に唐草を配するもので、名古屋城三の丸遺跡出土瓦は唐草文である。

しかし名古屋城における「滴水型棟瓦」の出土数は軒丸瓦や軒平瓦の出土数に比べると圧倒的に少ないものの、「滴水型棟瓦」が名古屋城で見られることは不自然なことではない。

また、「滴水型棟瓦」の特徴として小巴と接続した際、視覚的なバランスをとるために瓦当の文様の中心を滴水瓦部全体の中心よりややずらした位置に配する瓦がある。これは一部の「滴

する。琉球でよく見られるタイプは明朝の流れをくむもので現代の中国でも見ることができる。また、長崎の黄檗宗寺院や現代日本の中華街や南京町といった中国との関りが強い地域や建物でも見ることができる。

### 3 名古屋城二之丸庭園出土「滴水瓦」の再検討

#### 3-1 名古屋城二之丸庭園出土「滴水瓦」について

名古屋城二之丸庭園で出土した「滴水瓦」は向かって左側が一部欠損しているものの、瓦当面の残存状況は良好である。平瓦部は後部全体が欠損している。そのため長さ、幅は不明である。高さは7.2cmである。瓦当面と瓦当面側面は燻がないが、平瓦部は燻がかけられている。

「滴水瓦」は北池の東側から近世後半から近代以降の遺物とともに出土している。遺物全体の年代幅が広く、層位から年代を限定するには困難である。

瓦当面が平瓦部に対して $90^{\circ}$ に近い角度で接続(図1)しており、取り付き角 $120^{\circ}$ である。1600～1617年代の滴水瓦より新しいものと考えることができる。

文様は「均整流文式」(図1)と報告されているように中心飾りに花、家紋、年号のいずれにも該当しない文様構成となっている。文様はやや左側に寄って版押しがされている。<sup>(1)</sup>二度押しされた痕跡から推定すると中心の珠文から押版部右端まで7.4mmに対して、左端までは7mmとわずかに左側に寄っている。

文様の名称について「流水文」と報告されているが、中心飾りが形骸化した唐草文様の様に見える。どちらにせよ類似する文様を持つ滴水瓦は近世城郭にない。

名古屋城は慶長15年(1610)に築城が始まり、同19年(1614)に尾張藩主徳川義直が駿府城から名古屋城へ居を移した。名古屋城築城期に滴水瓦が存在したのであれば、前述した姫路城、和歌山城や熊本城など渡海した大名が滴水瓦を持つ城郭より10年程度遅れる。徳川義直はもちろん父である家康も朝鮮半島には渡海していない。前述したように取り付き角が $90^{\circ}$ に近いため、他城郭で1600年～1617年に葺かれた滴水瓦とは角度が異なる。名古屋城は徳川家による新規築城なので姫路城のように渡海していた前城主が滴水瓦を葺き、それを継承したタイプでもない。

以上の様に名古屋城二之丸出土の「滴水瓦」は取り付き角、文様、滴水瓦使用大名の特徴がいずれも既存の滴水瓦研究の分類方法に当てはまらない。そこで名古屋城二之丸出土の「滴水瓦」の正体について考えられる可能性として2つの仮説を提示する。①清洲城に葺かれていた滴水瓦を名古屋城へ流用した。②滴水瓦が棟瓦化したいわゆる「花瓦・波瓦」(以下「滴水型棟瓦」とする。)であるという2つの可能性を上げることができる。①清洲城に葺かれていた滴水瓦を名古屋城へ流用したと②滴水瓦が棟瓦化したいわゆる「滴水型棟瓦」について次章以降で検討していく。

#### 3-2 ①清洲城に葺かれていた滴水瓦を名古屋城へ流用した可能性

①清洲城に葺かれていた滴水瓦を名古屋城へ流用したものである場合、滴水瓦は文禄の役に参加した福島正則が現地で収奪もしくは模倣したものが清洲城に葺かれたものと考えられる。ところが清洲城から滴水瓦は出土していない。文禄・慶長の役に参加し居城に滴水瓦を葺いた大名の多くは関ヶ原合戦後の新規築城または既存城郭の大規模改修後に滴水瓦を葺いて

## 〈資料紹介〉名古屋城二之丸出土の「滴水瓦」について

高橋 圭也

### キーワード

滴水瓦 栓瓦 文禄・慶長の役

### 1 はじめに

名古屋城では二之丸庭園修復整備に伴う発掘調査を継続的に行っている。平成29年(2017)に実施した第5次調査で北園池、旧将校集会所跡、枯池を発掘した。その中で北園池東側から「滴水瓦」が出土している。報告書では「滴水瓦の軒平の瓦当である。文様区にはシャープな均整流水文がみられる。瓦当全面、その端面、側面、瓦当に接する上面端部が意識的に彫りを行っていない明白褐色を呈する。」(名古屋城調査研究センター2020)と報告されている。

17世紀に築城された城郭において出土する滴水瓦は文禄・慶長の役で朝鮮半島に渡海した大名が使用している例がほとんどである。朝鮮半島に渡海していない徳川家やその臣下が17世紀初頭の段階で居城に滴水瓦を使用する例は以下の2パターンがあげられる。前城主によって葺かれた滴水瓦の形状を引き継いで新たに製作したパターン、前城主が葺いたものを継続して使用したパターンである。前者は姫路城における柳原家と酒井家であり、後者は和歌山城の紀伊徳川家である。

名古屋城は築城時から一貫して尾張徳川家が城主であり、この2パターンには当てはまらない。また、他城郭に類例のない文様構成であることもあって、名古屋城二之丸庭園出土の「滴水瓦」が新パターンであれば先行研究の枠組みから外れた新しい事例である。そこで、本稿では名古屋城二之丸庭園出土「滴水瓦」がはたして滴水瓦であるのかといった根本から再検討を行う。

### 2 滴水瓦について

近世における滴水瓦は基本的に文禄・慶長の役後に日本で普及した瓦で文禄・慶長の役に参加した大名が所有する城郭や屋敷、菩提寺に葺いたとされている。

滴水瓦は中国を発祥とする瓦で琉球王国や対馬等の日中・日韓国境付近を中心に文禄・慶長の役以前から見ることができるが、17世紀初め文禄・慶長の役の副産物である朝鮮半島から日本への技術流出を背景に西日本を中心に流行する。近世城郭では慶長5年(1600)～元和3年(1617)という短い時期に急激に流行する(中井2005)。

形態は17世紀初め頃の滴水瓦は瓦当面が逆三角形で、雨水をスムーズに軒下へ落とすために瓦当面が平瓦部に対して $120^{\circ}$ で接続している(渡辺1995)。接続角は次第に形骸化し、軒丸瓦・軒平瓦のように瓦当面が平瓦部に対して $90^{\circ}$ に近い角度で接続するようになっていく(渡辺1995)。

文様は文禄・慶長の役以前から葺かれていた対馬金石城と島根県の富田城が蓮華文である。それ以外の城郭では家紋もしくは製作年を中心飾りとするタイプである。

製作年を中心飾りとするタイプは朝鮮半島で一般的にみられるものであり、日本では17世紀の城郭でよくみられる。このタイプは朝鮮半島の模倣もしくは現地から収奪したものである。

中心部に家紋を描くタイプは元来から日本で瓦当文様を家紋とする軒丸瓦が存在しており、それを滴水瓦へ応用した文様だと考えられる。

琉球では花を形象化した文様を中心飾りとし、左右に葉を形象化した文様を配するタイプで金石城と富田城で見られるタイプにやや類似

---

名古屋城調査研究センター研究紀要（第2号）

発行日 2021年3月31日

編集・発行 名古屋城調査研究センター

〒460-0031

名古屋市中区本丸1番1号

電話 052-231-2481

FAX 052-218-5335

印刷・製本 久米翔

---